

・第2編

一般災害対策編

◆第1章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

町その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

町及び防災関係機関は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

(1) 町及び防災関係機関は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。

(2) 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

ア 防災対策関連法令

イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項

ウ 災害に関する基礎知識

エ 災害を防止するための技術

オ 住民に対する防災知識の普及方法

カ 災害時における業務分担の確認

3 住民等に対する防災知識の普及

(1) 町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

(2) 町及び防災関係機関は、防災士その他防災に関する知識を有する者と連携しながら、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。

ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催

イ インターネット、広報誌の活用

ウ 起震車等による災害の擬似体験

- エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
 - オ 防災関係資料の作成、配布
 - カ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し
 - キ 自主防災活動に対する指導
- (3) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。
- ア 地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
 - イ 気象警報、避難指示等の意味、内容及びとるべき行動
 - ウ 平常時における心得
 - (7) 地域の危険箇所や指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館などの避難場所、避難経路等を確認する。
 - (8) 他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
 - (9) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄及び非常持出品(救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備を行う。
 - (10) いざというときの対処方法を検討する。
 - (11) 防災訓練等へ積極的に参加する。
 - (12) 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
 - (13) 愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。
 - (14) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
 - (15) 広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。
 - エ 災害時における心得、避難誘導
 - (7) 所在(居住または滞在)する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。
 - (8) 所在(居住または滞在)する自治体による防災対策に従う。
 - オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
 - カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
 - キ 災害危険箇所に関する知識
 - ク 過去における主な災害事例
 - ケ 災害に関する基礎知識
- (4) 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。
- (5) 町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (6) 町は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。

4 児童、生徒等に対する教育

- (1) 町は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。
- (2) 町は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (3) 町は、学校において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育が推進されるよう努めるものとする。

5 防災文化の継承

- (1) 町及び防災関係機関等は、防災士その他防災に関する知識を有する者と連携しながら、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
- (2) 町及び防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
- (3) 住民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

6 国際的な情報発信

防災関係機関等は、災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

7 防災と福祉の連携

町は、防災（防災、減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者等要配慮者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

8 専門家の活用

町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

第2節 地域防災活動活性化計画

第1 基本方針

- (1) 町は、地域住民が「自分達の地域は、自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努める。
- (2) 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。
- (3) 町は、町内の一定の地区内の住民等から町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2 自主防災組織の育成強化

1 自主防災組織の結成促進及び育成

- (1) 町は、町内会、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織が町全域に結成されているため、その育成強化に努める（資料2-3）。
- (2) 町は、防災士その他防災に関する知識を有する者と連携しながら、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。
- (3) 町は、自主防災組織の自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、必要な指導、援助を行う。

2 自主防災組織の活動

- (1) 町は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を定め、平常時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施
- (ウ) 情報の収集、伝達体制の確立
- (エ) 家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検
- (オ) 防災用資機材等の備蓄及び管理
- (カ) 地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の構築

イ 災害時の活動

- (ア) 安否確認及び避難誘導
- (イ) 出火防止及び初期消火
- (ウ) 住民に対する避難指示等の伝達、確認
- (エ) 地域内の被害状況等の情報収集

- (㊦) 救出、救護活動の実施及び協力
- (㊧) 炊出し及び救援物資の配分等避難所運営に対する協力

第3 消防団の活性化

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する（資料2-2）。

- (1) 「消防団活性化総合計画」の策定
- (2) 消防団の施設・設備の充実強化
- (3) 消防団員の教育訓練の充実強化
- (4) 報酬・出動手当の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善
- (5) 消防団総合整備事業等の活用
- (6) 競技会、行事等の開催
- (7) 青年層、女性層及び公務員の消防団への加入促進
- (8) 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

第4 住民等による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。
- (2) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行う等、町と連携する。
- (3) 町は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、町地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 町は、計画提案の制度について、その普及に努める。
- (5) 町は、男女共同参画の視点から、町防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、岩手県の男女共同参画センターとの連携体制を構築する。

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

町及びその他の防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。

- (1) 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
- (2) 防災関係機関相互の協力体制の確立
- (3) 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 実施要領

1 実施方法

- (1) 町は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。
- (2) 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的に実施する。
- (3) 訓練は図上訓練又は実地訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努める。
 - ア 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため実施する。
 - イ 実地訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実地に防災活動に習熟するため実施する。
- (4) 地震、風水害等の想定に基づき実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。
 - ア 災害対策本部設置・運営訓練
 - イ 通信情報連絡訓練
 - ウ 職員非常招集訓練
 - エ 避難訓練
 - オ 避難所開設・運営訓練
 - カ 救出・救助訓練
 - キ 医療救護訓練
 - ク 消防訓練
 - ケ 水防訓練
 - コ 自衛隊災害派遣要請訓練
 - サ 要配慮者を対象とした訓練

- シ 遺体対応訓練
- ス 多言語対応訓練
- セ 施設復旧訓練
- ソ 交通規制訓練

2 実施に当たって留意すべき事項

町は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域の置かれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実際的な災害想定を行う。

(2) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(3) 広域的な訓練の実施

広域応援体制の確立を図るため、近隣市町村や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。

(4) 地域住民、教育機関等の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア等、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。

また、児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地域への普及の核心となることから、管内の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得る。

(5) 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施する。

(6) 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用し合同、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

第4節 気象業務整備計画

第1 基本方針

災害による被害の防止・軽減を目的として、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上を図るとともに、県、市町村その他の防災関係機関や報道機関を通じて住民に適時・適切に、防災気象情報を提供できる体制を整備する。

第2 気象業務の実施体制の整備等

町及び防災関係機関は、以下の観測施設の整備・配置、観測体制の充実、観測データ・気象情報等の共有などについて協力し、連携の強化に努める。

1 気象官署

機 関 名	整 備 等 内 容
盛岡地方気象台	(1) 災害発生時等における防災気象情報を補完するための資料を防災関係機関へ適時・適切に提供 (2) 過去の観測資料等の収集・整理、データベース化 (3) 県等が防災対策を講ずることを目的として観測施設を設置する場合に必要な技術的協力

2 地域気象観測システム（アメダス）

施 設 名	所在地	備 考
地域気象観測所	葛 卷	降水量、気温及び風（風向、風速）を観測、日照時間を推定
積雪深計	葛 卷	積雪量を観測

3 地震観測施設

区 分	所 在 地	摘 要
多機能型地震計	葛巻第39地割218番地	気象庁
強震計	葛巻第8地割5番地1	防災科学技術研究所
高感度地震観測施設	江刈第34地割111番地2	防災科学技術研究所
電子基準点	葛巻第5地割170番地2	国土地理院
計測震度計	葛巻第16地割1番地1	岩手県

4 超高密度気象観測システムPOTeka

設置箇所	所在地
大城定住促進住宅	葛巻第14地割37番地
田野生活構造改善センター	田部字触沢3番10号
森の館ウッディ	江刈第1地割95番地21
道の駅くずまき高原	葛巻第39地割159番地3
小屋瀬農村センター	葛巻第28地割20番地
江刈農村センター	江刈第14地割238番地2
江刈馬淵自治会館	江刈第34地割125番地7

第3 情報伝達体制の整備

1 気象庁

町及び防災関係機関が行う防災活動の迅速な立ち上がりに資するよう、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知する。

2 町

気象庁等から発表される気象予警報等の防災気象情報を住民に適時・的確に提供するため、屋外告知放送、くずまきテレビ、宅内告知端末、ホームページ、ライフビジョン、エリアメール等を活用し住民に周知するよう努める。

第4 防災に関する知識の普及、意識の啓発

〔盛岡地方气象台〕

住民の防災気象情報への理解を促進し、公助にとどまらず自助・共助の場面においても防災気象情報がより積極的かつ適切に利活用されることが災害による被害を最小限にするための有効な手段であることを認識し、関係機関との協力のもと、防災気象情報の活用能力の向上を含め、様々な状況下で住民一人ひとりが自らの判断で危険を回避し安全を確保する行動をとることを可能とするための知識の普及啓発を図り、住民の防災活動を推進する。

1 防災気象情報の活用能力向上

自らが発表する防災気象情報について解説を行うよう努め、その理解を促進するとともに、情報を受けた利用者が適切な対応をとることができるように情報活用能力の向上を図る。

2 安全知識の普及啓発

気象現象等の急な発生・変化や情報伝達手段の途絶等により情報の入手が困難な場合でも、住民一人ひとりが周囲の状況から自ら判断して安全確保の行動ができるよう、安全知識の普及啓発を図る。

3 実施事項及び実施にあたっての留意事項

(1) 平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などを行う。

- (2) 災害には地域特性があることを踏まえ、各地域の地理的・社会的状況や過去の災害の発生状況、自然災害について抱えているリスク等も考慮する。
- (3) 防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関、教育機関、報道機関、気象・地震等の現象や防災に関して専門知識を有する団体等の協力を得て、防災関係者及び一般向けの講習会等を実施するほか、気象台の果たす役割の説明等を行う。

4 災害教訓の伝承

大規模災害に関する映像を含めた各種資料を収集・保存し、その調査分析結果を公開すること等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第5節 通信確保計画

第1 基本方針

- (1) 町及び防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡システムを定め、通信手段の適切な運用を図る。
- (2) 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。
- (3) 効率的・効果的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
- (4) 町、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連絡体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の推進等を図るものとする。

第2 通信施設・設備の整備等

1 県防災行政無線

- (1) 県は、デジタル方式による衛星通信施設の整備などにより、防災行政情報通信ネットワークの機能拡充を図る。
- (2) 県は、防災行政情報通信ネットワークの関係施設の耐震化を図る。

2 緊急情報伝達システム

- (1) 町は、屋外告知システム、宅内告知端末等の増設などにより、その機能強化に努める。
- (2) 町は、緊急情報伝達システム、その他の通信施設に係る非常用電源設備の整備等に努める。

3 防災相互通信用無線の整備

町本部長は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

4 その他の通信施設の整備

- (1) 防災関係機関は、気象予報・警報等の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努

める。

- (2) 防災関係機関は、災害時における円滑な情報の収集及び連絡を実施するため、専用通信施設（災害優先電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化、耐震化に努める。

5 災害時優先電話の指定

町その他の防災関係機関は、災害等によるふくそう時においても通信を確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

6 通信運用マニュアルの作成等

- (1) 町その他の防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。
- (2) 衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施、防災関係機関間の衛星携帯電話を含む電話番号情報の共有に努める。
- (3) 防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する機能を維持するため、定期的に、点検を実施する。

第6節 避難対策計画

第1 基本方針

- (1) 町は、火災、水害等の災害から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- (2) 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- (3) 住民は、災害時に的確な避難行動がとれるよう平常時から災害に対する備えに努める。
- (4) 町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第2 避難計画の作成

1 町の避難計画

- (1) 町は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。

ア 高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の一般住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの）、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法	
イ 避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口	
ウ 避難場所等への経路及び誘導方法	
エ 避難場所等の管理	<ol style="list-style-type: none"> ① 管理責任者 ② 管理運営体制 ③ 職員の動員体制及び運営スタッフの確保 ④ 災害対策本部及び各避難場所等との連絡手段 ⑤ 食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法 ⑥ 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法 ⑦ 医療機関との連携方法 ⑧ 避難収容中の秩序維持 ⑨ 避難者に対する災害情報の伝達 ⑩ 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底 ⑪ 避難者に対する各種相談業務 ⑫ 自主避難者に対する各避難所の随時開放体制
オ 避難者に対する救	<ol style="list-style-type: none"> ① 給水

援、救護措置	<ul style="list-style-type: none"> ② 給食 ③ 空調 ④ 医療・衛生・こころのケア ⑤ 生活必需品の支給 ⑥ その他必要な措置
カ 避難行動要支援者に対する救援措置	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報の伝達 ② 避難の誘導及び避難の確認 ③ 避難所等における配慮 ④ 平常時からの関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有 ⑤ 避難支援プラン（全体計画、個別計画）の策定 ⑥ 福祉避難所として社会福祉施設等を指定・協定締結 ⑦ 避難場所から避難所への移送手段
キ 避難場所等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 収容施設（耐震化、設備・機器の整備、非常電源の確保、資器材の整備、生活必需品の備蓄） ② 給食施設 ③ 給水施設 ④ 情報伝達施設
ク 住民に対する広報	
ケ 避難訓練	

- (2) 避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (3) 避難計画作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導體制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。
- (4) 町は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の具体的な発令基準を策定し、町地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。
- (5) 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区

域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省、気象庁及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

- (6) 避難計画に盛り込む避難指示等の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、町による避難指示等の基準の策定又は見直しを支援する。
- (7) 避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、保育園等との連絡、連携体制の構築に努める。
- (8) 避難手段は、原則として徒歩による。ただし、避難所までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。
- (9) 避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援等実施者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。
- (10) 避難計画の作成に当たっては、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。
- (11) 町は、避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の更新・配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップ等の更新に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- (1) 学校、病院、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。
- (2) 施設の管理者は、町、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。
- (3) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、これを町長に報告するとともに、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を町長に報告するものとする。
- (4) 町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

- (5) 学校・保育園等においては、児童、生徒、園児を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等のほか、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定める。
- (6) 病院においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。
- (7) 観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する避難指示等の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。

3 広域避難及び広域一時滞在

- (1) 町は、災害が発生するおそれがあり、自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- (2) 町は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- (3) 町は、広域避難又は広域一時滞在の受入れ（他都道府県からの受入れを含む。以下「広域避難等」という。）を想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法等を定めたマニュアル等の整備に努める。

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

- (1) 町は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

- (2) 町は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(3) 避難場所等の区分

ア 指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4に規定されるもの）

災害の危険が切迫した場合に住民等が一時的に避難する場合の場所又は施設等

イ 指定避難所（災害対策基本法第49条の7に規定されるもの）

被災者、避難者が一定期間避難生活を送る施設等

ウ 福祉避難所（災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定されるもの）

介護の必要な高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病人のうち、特別の配慮を必要とする人たちを一時的に受け入れてケアする施設

<p>避難場所</p>	<p>ア 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。 イ がけ崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。 ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。 エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する。）を受け入れることができる場所であること。 オ 避難する際に、できるだけ主要道路、河川等を横断しなくてすむ場所であること。 カ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。</p>
<p>避難所</p>	<p>ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。 エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。 オ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。 カ 暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。 キ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されている。 ク 避難生活の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。</p>

(4) 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを住民等へ周知するよう努める。

(5) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする

(6) 町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

(7) 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(8) 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ

ており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

- (9) 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入れ対象者を特定して公示する。
- (10) 町は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (11) 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- (12) 町は、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、宿泊施設等の活用等を含めて検討するよう努める。
- (13) 町は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

2 町指定の避難場所等

町が指定する避難場所（危険から身を守るために一時的に避難する場所）と避難所（避難生活がある程度長引くと考えられる場合に避難者が生活するための施設）及び福祉避難所（一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のための施設）を資料7-1のとおり指定する。なお、福祉避難所は必要に応じて開設される二次的避難所であり、原則として最初から開設するものではない。

3 避難道路の整備等

町は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定するとともに整備に努める。

- ア 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。
- ウ 浸水等の危険のない道路であること。
- エ 避難路は、原則として相互に交差しないこと。
- オ 避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議のうえで、交通規制計画を定めること。

4 避難場所等の環境整備

- (1) 町は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図る。
 - ア 住民に各種情報を確実に伝達できるような双方向の通信機材の配備
 - イ 非常用電源の配備とその燃料の備蓄
 - ウ 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置

- エ 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備
- オ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備
- カ 毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備
- キ 高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備
- ク プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備
- ケ 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備

- (2) 町は、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であることを明示するよう努める。
- (3) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

第4 避難所の運営体制等の整備

- (1) 町は、指定避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ指定避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- (2) 県は、指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルモデルの作成等により、町のマニュアル等の作成を支援する。

第5 避難行動要支援者名簿

- (1) 町は、町地域防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
- (2) 町は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用には支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。
- (3) 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を適切に行うため、次の事項を定める。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者の避難支援、安否確認及び生命又は身体を災害等から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

- (7) 名簿に掲載する者の範囲
 - a 高齢者（高齢者のみの世帯に属する75歳以上の者）
 - b 要介護認定者（要介護区分3、4及び5の認定を受けた者）
 - c 障がい者（障がい者手帳の等級等が重度の者）
 - d 乳幼児

- e 本人等から申し出のあった妊婦及び出産後2か月までの産婦
- f その他支援を要する者

上記のほか、難病患者その他療養者、日本語の理解が十分でない外国人等であって、自ら支援を申し出た者又は町や地域が支援の必要性を認めた者を対象とする。

(4) 名簿に掲載する個人情報及びその入手方法

名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に関し必要な事項を記載する。

町は、名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、平常時から情報を福祉担当部局に集約する。

(5) 名簿の更新

町は、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ決め、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

イ 避難支援等関係者

町は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、その他全体計画に定める団体等（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿を提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

ウ 名簿情報の提供に際しての漏えい防止のための措置

名簿の提供を避難支援等関係者に限定するほか、提供先に対し、守秘義務の厳守、保管方法、複製の禁止等を指導するなど、名簿情報の漏えい防止のための措置を講ずる。

エ 避難行動要支援者が適切に避難を行うための避難指示等における情報伝達上の配慮

町は、避難指示等の発令及び伝達に当たり、避難支援等関係者と協力し、避難行動要支援者が適切に避難を行うことができるよう必要な情報の内容及び情報の伝達方法について配慮する。

オ 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者に対する支援は、避難支援等関係者の安全が確保できる範囲とし、避難行動要支援者からの理解を求めよう努める。

カ 避難行動要支援者の個別支援計画（避難支援プラン）の策定

災害発生時の地域ぐるみの支援体制の充実を図るため、日頃から自主防災組織等、民生委員・児童委員、介護サービス事業者等との情報共有を図り、避難行動要支援者一人ひとりの支援計画の策定の促進に努める。

(4) 応急対策の配慮

ア 避難行動要支援者が避難のための立ち退き指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるように特に配慮しなければならない。

イ 災害応急対策に従事する関係者の安全確保に十分配慮しなければならない。

(5) 防災教育・訓練の充実

ア 避難行動要支援者が自ら対応能力を高めるために、個々の様態に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

イ 避難行動要支援者の支援活動の中心となる支援者の育成に努める。

第6 避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施、ホームページやアプリケーションなど、多様な手段を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

避難場所等に関する事項	ア 避難場所等の名称及び所在地並びに避難所と避難場所の別 イ 避難場所等への経路 ウ 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方
避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 イ 避難指示等の用語の意味 ウ 避難指示等の伝達方法 エ 避難の方法 オ 避難後の心得
災害に関する事項	ア 災害に関する基礎知識 イ 過去の災害の状況

第7 避難訓練の実施

- (1) 町は、災害時に住民が的確な避難行動をとることができるよう意識高揚を図り、避難経路や避難場所を住民自らが実際に確認し、又は避難所の運営訓練を実施することを督励するとともに、防災訓練の一環として、又は単独で、避難訓練を実施する。
- (2) 訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民が参加するよう配慮する。

第7節 災害医療体制整備計画

第1 基本方針

- (1) 災害発生直後から災害中長期にわたり、災害や被災地の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築する。
- (2) ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下に対応するため、災害拠点病院等を整備することにより、後方医療体制の確保を図る。

第2 災害拠点病院

1 災害拠点病院の活用

県本部長が指定する災害拠点病院は次のとおりであり、救護所等において対応できない多数の重症患者が発生した場合等に活用する。

[県本部長が指定する災害拠点病院]

区 分	病 院 名
基幹災害拠点病院	盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院
地域災害拠点病院	県立中央病院

2 医療機関の防災能力の向上

- (1) 医療機関は、災害時においても、医療施設の機能を維持し、空床の利用や収容能力の臨時拡大等により、傷病者の収容を行うよう努める。
- (2) 医療機関は、水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止した場合の対策及び医療スタッフ並びに医薬品等の確保対策について、相互に支援を行う体制を整備するなど、防災能力の強化を図る。
- (3) 医療機関は、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアルの作成に努める。
- (4) 町は、保健師、看護師、薬剤師、歯科衛生士等医療従事者に対し、災害時における被災者の健康管理や衛生指導に関する研修等を実施し、人材育成を図る。

第8節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

町は、避難指示等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 実施要領

1 避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画

- (1) 町は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランを策定する。
- (2) 町は、防災担当部局や保健福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (3) 町は、消防機関、岩手警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。
- (4) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。
- (5) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (6) 町は、避難行動要支援者情報の収集・共有や個別避難計画の作成について、社会福祉協

議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。

- (7) 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

2 災害情報等の伝達体制の整備

- (1) 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、町は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。
- (2) 町は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。
- (3) 消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉・医療関係者と連携し、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施する。
- (4) 町は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。
- (5) 町は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。
- (6) 町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は危機の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (7) 町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 避難誘導

町は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導體制の整備を図る。

4 避難生活

- (1) 町は、関係機関と連携し、避難所における要配慮者の支援窓口の設置、保健師等による健康相談、岩手県災害派遣福祉チームの受入れなど、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、避難行動要支援者の避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。
- (2) 避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者（オストメイトを含む。）用トイレ及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築などに努める。

5 社会福祉施設等の安全確保対策

- (1) 社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。

特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。

- (2) 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。

また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。

6 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

町は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら避難計画に基づき防災訓練等の実施に努める。

7 外国人の安全確保対策について

- (1) 防災教育、防災訓練の実施

防災関係機関は、県、町及び国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対し、多言語による防災知識の普及に努める。

また、県及び町は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

なお、町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。

- (2) 避難計画

町は、第2章第15節第3に定める避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在留外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

- (3) 情報伝達及び案内標示板等の整備

ア 町は、災害時において外国人が迅速かつ確実に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難指示等の伝達手段の確保に努める。

また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムを活用等によりわかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

イ 県及び町は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

- (4) 情報の提供

ア 県及び町は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。

イ 県及び町は、災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

(5) ボランティアの育成等

県及び町は、国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。

(6) 生活相談

町は、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。

第9節 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

- 1 町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、町民及び事業所における物資の備蓄を促進する。
- 2 町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第2 備蓄の種類

備蓄の種類については、次のとおりである。

- (1) 災害に備え、県、市町村、事業所、県民が主体となり備蓄する食料、飲料水等の物資（備蓄物資）
- (2) 災害発生時、被災地方公共団体に対して被災地外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資で、調達費用等の対価が生じないもの。（義援物資）
- (3) 県又は市町村が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要量調達する物資で、原則、調達費用等の対価が生じるもの。（流通在庫備蓄）
- (4) 国が、被災地方自治体からの具体的な要請を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する仕組（プッシュ型支援）

第3 町の役割

- (1) 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、性別、性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者、乳幼児及び妊産婦等要配慮者の多様なニーズに配慮する。
- (2) 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。
- (3) 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- (4) 備蓄は、指定避難所等に分散して、災害時に避難者を取り出して使用できるようにする。
- (5) 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する。
- (6) 県は、町が飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等避難生活に必要な物資の供給又は調達が困難な場合に備え、県内の各地域に物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行う。また、町に

おける要配慮者に配慮した物資の備蓄等について、必要に応じて助言を行う。

第4 町民及び事業所の役割

1 町民の役割

各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

[家庭における備蓄品の例]

飲料水、食料（アレルギー対応含む）、ラジオ、懐中電灯・ローソク、予備電池、医薬品、携帯トイレ、下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品、紙おむつ、タオル、毛布、軍手、貴重品、カセットコンロ、石油ストーブ等

2 事業所の役割

事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし、定期的に点検及び更新に努める。

第10節 孤立化対策計画

第1 基本方針

町は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努める。

第2 災害時孤立化想定地域の状況

平成20年岩手・宮城内陸地震への対応等を踏まえ、町において孤立化するおそれのある地域の状況などを把握したところ、現状は次のとおりである。

1 孤立化想定地域及び発生原因

町の孤立化想定地域は3地域となっており、孤立化の発生原因としては、「集落に通じるアクセス道路のすべてが損傷、道路への土砂堆積のおそれがある場合」及び「集落へのアクセス道路が1本しかない場合」が多くを占めている。

2 孤立化想定地域内の状況

- (1) 固定電話以外の通信手段がない、若しくは1種類の通信手段のみの集落
- (2) 救助・救出のためのヘリコプターの離着陸可能な場所がない集落
- (3) 集落内に指定避難所又は避難可能な場所がない集落

第3 孤立化想定地域への対策の推進

1 通信手段の確保

- (1) 町は、衛星携帯電話を整備し、通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- (2) 町は、防災ヘリコプター等による空中偵察に対し住民側から送る合図及びその方法をあらかじめ周知する。

〔県統一合図〕

- | |
|-----------------------------|
| ア 赤旗（負傷者等があり、早急な救助を求める場合） |
| イ 黄旗（負傷者等はいないが、救援物資等を求める場合） |
| ウ 白旗（異常なし又は存在を知らせる場合） |

- (3) 町は、孤立化のおそれがある場合に、地域の代表者に積極的に電話をするなど、住民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努める。

2 避難先の検討

町は、集落内に避難場所等がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家を

あらかじめ定めるなど、避難先の確保に努める。

3 救出方法の確認

町は、孤立可能性のある地域においてヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助ができる場所（以下「飛行場外離着陸場等」という。）の確保に努める。

また、地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合は、隣接する地域等において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

4 備蓄の奨励

町は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。

また、備蓄に当たっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において3日分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。

5 防災体制の強化

町は、住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。

第11節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 防災施設等の機能強化

町は、防災施設等の整備を進め、次に掲げる機能の強化を図る。

- (1) 災害応急対策活動における中枢機能
- (2) 町庁舎等の被災時におけるサブ機能
- (3) 防災ヘリコプター等による、災害応急活動を支援するための防災ヘリポート機能
- (4) 町民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
- (5) 人員、物資等の輸送、集積機能
- (6) 災害対策用資機材の備蓄機能
- (7) 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
- (8) 被災住民の避難・収容機能
- (9) 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

第3 公共施設等の整備

町は、避難路、避難地等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の不燃化、耐震化、断熱化及び非常用電源設備の整備等に努める。

町は、防災関係機関と協力し、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数の者を収容する重要施設等についての不燃化、耐震化、断熱化及び非常用電源設備の整備等に努める。

第4 消防施設の整備

町は、地域の実情に即した消防車両、消防無線、消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行う（資料2-1）。

第5 防災施設及び機材の整備計画

町は、次の防災施設及び機材の整備充実を図る。

- (1) 消防施設

② 〈1. 予防〉第11節 防災施設等整備計画

- (2) 水防用資機材
- (3) 林野火災用消火資機材

第12節 建築物等安全確保計画

第1 基本方針

- (1) 住宅密集地の災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の耐震化、不燃化を促進し、密集地の防災化を図る。
- (2) 文化的遺産であり、歴史上・学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

第2 建築物の不燃化の促進

1 公営住宅の不燃化促進

- (1) 公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。
- (2) 周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。

2 民間住宅の不燃化促進

市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

第3 防災空間の確保

住宅密集地における大規模火災に対する安全を確保するため、防災空間としての機能設備を持った公園や道路の整備を推進する。

第4 安全安心な町並みづくり

1 制度の活用による安全安心の確保

町は、がけ崩れ等の発生により被災するおそれがある住宅については、住民に対し、がけ地近接等危険住宅移転事業の活用を促す。

木造住宅耐震診断士派遣事業を推進し、申請があった場合は、木造住宅耐震診断士を派遣し、住宅の耐震性について簡易診断をするとともに、耐震改修等について啓蒙を図るとともに、道路、公園等の公共施設を整備するため、地区住民と協調のもとに、密集住宅市街地整備促進事業等を推進する。

2 住宅等の建替え時の指導

町は、建築物の建替えに際しては、敷地境界線からの後退などを指導し、緊急時の避難路の確保を図る。

第5 建築物の安全性の確保

1 防災上重要な建築物の安全性の確保

災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達及び避難、救助活動の本拠となる建築物が要求されることから、町は、次の町有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の安全性の確保に努める。

- (1) 災害時の避難誘導及び情報伝達、救助活動等の防災業務の中心となる町有施設
- (2) 災害時の緊急救護所、被災者一時収容施設となる学校、病院等

2 一般建築物の堅牢化の促進

町は、一般建築物の安全性確保の重要性について広く住民の認識を深めるとともに、建築物の堅牢化を促進する。

3 既存コンクリートブロック塀の安全性の確保

町は、道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとするように指導する。

特に主要通学路沿い及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期的点検、補強を指導する。

4 空家等の状況確認

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第6 宅地の安全確保

町は、宅地造成に伴う災害及び洪水、出水等による災害の防止を図るため、宅地造成工事規制区域及び災害危険区域の適切な指定を行い、安全確保の指導に努める。

第7 防火対策の推進

- (1) 消防機関は、消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理など、防火管理業務の充実を図るよう指導する。
- (2) 消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。
- (3) 事業場、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期するよう積極的に指導する。

第8 文化財の災害予防対策

1 文化財保護思想の普及

文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、住民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災施設等の整備

文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

建造物	○ 指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは、文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓、進入路等の設置を進める。
美術工芸品 考古資料 有形民俗文化財	○ 自動火災報知設備、貯水池、消火栓、消火器、進入路等の設備拡充を進める。 ○ 町、県指定文化財については、搬出不可能な文化財や文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を進めるとともに、搬出が容易な文化財も含めて、自動火災報知設備、給水設備等を整備する。
史跡 名勝 天然記念物	○ 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を進める。 ○ 史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、所在地域の予防計画と併せて、災害予防措置を講ずる。

3 文化財防災組織の編成、訓練等

- (1) 文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、檀家、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う。
- (2) 災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに、搬出計画をたてる。
 - ア 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。
 - イ 文化財の避難場所を定める。
 - ウ 搬出用具を準備する。

第13節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

災害による道路施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設、災害対策用資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

1 道路の整備

(1) 災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、各道路管理者は、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。

ア 道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路に係わる定期的な調査を実施する。

イ 上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

(2) 町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

2 トンネルの整備

災害時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルについて、各道路管理者は、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所の整備を進める。

(1) トンネルの耐震点検調査を実施し、補強対策工事の必要箇所を指定する。

(2) 上記調査に基づき、補強対策工事が必要と指定された箇所について、トンネルの補強工事を実施する。

3 障害物除去用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、各道路管理者は、レッカー車、クレーン車、工作車等の障害物除去用資機材の分散配備、増強に努める。

第14節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 上水道施設

水道事業者は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、資機材の整備等を図る。

1 施設の整備

- (1) 浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。
- (2) 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。
- (3) 既設管は、漏水対策を実施し、破損及び老朽管を発見して、布設替え等の改良を行う。

2 給水体制の整備

町及び水道事業者等は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲用水（1人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ過設備の配備、給水車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

第3 下水道施設

下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上及び防災対策用資機材の整備等を図る。

1 施設の整備

(1) 下水管渠

- ア 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため、構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め流下機能を確保する。
- イ マンホール蓋の点検を行い、飛散、磨耗等の危険な箇所の補修及び交換を行う。
- ウ 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材確保を図る。

(2) 終末処理場

- ア 終末処理場は、非常用発電設備を整備する。
- イ 処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。

2 下水道体制の整備

下水道施設の管理者は、災害時に対応ができるよう、下水管渠の整備を図る。

- (1) 応急復旧マニュアルの整備及び施設管理図書等の整備を推進する。

- (2) 応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。
- (3) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定に基づき協力的体制の整備を図る。

第4 電力施設

電力事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

町は、東北電力ネットワーク㈱が行う予防措置等に協力する。

第5 ガス施設

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱方法等の周知徹底を図る。

町は、プロパンガスの爆発を未然に防止するためのガス事業者等及び消防機関による予防措置に協力する。

第6 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。

町は、電気通信事業者が行う予防措置等に協力する。

1 設備の整備

電気通信事業者は、電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計の充実を図る。

2 電気通信設備等の点検調査

電気通信事業者は、電気通信設備等を常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備等の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は特別の巡視）を行い、不具合の早期発見とその改修に努める。

第15節 危険物施設等安全確保計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 石油类等危険物

1 保安教育の実施

- (1) 町は、法令の定めるところにより、危険物取扱者の保安講習の受講を関係者に推奨する。
- (2) 危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導強化

消防機関は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の指導
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の指導及び安全管理の指導
- (3) 危険物施設の所有者等及び危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導
- (4) 地震動等による危険物施設等への影響に対する安全措置指導

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

(1) 沈下測定の実施

危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

(2) 不等沈下の著しいタンクの措置

ア 消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保安検査を実施する。

イ 消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な改修を行わせるとともに、タンクの基礎の改修により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

(3) 敷地外流出防止措置

消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外への流出による二次災害を防止するため、危険物所有者に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう等の流出油防除資機材の整備など、必要な措置を講ずるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化措置

- (1) 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に、震災時における自主的な災害予防体制の確立を図る。
- (2) 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、

効率的な自衛消防力の確立を図る。

5 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物に対応するため、化学消防力の強化に努める。また、事業所に対しても必要な資機材の整備及び備蓄について指導・助言を行う。

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

保管施設責任者は、高圧ガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制等の強化を図る。

1 保安意識の高揚

- (1) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)等の関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習、保安推進パトロール等を実施する。
- (2) 高圧ガス及び火薬類の取扱者、従事者等に対する技術講習を実施する。
- (3) 災害発生時の自主防災対策を策定する。

2 自主保安体制の整備

- (1) 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安の確保に万全を期する。
- (2) 定期的な自主検査の完全実施及び責任体制の確立を図る。
- (3) 災害発生時の自主防災対策を策定する。

第4 毒物・劇物災害予防対策

保管施設責任者は、毒物・劇物による保安衛生上の危害を防止するため、毒物・劇物営業者及び毒物・劇物の取扱者に対して、次の指導を行い、災害予防対策を講ずる。

1 毒物・劇物営業者

営業施設の位置、構造及び設備の技術上の基準への適合

2 毒物・劇物の貯蔵タンクを保有する施設

屋外タンク、屋内タンク及び地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準への適合

第5 放射線災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等の使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、緊急事態応急対策に従事する者に対する教育訓練及び防護資機材の整備など、災害予防対策を推進するとともに、放射性物質の輸送に対して安全確保に努める。

1 町内保有施設(医療機関・研究施設等)の防災対策

県をはじめとする防災関係機関と協力して、放射性同位元素に係る施設の設置者等による、施設の耐震・不燃化対策を図るとともに、放射線防災に関する知識の普及など各種予防対策を促進する。

2 放射性物質輸送安全対策

町内の幹線道路を経由して行われる放射性物質の輸送については、防災関係機関等と密接な連携を図り、輸送コース・日程の正確な把握など、安全の確保に努める。

第16節 風水害予防計画

第1 基本方針

- (1) 洪水等による水害を予防するため、町は、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、河川改修事業、ダム建設事業、砂防事業、農地防災事業、障害防止対策事業及び治山事業を計画的に実施する。
- (2) 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。
- (3) 町その他の防災関係機関は、風害対策やその知識の普及啓発を図る。
- (4) 町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 風水害に強いまちづくり

- 1 町は、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- 2 町は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- 3 町は、防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- 4 町は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

第3 河川の状況

本町の河川は、馬淵川が打田内川、元町川、外川川、山形川、星野川などの支流と合流しながら町の中央を縦断し、県北部から青森県の八戸湾に注いでいる。

第4 水害予防事業

1 河川改修事業

最近の社会経済の高度な発展に伴い、土地利用の高度化、防災上の要請から、河川改修は急務となっている。

直轄河川等の改修については、管理者に河川改修事業の早期完成を願うとともに、その他の河川については、防災上の要請から災害発生危険性の高い箇所から事業を進める。

- (1) 各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する。
- (2) 災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。
- (3) 住宅密集地への浸水による二次災害を考慮し、内水排除用ポンプ車等の確保について検討する。

2 砂防事業

土砂流出の危険性が高い河川の上部においては、土砂流出対策のための堰堤工、流路工等の施工が急務である。

町は、国及び県の協力のもと、土砂の流出を防止するため急流河川に堰堤工を実施するほか、流路工を建設して災害の防止を図りながら、砂防事業を推進する必要がある。

3 治山事業

国土開発の進展に伴い、各地に頻発する大災害等治山事業の重要性は、ますます高まっており、国土の保全、住民の生活の安全を図るため、今後一層の治山事業を促進する必要がある。

町は、国及び県の協力のもと、自然と開発の調和を図りながら、治山事業を推進する必要がある。

(1) 保安林の指定及び整備

ア 森林の維持造成を通じ災害に強い町土づくり及び山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

イ 馬淵川上流地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

(2) 治山施設の整備

ア 危険地区等の点検・調査

山地災害危険区域において、危険度を把握するために定期的な点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を治山事業計画に基づいて計画的に進める。

イ 既存施設の調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

(3) 林道施設の整備

町は、災害時に孤立のおそれのある集落の避難・迂回路として、連絡線形となるような林道を森林整備事業計画に基づいて整備する。

また、避難広場等の防災安全施設の設置について検討する。

4 農地水害防止事業

農用地及び農作物被害の軽減のため、被害の発生するおそれのある頭首工、水門等の施設の改善を図る。

第5 各施設の共通的な災害予防

各施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講ずる。

1 緊急用の資機材の確保

緊急時の応急復旧用資機材の確保について、関係機関及び民間団体と協力し、資機材の備蓄に努める。

2 情報管理手法の確立

治山・地すべり・砂防・河川施設等の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備に努める。

- (1) 危険箇所、避難場所、異常現象通報要領等について地域住民等に周知徹底を図る。
- (2) 気象庁が発表する気象観測記録を活用し、災害に対する警戒体制の資料とする。
- (3) 各地区に災害情報連絡所を設置し、情報の早期収集を図る。
- (4) 危険箇所への標示を図る。
- (5) 警戒巡視を実施し、災害の未然防止に努める。

第6 浸水想定区域の公表及び周知

- (1) 町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者へ周知する。
- (2) 町は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- (3) 町は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下、本節中「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、町地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、水位情報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定める。
- (4) 町は、町地域防災計画において、要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものにあつては、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する水位情報等の伝達方法について定める。
- (5) 町長は、町地域防災計画において定められた水位情報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（防災マップ）の配布その他の必要な措置を講じる。

(6) 水防法第14条に基づく浸水想定区域が指定されている河川は、次のとおりである。

〔県管理河川〕

水 系	河 川 名
馬淵川水系	馬淵川
	元町川
	山形川

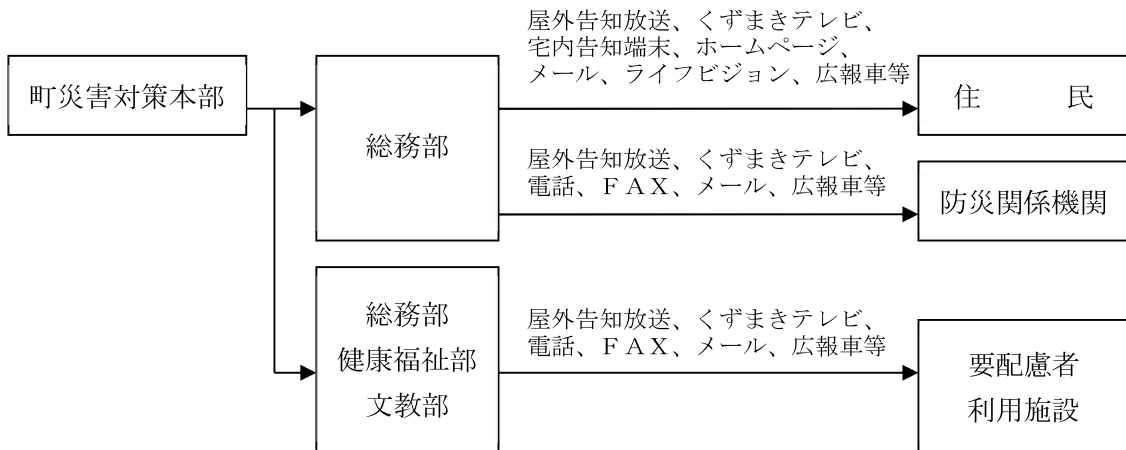
第7 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

水防法第15条第1項第4号に規定される浸水想定区域内の要配慮者利用施設であり、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある施設で水防法第15条の3第1項の規定に基づく計画を策定しなければならない施設は、資料10-5のとおりとする。

第8 水位情報等の伝達方法、避難場所等

(1) 水位情報等の伝達方法・伝達経路

町は、住民・防災関係機関並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対する水位情報等の伝達方法・伝達経路を以下のとおりとし、屋外告知放送、くずまきテレビ、宅内告知端末、ホームページ、電子メール、ライフビジョン、ファクシミリ等による水位情報等の伝達体制を整備する。



(2) 避難場所

浸水想定区域において洪水による被害が発生するおそれがある場合、当該浸水想定区域の住民等の避難場所は、資料7-1のうち浸水想定区域外にあるものとする。

(3) 洪水及び雨水出水に係る必要な避難訓練の実施に努める。

第9 風害予防の普及啓発

町その他の防災関係機関は、暴風や竜巻等突風による災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

第10 関係者間の密接な連携体制の構築

町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第17節 雪害予防計画

第1 基本方針

大雪、雪崩等による災害を防止し、住民の日常生活の安定と産業経済の機能を確保するため、雪害対策を進める。

第2 雪崩防止対策

各実施機関は、適期に雪崩の発生が予測される危険箇所（資料10－4）を調査し、注意標識の設置その他の方法により、関係者に対し、適切な周知を行う。

町	(1) 町道に危険を及ぼすもの (2) 地域内の一般住宅に危険を及ぼすもの
岩手土木センター	所管する国道及び県道に危険を及ぼすもの
警察署	各機関と協力し、主として人命に危険を及ぼすもの
岩手河川国道事務所	所管する国道に危険を及ぼすもの

第3 雪害予防の施設・設備の現況

除雪機械及び防雪施設等の整備については、年々整備を図ってきており、その現況は、資料6－1のとおりである。

第4 道路交通の確保

積雪による交通の途絶、混乱は民生の安定と地域産業経済活動に大きな打撃を与えるため、冬期間の道路交通確保を雪害対策の優先事項として実施する。

1 除雪路線

実施機関	除雪路線
町	管内町道
岩手河川国道事務所	直轄管理の一般国道
岩手土木センター	国土交通省直轄管理路線以外の一般国道、主要地方道及び一般県道

2 道路種別除雪計画

(1) 県除雪路線

県が除雪を分担する町内一般国道及び地方道については、次の計画により除雪を実施する。

区 分		実延長（町内分） （m）	除雪延長（町内分） （m）
一 般 国 道	281号	30,187	30,187
	340号	25,316	25,316
主要地方道	一戸葛巻線	17,887	17,887
	葛巻日影線	11,691	5,100
一 般 県 道	普代小屋瀬線	7,302	3,300
	元木江刈内線	1,000	1,000
計		93,383	82,790

(2) 町除雪路線

重要幹線町道、バス路線、通院バス運行路線及び給食車運行路線については他に優先して除雪を実施する。（資料6-2）

3 除雪作業開始時期

除雪作業を開始する基準は、次のとおりとする。

- (1) 一般国道及び県道 … おおむね10cm以上の積雪があったとき、または、継続する降雪により基準を超える積雪が予想されるとき。
- (2) 町道 …………… おおむね10cm以上の積雪があったとき、または、継続する降雪により基準を超える積雪が予想されるとき。

4 雪処理の担い手の確保

町は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。

5 大規模な立ち往生発生時の支援体制の構築

町は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うことができるよう、支援体制の構築に努めるものとする。

6 凍雪害防止対策

- (1) 冬期の安全で円滑な交通を確保するため、雪崩防止柵や堆雪帯等防雪施設を整備するとともに、凍結による危険箇所には無散水消融雪施設の整備を促進する。
- (2) 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布を強化する。

第5 医療の確保

豪雪時における地域住民の救急医療を確保するため、救急患者の収容、治療を目的とする救急医療班を編成し、待機させる。

救急医療班・巡回診療班一覧表

第一次出動病院	第二次出動病院	巡回診療班
県立中央病院	盛岡市立病院 盛岡赤十字病院 国民健康保険葛巻病院 八幡平市立病院 いわてリハビリテーションセンター	国民健康保険葛巻病院

第6 雪害予防の普及啓発

- 1 運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。
- 2 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。
- 3 町は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。

第18節 土砂災害予防計画

第1 基本方針

集中豪雨等による土砂災害を防止するため、地すべり防止対策事業、土石流対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を推進するとともに、住民の避難基準及び災害警戒体制を整備する。

第2 土砂災害防止対策

1 地すべり災害予防事業

将来地すべりの発生が予想される地域を調査し、危険箇所の把握に努め、事業の促進を図る。

2 土石流災害予防事業

町の土砂災害警戒区域等（土石流）及び危険区域に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図り、警戒避難の基準の設定及び警戒避難体制の確立を図る必要がある。このため、事態を早急に察知し、避難体制をとるうえからも、気象庁が発表する気象観測記録を活用して警戒するとともに土石流危険予想地域への警報の伝達、避難等の措置がとれる警戒避難体制を整備し、土石流による災害の未然防止に努める。

3 急傾斜地崩壊災害予防事業

- (1) 急傾斜地の崩壊による災害の予防として調査に基づく危険区域に全体計画を樹立し、擁壁工、排水工、法面工をそれぞれ計画し、施行順位については災害の頻度、防災効果等を勘案のうえ事業を推進する。
- (2) 災害時における被害状況の早期把握と関係機関の連携強化を図るため、災害情報の連絡体制を整備する。

ア 被害状況の速報の対象は、急傾斜地崩壊、地すべり及び土石流等による災害で、土砂災害警戒区域等において災害が発生した場合、若しくは土砂災害警戒区域等以外であっても人的被害や人家、公共的建物に被害があった場合及び地すべり被害があった場合とする。

イ 情報の収集、伝達等の連絡系統は、防災行政無線を利用する。

4 山地災害予防事業

系統的調査を行うとともに、危険箇所の把握に努め、対策工事の実施を促進する。

第3 土砂災害防止対策の推進

- (1) 町は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、

降雨時の対応等について周知を図る。

(2) 県は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定等のための基礎調査を行い、遅滞なく基礎調査結果を公表するとともに、関係市町村長の意見を聞き、その区域を指定する。

(3) 町は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画に、当該警戒区域ごとに次の事項について定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(4) 町は、土砂災害から住民の生命、身体を守るため、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為の制限、建築物の構造の制限に関する所要の措置等を実施する。

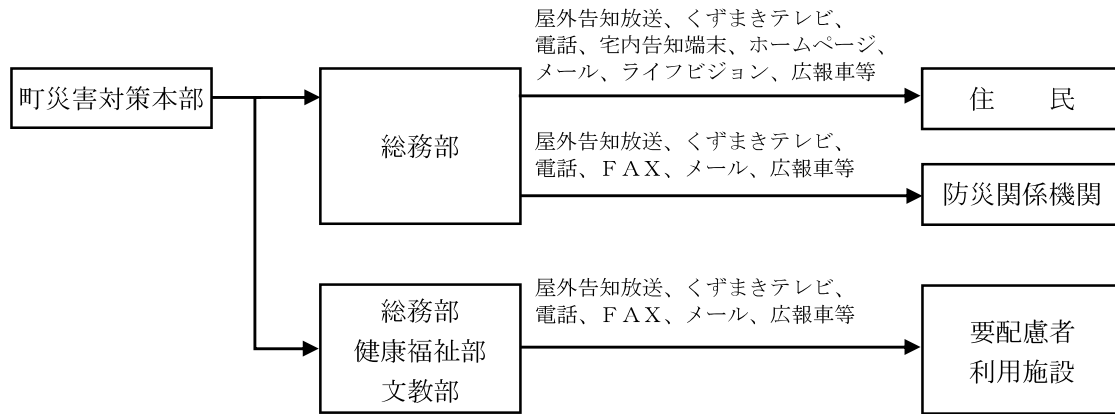
(5) 町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、町において町地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

(1) 土砂災害防止法第8条第1項第4号に規定される土砂災害警戒区域内における防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある施設及び基礎調査結果の公表箇所で土砂災害警戒区域の未指定区域内にあり土砂災害防止法第8条の2第1項の規定に基づく計画を策定しなければならない施設は、資料10-6のとおりとする。

(2) 前項に掲げる施設に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法・伝達経路等を以下のとおりとし、屋外告知放送、くずまきテレビ、宅内告知端末、ホームページ、電子メール、ライブビジョン、ファクシミリ等による土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備する。



第5 土砂災害警戒情報の発表

1 目的及び発表機関

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

2 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、県内の全ての市町村を発表対象とする。

3 発表・解除基準

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が1kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) 解除基準

監視基準を下回り、かつ、短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合には、県と盛岡地方気象台が協議の上で基準を下回っても解除しない場合がある。

4 利用に当たっての留意点

(1) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。

また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災

害警戒情報の発表対象とはしていない。

- (2) 土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については発表対象とするものではないことに留意する。
- (3) 町長が行う避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、県の補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断すること。
- (4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合は、警戒レベル5緊急安全確保の発令を検討すること。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において「災害切迫（黒）」（実況で大雨特別警報（土砂災害）の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。
- (5) 町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

5 情報の伝達体制

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条（土砂災害警戒情報の提供）の規定により、市町村に伝達し、あわせて一般住民に周知する。

6 避難指示等のための情報提供

県は補足情報として、危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を総合防災情報ネットワークで提供するとともに、県民には県ホームページで提供する。

土砂災害危険度情報の補足情報

危険度	表示	状況
極めて危険※	濃い紫	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達
非常に危険 【警戒レベル4相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想（避難指示の検討が必要な状況）
警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想（高齢者等避難の検討が必要な状況）
注意 【警戒レベル2相当】	黄	2時間先までに注意報基準以上に到達すると予想
今後の 情報等に留意	白	—

※警戒避難判定参考情報として、危険度を1kmメッシュごとに色分けした地図情報を市町村に

提供する。

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

第6 土砂災害緊急情報の発表

1 目的

県及び国土交通省は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を関係市町村に通知し、あわせて一般住民に周知し、適切な避難に資する。

2 緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を調査し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手する。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするために実施する。

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査実施機関
項目	内容	
河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
火山噴火に起因する土石流	河川勾配が10度以上である区域のおおむね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	県

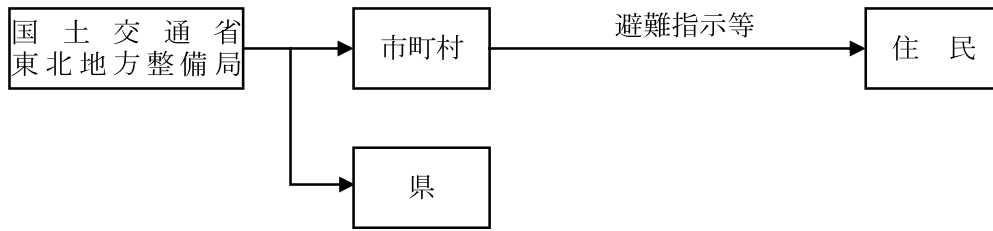
3 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては市町村に、国土交通省にあっては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。

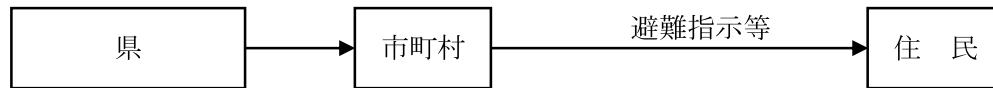
4 情報の伝達体制

情報の伝達は、次に掲げる系統図により行う。

国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図



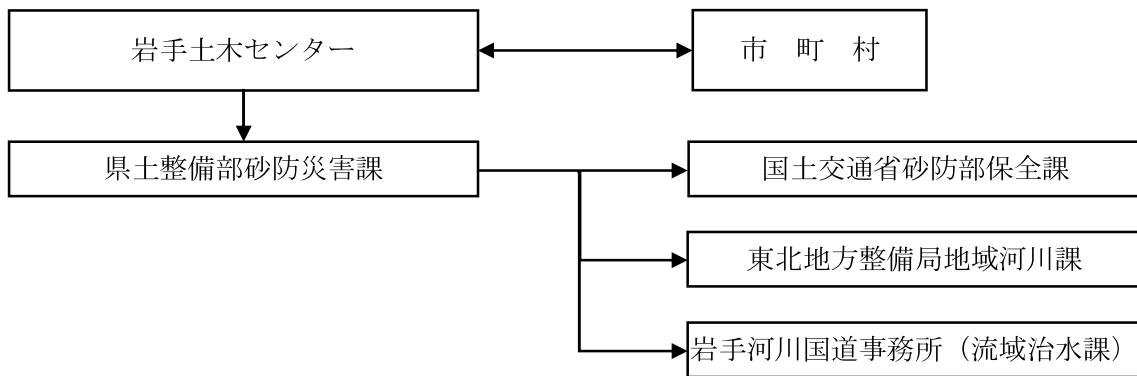
県が緊急調査を行う場合の伝達系統図



第7 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

町は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式（資料11-1）により報告系統のとおり報告する。

土砂災害発生時における報告系統



第8 警戒体制

町は、次の基準により警戒体制をとる。

警戒体制をとる場合の基準雨量例

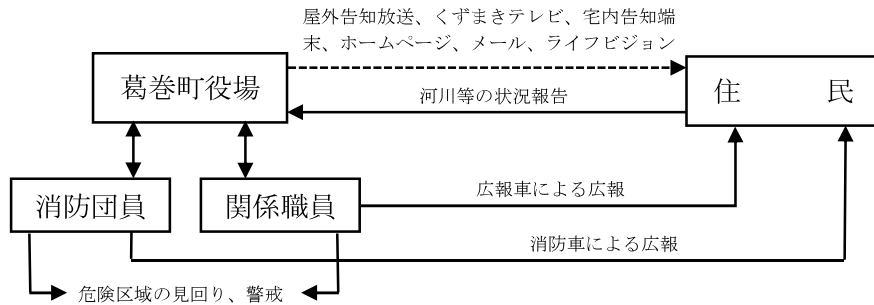
区 分		前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの雨量がない場合
第1警戒体制	危険区域の警戒巡視、住民に対する広報等	当日の日雨量が50mmを超えたとき。	当日の日雨量が80mmを超えたとき。	当日の日雨量が100mmを超えたとき。
第2警戒体制	住民に対する避難準備の広報、避難指示等	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。

ただし、降雪、融雪時及び地震、地すべり発生時は、別途考慮する。
また、土砂災害警戒情報が発表されたときは、第2警戒体制とする。

第9 避難体制の整備

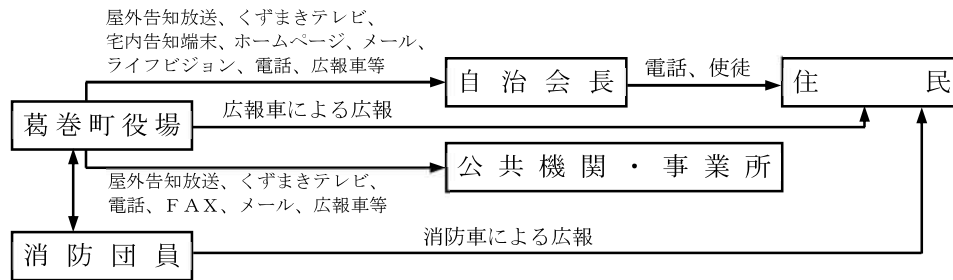
関係住民に対し、土砂災害危険箇所を周知するとともに、避難方法、避難場所等の警戒避難体制について整備を図る。避難指示等発令時の連絡系統等は以下のとおりである。

1 警戒レベル3「高齢者等避難」を発令したとき（警戒体制）



2 警戒レベル4「避難指示」を発令したとき（避難体制）

(1) 住民への連絡系統及び方法



(2) 誘導分団

分団名	誘 導 分 担
第1分団	茶屋場、江刈川
第2分団	新町、浦子内、下外川、上外川
第3分団	下町、城内小路、田子
第4分団	田代
第5分団	小屋瀬、塚森
第6分団	小田
第7分団	平船、垂柳
第8分団	星野、馬場、鷹の巣
第9分団	元木、土谷川
第10分団	吉ヶ沢
第11分団	畑から車門まで
第12分団	日渡から小泉まで
第13分団	栗山から泉田まで
第14分団	小苗代から寺田まで、上平、押田内
第15分団	大沢、中崎、橋場、野中
第16分団	打田内、四日市
第17分団	上田野から前里まで
第18分団	毛頭沢、根地戸、名前端から下冬部まで

第19節 火災予防計画

第1 基本方針

- (1) 火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- (2) 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

1 火災予防の徹底

- (1) 町は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配付、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- (2) 町は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対象	指 導 内 容
一般家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。 ○ 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 火気使用設備の取扱方法 イ 消火器の設置及び取扱方法 ウ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法 ○ 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。
職 場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害発生時における応急措置要領の作成 イ 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底 ウ 避難、誘導體制の確立 エ 終業後における火気点検の励行 オ 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

町は、火災時において、消防機関の活動とともに、地域住民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。

(1) 防火防災訓練の実施

防災関係機関の訓練と併せ、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 民間防火組織の育成

ア 婦人消防協力隊の育成

家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、婦人を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。

イ 幼年少年消防クラブの育成

幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。

3 予防査察の強化

(1) 町は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により、定期的を実施する。

(2) 火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物及び公共施設等については、定期査察のほか、随時、特別査察を行う。

4 防火対象物の防火体制の推進

町は、多数の者が出入りする防火対象物について、次の事項を指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。

- (1) 防火管理者の選任
- (2) 消防計画の作成
- (3) 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施
- (4) 消防用設備等の点検整備
- (5) 火気の使用又は取扱い方法
- (6) 消防用設備等の設置

5 危険物等の保安確保指導

(1) 石油類

ア 町は、危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを査察指導する。

イ 危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。

(2) 化学薬品

事業所、病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃及び他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第3 消防力の充実強化

町は、大火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとし、県は、これに必要な指導、援助を行う。

1 総合的な消防計画の策定

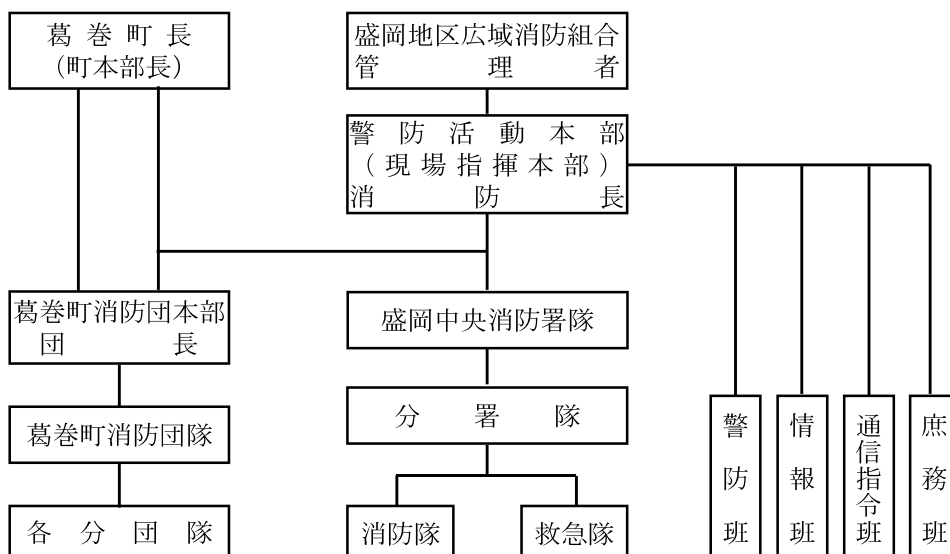
消火活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

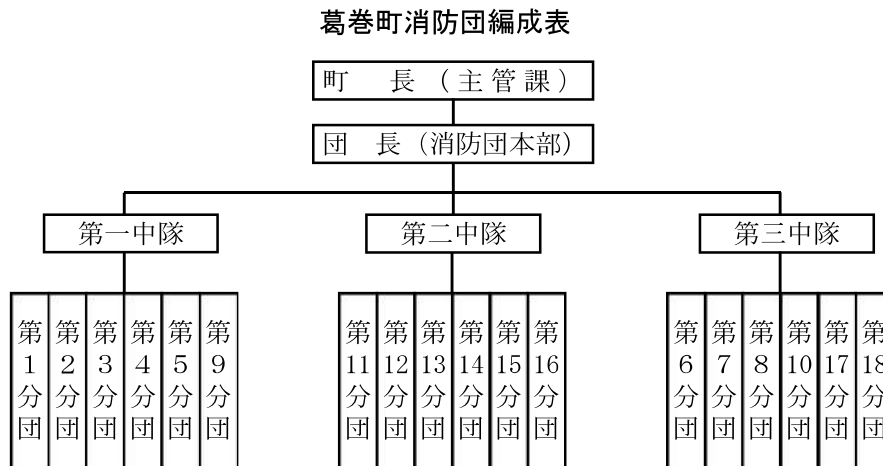
災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防ぎょ計画	建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物、地下街等について定める。
危険物の防ぎょ計画	爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防力の充実強化

- (1) 火災発生時における初動体制を確立するため、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。
- (2) 「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に基づき、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を図る。
- (3) 組織及び消防力

災害時の常備、非常備消防隊編成表





(4) 消防力等の増強

ア 消防団の育成強化

(7) 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

(イ) 消防団の育成・強化策の推進

a 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

b 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

イ 施設・資機材の整備

(7) 老朽化する屯所については整備計画により改修する。

(イ) 防火水槽については、整備計画により整備を図るとともに、国の補助制度を活用して積極的に整備を行う。

(ウ) 消火栓については、町水道計画と併せて整備を図る。

(エ) 消防ポンプの更新については、整備計画により整備を図る。

(オ) 資機材の整備については、整備計画を策定し計画的に増強を図る。

（具体的な整備計画については、「葛巻町消防計画」を参照）

(5) 消防機械器具の点検と水利の確保

町及び消防団は、火災が発生した場合、迅速に消防活動が実施できるよう、日ごろから消防機械器具の点検と水利の確保に努める。

ア 機械器具の点検

- (7) 通常点検 … 毎月1回以上機械器具の手入れ、放水試験等を行う。
- (イ) 特別点検 … 年1回以上各分団ごとに行う。
- (ウ) 現場点検 … 火災注意報等の発令下における機械器具、人員の配置及び防火等災害防止対策が適正に行われているかについて行う。

イ 水利の確保

水道施設、用水路、河川等の水利について立入り調査を実施するとともに、厳冬期、積雪時には凍結防止措置の実施、又は除雪作業を実施し、消防水利の確保に努める。

(6) 応援協力体制の確立

大規模火災発生時等において、自らの消防力のみでは対処できないと判断したときは、他の地方公共団体等に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

(7) 消防通信施設の整備

災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(8) ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

第20節 林野火災予防計画

第1 基本方針

森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに、林野火災予防思想の普及、徹底を図る。

第2 林野火災防止対策の推進

1 林野火災予防思想の普及、徹底

(1) 消防団及び関係機関等の巡視・広報による予防に努め、山火事防止運動月間（3月1日～5月31日）を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予防運動を実施する。

ア 枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止

イ 強風時及び乾燥時のたき火、火入れの禁止

ウ たき火、たばこの完全消火

エ 車からのたばこの投げ捨て禁止

オ 火入れの許可遵守

カ 子供の火あそびの禁止

(2) ハイカー等の一般入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、次により広報活動等を実施する。

ア 登山口、役場、駅、学校等への横断幕、ポスター等の掲示

イ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、パンフレット等による林野火災防止広報

ウ ヘリコプター等の航空機、広報車などによる巡回広報

2 予防及び初期消火体制の整備

(1) 背負い式消火水のうち、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。

(2) 防火帯等を設置する。

3 組織の強化

(1) 地域の実状に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。

(2) 地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

4 各関係機関別の実施事項

機 関	実 施 事 項
盛岡地方気象台	(1) 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の発表

	及び迅速な伝達と周知徹底
県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県が保有する広報媒体を利用した林野火災防止広報 (2) 航空機及び広報車による巡回広報 (3) 横断幕、ポスター、標板等の配布 (4) 県林務関係職員によるパトロールの実施
町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 林野火災防止に関する打合せ会の開催 (2) 県の広報活動に対する協力及び町広報活動と、防火思想の周知徹底 (3) 林野火災予防組織の育成強化 (4) 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 (5) 火災警報等発令時の巡視強化 (6) 初期消火資機材の整備 (7) 火入れに関する条例の住民への周知徹底 (8) 火入れの許可及び指導の徹底
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火災警報等の警報伝達及び巡視警戒 (2) たき火、火入れの把握と現場監督者等の指導
森林管理署等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備 (2) 職員によるパトロールの実施 (3) 防火線、防火林、防火用施設の設置及び資機材の整備 (4) 林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備
林業団体等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火入れの許可・指示事項の遵守 (2) 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底 (3) 林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底 (4) 一般入山者に対する防火思想の普及啓発 (5) 林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行 (6) 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置 (7) 作業小屋周辺の防火帯の設置 (8) 火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行
農業関係機関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火入れの許可・指示事項の遵守 (2) 火災警報等発令時における火気厳禁の周知徹底 (3) 屋外告知放送及び広報車等を利用した、農家に対する防災意識の啓発
その他の機関等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 関係職員等に対する防火思想の普及啓発 (2) 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

第21節 農業災害予防計画

第1 基本方針

農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の季節予報及び警報の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。

第2 予防対策

(1) 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

冷害防止対策	ア 耐冷性品種の育成普及 イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 季節予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	ア 低温注意報、霜注意報等の早期伝達 イ 樹園地における燃料の燃焼、防霜ファンの活用、散水の準備と励行 ウ 野菜のビニール栽培における被覆資材等（こもかけ等）の励行
水・雨害防止対策	ア 水稻の品質向上のための乾燥施設の利用 イ 長雨、過湿により発生しやすい黄化萎縮病、白葉枯病、疫病等の防除及び家畜の伝染病の予防
干害防止対策	ア 水源（ダム、水利施設）の確保 イ 常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 ウ 畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	ア 防風林、防風垣の設置 イ 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 ウ 樹園地における枝折れ防止（支柱の準備等） エ 落果防止のための薬剤散布
雪害防止対策	ア 麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布（積雪前） イ 消雪の促進 ウ 牛乳、飼料等の輸送路の確保 エ 樹園地の枝折れ防止（支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起し等） オ 牧草の雪害防止のための秋まき牧草の適期播種の励行 カ 施設園芸等ハウスの倒伏防止のための除雪の励行
病虫害発生予察	県病虫害防除所からの病虫害発生予察情報の早期伝達

(2) 突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた臨機の措置がとれるよう防止対策を講じる。

ア 生鮮食品の輸送力の確保

イ 異常気象を媒体とする病虫害の発生に備えた防除施設及び設備の整備

ウ 災害常襲地帯への安定技術の普及

エ 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導

オ 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

第22節 防災ボランティア育成計画

第1 基本方針

- (1) 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- (2) 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- (3) 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町	(1) 防災ボランティア活動の普及啓発 (2) 防災ボランティアの受入体制の支援
県	防災ボランティア活動の普及啓発
日本赤十字社岩手県支部地区及び分区 (以下、本節中「日赤地区等」という。)	防災ボランティア活動の普及啓発
葛巻町社会福祉協議会（以下、本節中 「町社協」という。)	(1) 防災ボランティア活動の普及啓発 (2) 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成 (3) 防災ボランティアの受入体制の整備

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
総 務 部	総務課	(1) ボランティア活動の啓発の支援
	政策秘書課	(2) 自主防災組織等が行う活動内容の調整、協議
	いらっしやい葛巻 推進課	
	議会事務局	
健康福祉部	健康福祉課	(1) ボランティアの受入体制の支援
	住民会計課	(2) 町社協等との連携及び指導
	葛巻病院事務局	

第3 実施要領

1 防災ボランティア・リーダー等の養成

- (1) 町は、日赤地区等、町社協と連携し、防災ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。

- (2) 町社協は、防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。

この場合において、日赤地区等、町社協は、防災ボランティアが円滑かつ効果的に活動が行われるよう、町と連携し、小地域ごとに複数の者が受講するように努める。

- (3) 町は、研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。

- ア 地域事情に関すること
- イ 要配慮者の状況
- ウ 要配慮者に対する心構え
- エ 避難所の状況
- オ 行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等

2 防災ボランティアの登録

- (1) 日赤地区等、町社協は、あらかじめ、災害時において防災ボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。

- (2) 防災ボランティア登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。

3 防災ボランティアの受入体制の整備

- (1) 町は、日赤地区等、町社協その他の団体等とともに、防災ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。

- (2) 町本部長は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、防災ボランティアの受入体制を整備する。

- ア 防災ボランティアの受入担当課
- イ 防災ボランティアに提供する情報
- ウ 防災ボランティアに提供する装備、資機材
- エ 防災ボランティアの宿泊する施設
- オ 防災ボランティアの活動拠点
- カ 防災ボランティアとの連絡調整の方法
- キ その他必要な事項

- (3) 町は、町社協等と連携し、災害応急対策活動中に死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった者に補償を行う「ボランティア保険（災害特約付）」への加入について配慮する。

4 関係団体等の協力

町は、あらかじめ、次の団体等と災害時における防災活動への協力方法等について協議し、連携を図る。

- (1) 日本赤十字社奉仕団
- (2) 青年団体
- (3) 婦人団体
- (4) 自治会（自主防災組織）

- (5) 高等学校生徒会
- (6) 町内中学校生徒会
- (7) 婦人消防協力隊
- (8) 社会福祉協議会
- (9) 町内ボランティア団体
- (10) 食生活改善推進員協議会
- (11) 保健委員協議会
- (12) 社会福祉法人誠心会
- (13) 理美容組合
- (14) その他

第23節 事業継続対策計画

第1 基本方針

- (1) 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。
- (2) 町及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）（※）の策定の促進に努める。
- (3) 町は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。
- (4) 町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- (5) 町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

※ 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

第2 事業継続計画の策定

- (1) 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。
- (2) 町及び関係団体は、各企業等における事業継続計画（BCP）の策定に資する情報提供等を進める。
- (3) 町は、災害時に重要業務を継続するため、業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。
- (4) 業務継続計画には、おおむね次の内容について定める。
 - ア 災害時において優先して実施すべき業務
 - イ 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
 - ウ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎
 - エ 電気・水・食料等の確保に関する事項
 - オ 通信手段の確保に関する事項
 - カ 行政データのバックアップに関する事項

第3 企業等の防災活動の推進

- (1) 企業等は、県及び町との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。
- (2) 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- (3) 県及び町は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。
 - ア 企業等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。
 - イ 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスを行う。

第2章

災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- (1) 町その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- (2) 職員の動員計画においては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- (3) 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。
- (4) 町は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- (5) 町は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- (6) 町は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。

第2 町の活動体制

1 防災組織の活動体制

- (1) 町は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その責務を遂行するため、必要があるときは、町災害警戒本部又は町災害対策本部を設置して応急対策に従事する職員を配置する。
- (2) 町本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画に準ずるものとする。特に、台風等、災害の発生が予想される場合には、災害発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。
- (3) 町は、町本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うための組織を設置する。
- (4) 町は、後発災害が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。
- (5) 町本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の

派遣を要請する。この場合において、町本部長は、県本部長に対し、該当職員派遣に係るあつせんを求めることができる。

- (6) 町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

2 防災組織の編成

(1) 災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、災害が発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、設置する。

ア 設置基準

- (7) 大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報が発表された場合
- (イ) 斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等が発生するおそれがある場合において、副町長が必要と認めるとき。
- (ロ) 大規模な火災、爆発等による災害が発生するおそれがある場合において、副町長が必要と認めるとき。
- (ハ) 町内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合
- (ニ) その他、副町長が必要と認めたとき。

イ 組織

副町長を災害警戒本部長とし、教育長を災害警戒副本部長とする。その他災害警戒本部組織については、災害対策本部に準じて構成する。

ウ 分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。

- (7) 気象予警報等の受領及び関係機関への伝達
- (イ) 気象情報及び河川の水位情報の収集及び関係機関への伝達
- (ロ) 各地域の気象等に関する状況及び被害発生状況の把握
- (ハ) 応急措置の実施
- (ニ) その他の情報の把握

エ 関係各課の防災活動

部	担当課・局	分掌事務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい葛巻推進課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部設置及び廃止に係る業務全般 ・関係機関の被害情報の収集 ・災害情報等及び地震・気象情報の収集・伝達 ・消防防災施設等の被害情報の収集 ・観光施設等の被害情報の収集 ・庁舎等の被害情報の収集 ・商工関係施設等の被害情報の収集 ・住民等からの問合せの対応、情報整理・伝達

健康福祉部	健康福祉課 住民会計課 葛巻病院事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害及び住家等の被害情報の収集 ・ 障がい者施設、老人福祉施設、介護施設等の被害情報の収集 ・ 医療施設等被害情報の収集
地域整備部	地域整備課 水道事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木施設被害情報の収集 ・ 町営住宅等被害情報の収集 ・ 水道施設等の被害情報の収集及び応急措置 ・ 交通規制情報、河川水位情報の収集 ・ 町道被害等の応急処置 ・ 下水道施設等の被害情報の収集及び応急措置
農 林 部	農林環境エネルギー課 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物及び家畜等被害情報の収集 ・ 農林業施設等の被害情報の収集 ・ 環境衛生施設被害情報等の収集
文 教 部	教育委員会事務局 こども教育課 まなび交流課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童、生徒及び教員等の被害情報の収集 ・ 各種教育施設等の被害情報の収集 ・ 社会教育及び社会体育施設等の被害情報の収集 ・ 保育園等の被害情報の収集 ・ 入園児童等の被害状況の収集 ・ 文化財等の被害情報の収集 ・ 公民館、図書施設の被害情報の収集

オ 廃止基準等

(7) 気象警報等が解除された場合等において、災害警戒本部長が災害発生のおそれなくなると認めるとき。

(4) 災害警戒本部長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の2の規定により災害対策本部を設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

ア 設置基準

(7) 警戒配備体制

- ・ 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- ・ 気象警報、洪水警報が発表され、相当規模の災害が発生するおそれがある場合において、町本部長が警戒配備体制の必要があると認めたとき。
- ・ その他、町本部長が必要と認めたとき。

(4) 第1号非常配備体制

- ・ 気象特別警報が発表された場合

- ・気象警報、洪水警報が発表され、相当規模の災害が発生した場合
- ・大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生した場合において、災害応急対策を講ずる必要があると認めるとき。
- ・町内に震度5強の地震が発生した場合
- ・その他、町本部長が必要と認めるとき。

(ウ) 第2号非常配備体制

- ・大災害が発生した場合において、本部長が本部の全ての組織、機能を挙げて災害応急対策を講ずる必要があると認めるとき。
- ・町内に震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・その他、町本部長が必要と認めるとき。

(エ) 配備体制は、町本部長が総務部長を通じて各部長に指令する。

(オ) 各部長は、配備指令を受けた場合、直ちに所属職員に周知させるものとする。

イ 本部員会議

(ア) 本部員会議は、町本部長が災害の状況に応じ必要と認めるときは副本部長のほか関係職員を招集し会議を開催する。

なお、必要に応じ外部の関係機関の者を会議に出席させることがある。

(イ) 本部員会議は、災害応急対策の総合的方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡、調整を行う。

(ロ) 本部員は、会議の開催を必要と認めるときは総務部長を通じて町本部長に対し、その旨を申し出る。

ウ 部

(ア) 部は、災害活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。

(イ) 本部連絡員

本部長の命令の伝達、各部門の連絡調整及び情報収集を行うため、各部に各部長が当該部門の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

エ 現地災害対策本部

(ア) 現地災害対策本部は、町本部長が災害現地の応急対策実施上必要があると認めるときは臨時に設け、災害地に派遣するもので、現地において、災害情報の収集、被災者に対して救護の実施、防疫の指導、その他応急対策の実施又は指導に当たる。

(イ) 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他災害対策本部の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

オ 設置場所

災害対策本部の設置場所は、くずま〜る（4階防災対策室）とするが、庁舎の被災状況に応じて代替場所として葛巻中学校に設置する。

また、災害対策本部の支援施設として盛岡中央消防署葛巻分署を指定し、収集した災害情報等は、電話、携帯電話、FAX、消防無線、電子メール、映像伝送システム等を使用し、災害対策本部に即時に伝達する。

カ 廃止基準

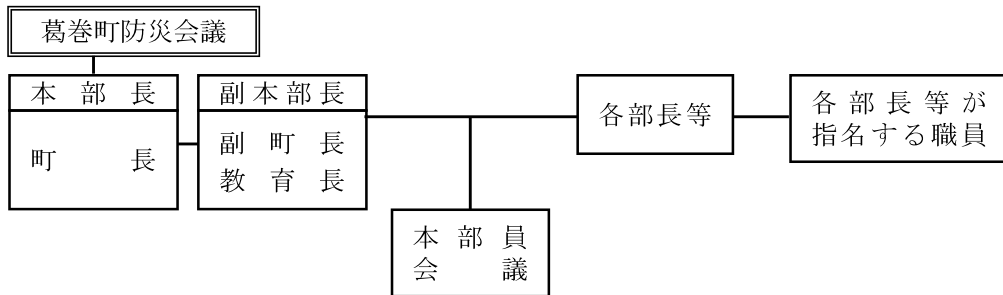
町本部長は、次のいずれかに該当する場合は、災害対策本部を廃止する。

- (7) 町本部長が、予想される災害の危険が解消したと認めたとき。
- (イ) 町本部長が、災害発生後における応急対策措置がおおむね完了したと認めたとき。

キ 災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各課・各局	館内放送、電子メール、ライブビジョン、電話、携帯電話等	総務部長 (総務課長)
住民	くずまきテレビ、屋外告知放送、宅内告知端末、エリアメール、ライブビジョン、ホームページ、広報車等	総務部長 (総務課長)
県本部	インターネット、県防災無線、電話、FAX等	総務部長 (総務課長)
地方支部	インターネット、県防災無線、電話、FAX等	総務部長 (総務課長)

(3) 災害対策本部の組織



(4) 災害対策本部の編成及び分掌事務

部別及び責任者	分掌事務
総務部	(1) 本部に関すること。 (2) 防災会議及びその関係機関との連絡等に関すること。 (3) 避難の指示、誘導及び確認に関すること。 (4) 災害応急対策費の予算措置に関すること。 (5) 消防に関すること。 (6) 労務者及び技術者の確保並びに職員の動員及び派遣に関すること。
部長	
総務課長	
副部長	
政策秘書課長	
いらっしやい葛巻推進課長	

<p>議会事務局長</p>	<ul style="list-style-type: none"> (7) 町有施設の災害対策に関すること。 (8) 災害情報の収集及び報告に関すること。 (9) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (10) 輸送計画の作成及び輸送に関すること。 (11) 交通安全対策に関すること。 (12) 各部の行う災害対策の総合調整に関すること。 (13) 気象等の予報、警報の情報収集及び各部への伝達に関する こと。 (14) 関係機関、団体に対する協力及び応援要請に関すること。 (15) 避難場所の確保に関すること。 (16) 防災行政無線局の管理及び運用に関すること。 (17) 食料の確保及び供与に関すること。 (18) 本部の庶務に関すること。 (19) 災害情報の伝達に関すること。 (20) 災害状況及び救助活動等の記録収集整理に関すること。 (21) 被災現場の写真及びビデオ記録等に関すること。 (22) 観光施設の被害調査及びその対策に関すること。 (23) 商工業者の被害調査及び災害対策に関すること。 (24) 商工業者に対する資金の融資に関すること。 (25) 報道機関との連絡に関すること。 (26) 行方不明者の捜索に関すること。 (27) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関すること。 (28) 県及び国等に対する要望等の資料作成に関すること。 (29) 広報に関すること。 (30) 青少年対策に関すること。 (31) 被災者の救助及び遺体の捜索に関すること。 (32) 近隣市町村等との相互応援協力に関すること。 (33) 労働対策に関すること。 (34) 人的被害及び住宅等被害の県への報告に関すること。 (35) 防災ヘリコプターに関すること。 (36) 危険物の保安に関すること。 (37) 自主防災組織との連絡調整に関すること。 (38) 町有車及び借上げ車両の配車に関すること。 (39) その他、他部に属さないこと。
<p>健康福祉部 部長 健康福祉課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害救助法による支援、救助に関すること。 (2) 医薬品及びその他衛生器材の確保並びに配分に関するこ と。

副部長 住民会計課長 葛巻病院事務局 長	(3) 災害時における応急医療及び助産に関すること。 (4) 被災者の救出、救護及び収容に関すること。 (5) 住居及び人的被害の調査に関すること。 (6) 衣料生活必需品等の物資供給に関すること。 (7) 被災地区における要配慮者等の援護に関すること。 (8) 被災者に対する援護対策に関すること。 (9) 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (10) ボランティア活動計画及び受入れに関すること。 (11) ボランティア、社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 (12) 被災者に対する世帯更生資金等に関すること。 (13) 義援金品に関すること。 (14) 厚生支援に関すること。 (15) 被災納税者の調査に関すること。 (16) 町税の減免に関すること。 (17) 食品衛生の維持に関すること。 (18) 被災地における感染症等の予防に関すること。 (19) 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。 (20) 避難行動要支援者等の安否確認及び福祉避難所の連絡調整に関すること。 (21) 被災者の避難情報に関すること。 (22) 生活相談及び健康相談に関すること。 (23) 指定避難所の開設及び運営に関すること。 (24) 医療の応援要請及び動員に関すること。 (25) 住家等の罹災証明に関すること。 (26) 指定避難所における安否情報の調査確認に関すること。 (27) 衛生資材の確保及び配分に関すること。 (28) その他、保健福祉対策に関すること。
地域整備部 部長 地域整備課長 副部長 水道事業所長	(1) 河川水位等の観測に関すること。 (2) 道路及び橋梁の復旧対策に関すること。 (3) 河川、堤防及び町有建物等の被害調査並びに応急措置に関すること。 (4) 水防に関すること。 (5) 水防資材の調達及び指導に関すること。 (6) 災害救助法の適用に基づく応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること。 (7) 災害復旧資材等の調達及び輸送に関すること。 (8) 輸送用燃料の確保に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (9) 建設機械の緊急使用に関する事。 (10) 障害物の除去に関する事。 (11) 雪害及び除雪計画に関する事。 (12) 交通不可能箇所の調査及び迂回路線の決定に関する事。 (13) 地すべり等の調査対策に関する事。 (14) 住宅等の被害の調査に関する事。 (15) 公営住宅への入居あっせんに関する事。 (16) 給水計画及び給水に関する事。 (17) 水道及び下水道施設等の被害調査並びに応急措置及び復旧対策に関する事。 (18) 水道水の水質検査に関する事。 (19) その他、建設及び水道に関する事。
<p>農林部 部長 農林環境エネルギー課長 副部長 農業委員会事務局長</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農産物、林産物及び農地、山林の被害調査並びに応急対策に関する事。 (2) 農林道の被害調査及び応急対策に関する事。 (3) 農業用施設、林業関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 (4) 家畜及び畜産施設の被害調査並びに応急対策に関する事。 (5) 被災農家の営農指導に関する事。 (6) 農業及び林業関係の災害融資に関する事。 (7) 農作物の種苗等の確保に関する事。 (8) 防疫及び清掃に関する事。 (9) 病虫害の防除に関する事。 (10) 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事。 (11) 家畜飼料の調達に関する事。 (12) 廃棄物の処理に関する事。 (13) し尿処理に関する事。 (14) 環境衛生の維持に関する事。 (15) 遺体の処理及び火葬計画に関する事。 (16) 治山の調査対策に関する事。 (17) 町有林の災害対策及び被害調査に関する事。 (18) 農業気象に関する事。 (19) 危険物等の事故による環境汚染防止に関する事。 (20) 愛玩動物の救護対策に関する事。 (21) その他、農林及び環境衛生に関する事。

② 〈2. 応急〉第1節 活動体制計画

<p>文教部 部長 教育委員会事務 局教育次長 副部長 こども教育課長 まなび交流課長</p>	<p>(1) 各種教育施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 教職員及び児童生徒の被害調査並びに応急対策に関すること。 (3) 被災地の応急教育及び教職員の動員に関すること。 (4) 被災した児童及び生徒に対する学用品のあっせん等に関すること。 (5) 被災した児童及び生徒の保健管理並びに学校給食等に関すること。 (6) 保育園児及び小中学校児童生徒の避難救助及び保健に関すること。 (7) 被災した教育施設等における感染症発生状況調査及び保健管理に関すること。 (8) 社会教育及び体育施設の被害調査並びにその応急措置及び復旧対策に関すること。 (9) 指定緊急避難場所及び指定避難所の管理並びに支援に関すること。 (10) 文化財の被害調査に関すること。 (11) 自治公民館施設被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。</p>
<p>消防水防部 部長 消防団長</p>	<p>(1) 消防活動に関すること。 (2) 水防活動に関すること。 (3) 被災者の救助及び遺体の捜索に関すること。 (4) 危険物の保安及び危険物施設等の応急措置に関すること。 (5) 防災ヘリコプター離発着支援に関すること。</p>

- (5) 各部は、平常時から所管する次の事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定めるとともに、当該マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行う。

区 分		活 動 内 容
災害発	事前の情報収集及び連絡調整	<p>(1) 気象状況の把握及び分析 (2) 気象予報・警報等の迅速な伝達 (3) 盛岡地方气象台、盛岡広域振興局その他防災関係機関との連絡・配備体制及び予防対策の事前打ち合わせ並びに警戒体制の強化</p>
生前	災害対策用資機材の点検・整備	<p>(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (3) 感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材の点検</p>

	整備	
避難対策	避難指示及び避難誘導の準備	
活動体制の整備	(1) 本部員となる部長等による対策会議の設置 (2) 医療救護班の活動開始準備	
活動体制の徹底	(1) 災害対策本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (2) 報道機関に対する災害対策本部設置の発表 (3) 防災関係機関及び盛岡広域振興局に対する災害対策本部設置の通知 (4) 災害応急対策用車両等の確保 (5) 各部及び防災関係機関の配備状況の把握	
災害発生後	本部会議の開催	(1) 災害の規模及び動向の把握 (2) 災害情報及び現地報告等に基づく応急対策検討 (3) 自衛隊災害派遣要請 (4) 災害救助法の適用 (5) 災害応急対策の調整 (6) 配備体制の変更 (7) 現地災害対策本部の設置 (8) 町本部長の指令の通知
	災害広報	(1) 災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表 (2) 災害写真及び災害ビデオの撮影並びに災害情報等の広報資料の収集
	避難及び救出対策	(1) 避難指示及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 避難状況の把握 (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設並びに運営
	自衛隊災害派遣要請	(1) 孤立地帯の偵察及び救援要請 (2) 被災者の捜索及び救助要請 (3) 給食給水活動要請
	県等に対する応援要請	(1) 被災者の捜索及び救助要請 (2) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達並びにあっせん要請 (3) 災害応急対策活動要員の派遣要請
	ボランティア活動対策	(1) ボランティア活動に対する支援 (2) ボランティア活動に係る関係機関との連絡調整

災害発生後	災害救助法適用対策	(1) 被害状況の把握 (2) 災害救助法に基づく救助の実施
	現地災害対策本部の設置	(1) 編成指示 (2) 編成 (3) 派遣
	機動力及び輸送力の確保対策	(1) 災害応急対策用車両等の確保 (2) 道路、橋梁等の被害状況の把握 (3) 道路上の障害物の除去 (4) 道路交通の確保
	医療及び保健対策	(1) 応急医療及び保健活動の実施 (2) 医薬品及び医療用資機材の調達
	給水対策	(1) 水道水の確保及び給水の実施 (2) 応急復旧・応急給水用資機材の確保
	食料等の応急対策	(1) 災害用応急米穀、パン、めん類の調達 (2) 副食品等の調達
	生活必需品の応急対策	被服、寝具その他の生活必需品の調達
	防疫対策	(1) 防疫活動の実施 (2) 食品衛生活動の実施 (3) 防疫用資機材の調達
	文教対策	(1) 応急教育の実施 (2) 町立学校等の応急対策の実施
	農林水産応急対策	(1) 農林水産被害の把握 (2) 病虫害防除の実施 (3) 家畜防疫の実施
	土木応急対策	(1) 土木関係被害の把握 (2) 道路交通応急対策の実施 (3) 下水道応急対策の実施 (4) 直営工事応急対策の実施 (5) 浸水対策の実施 (6) 地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底
	被災者見舞対策	(1) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員派遣 (2) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）への見舞金等の措置
	被災者に対する生活確保対策	(1) 被災者の住宅対策 (2) 農林水産復旧対策

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (4) 商工業復旧対策 (5) 公共土木施設関係復旧対策 (6) 見舞金及び義援金品の受入れ並びに配布
--	---

第3 動員計画

1 配備体制

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、状況に応じた配備体制をとる。
- (2) 町本部長である町長が事故や不在等の非常時には、副町長、教育長の順で災害対策本部の設置を命令し、又は指揮をとる。

人員配備基準

災 害 警 戒 本 部	
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報が発表された場合 ○ 斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等が発生するおそれがある場合において、副町長が必要と認めるとき。 ○ 大規模な火災、爆発等による災害が発生するおそれがある場合において、副町長が必要と認めるとき。 ○ 町内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合 ○ その他、副町長が必要と認めたとき。
配備内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係する各課・局では、情報連絡及び広報活動を行う体制とする。 ○ 警戒配備体制に移行しうる体制とする。
配備要員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各課長等

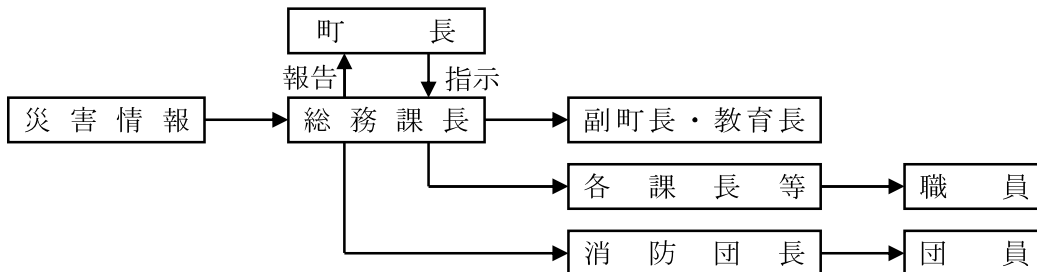
災 害 対 策 本 部			
	警戒配備体制	第1号非常配備体制	第2号非常配備体制
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ○ 気象警報、洪水警報が発表され、相当規模の災害が発生するおそれがある場合において、町本部長が警戒配備体制の必要があると認めるとき。 ○ その他、町本部長が 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象特別警報が発表された場合 ○ 気象警報、洪水警報が発表され、相当規模の災害が発生した場合 ○ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生した場合において災害応急対策を講ずる必要があると認め 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大災害が発生した場合において、本部長が本部の全ての組織、機能を挙げて災害応急対策を講ずる必要があると認めるとき。 ○ 町内に震度6弱以上の地震が発生した場合 ○ その他、町本部長が必要と認めるとき。

	必要と認めたとき。	たとき。 ○ 町内に震度5強の地震が発生した場合 ○ その他、町本部長が必要と認めたとき。	
配備内容	○ 活動は、主として情報連絡及び広報活動を行うほか、必要に応じ災害応急対策を講ずる。	○ 関係する各課・局では、情報連絡及び広報活動を行うほか、必要に応じて応急措置を講ずる体制をとる。 ○ 第2号非常配備体制に移行しうる体制とする。	○ 町の全組織が全力を挙げて災害応急対策を講ずる体制とする。
配備要員	○ 課等の長及び係長職以上の職員で各部長が指名した者	○ 各課等の係長以上の職員	○ 全職員

2 動員の伝達系統

(1) 勤務時間内

勤務時間内における配備指令及び応急対策業務に対する勤務命令の伝達は次のとおり行う。

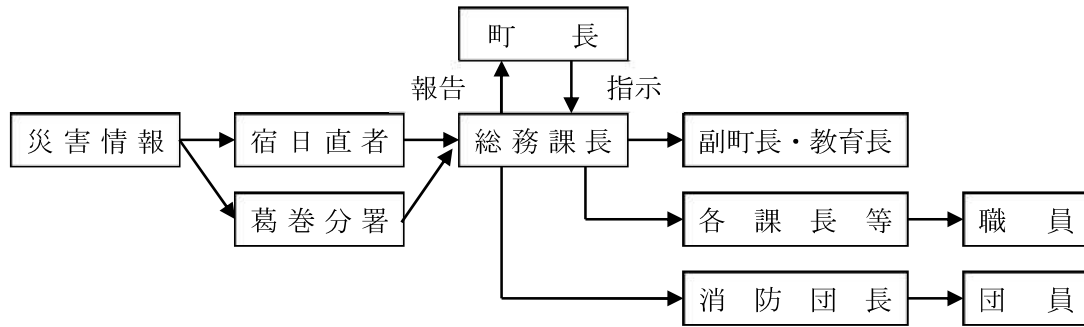


(2) 勤務時間外

ア 勤務時間外において、宿日直者が気象警報及び災害発生のおそれのある異常現象発見等の通報を受理したとき又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに総務課長に連絡する。

イ アの通報を受けた総務課長は、必要に応じ所属職員を所定の系統により動員し、情報収集、その他応急対策実施の体制をとる。

ウ 勤務時間外における配備要員の動員は次の系統により行う。



3 動員の方法

- (1) 総務課長は、町長の配備指令を受けたときは、次により各課長等に伝達する。
 - ア 勤務時間内における伝達は、2(1)の伝達系統図により館内放送、電子メール、ライブビジョン、電話、携帯電話又は伝令により伝達する。
 - イ 勤務時間外の伝達は、2(2)ウの伝達系統図により電子メール、ライブビジョン、電話、携帯電話又は伝令により伝達する。
- (2) 各課長等は、町本部の配備を指令されたときは、職員非常招集要領により、必要な職員を動員する。
- (3) 各課長等は、職員の動員が迅速かつ円滑に行われるように、次の事項を内容とした職員非常招集要領を、あらかじめ定めておく。
 - ア 非常招集の系統、順位
 - イ 非常招集通知の方法
 - ウ 職員ごとの出勤所要時間
 - エ 非常招集事務担当者
 - オ その他必要な事項
- (4) 各課長等は、所属職員の動員計画（退庁後を含む。）を、実情に即した方法によって作成し、総務課長に提出しておく。
- (5) 職員等は、配備指令を受けたときは、迅速に指定された部署に参集する。
- (6) 交通機関等の途絶等により勤務場所に参集することが困難な場合は、原則として参集可能な最寄りの関係機関に参集する。

4 自主参集

各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、人員配備基準に該当する災害の発生を覚知したとき、又は気象警報等が発表されたときは、配備指令を待たずに直ちに参集する。

5 参集できない場合の対応

職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、やむを得ない事情により、参集できないときは、各課長等に報告を行い、その指示に従う。

6 初動班の参集

勤務時間外において震度5弱以上の地震が発生した場合は、勤務場所からおおむね2キロメートル以内に在宅又は在留する職員は、初動体制を確立するため、直ちに勤務場所に参集

し、次の事項を処理する。

ただし、所期の目的を達したと認めるときは、担当業務に移行する。

- (1) 被害状況等の情報収集
- (2) 町本部長の指令等の伝達
- (3) 防災関係機関等との連絡調整

第4 防災関係機関の活動体制

- (1) 防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、所管する災害応急対策を実施する。
- (2) 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- (3) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。
- (4) 災害応急対策の実施に当たっては、町及び他の防災関係機関との連携を図る。
- (5) 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

第1 基本方針

- (1) 気象の予報、警報等（以下、本節中「気象予報・警報等」という。）及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- (2) 通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	活動の内容
町本部長	1 気象予報・警報等の周知 2 火災警報の発表

[町本部の担当]

部	課等	担当業務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい葛巻推進課 議会事務局	1 気象予報・警報等の周知 2 火災警報の周知

第3 実施要領

1 気象予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

（気象業務法に基づくもの）

ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令

された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

イ 情報の種類

	種 類	概 要
気象に関する情報	早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
	岩手県気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報の発表に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。</p> <p>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。</p> <p>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、气象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。</p>
	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象と

	なる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所には竜巻発生確度ナウキャストで発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

備考 土砂災害警戒情報は、大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

ウ 注意報の種類（発表基準）

種 類	概 要
気 象 注 意 報	風雪注意報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	強風注意報 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	大雨注意報 大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	濃霧注意報 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	雷注意報 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかける。

② 〈2. 応急〉第2節 気象予報・警報等の伝達計画

乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表する。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表する。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表する。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表する。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表する。
なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表する。
洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
土砂崩れ注意報 (備考1)	大雨、大雪等による土砂崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想される場合
浸水注意報 (備考1)	浸水により災害が発生するおそれがあると予想される場合

備考1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

- 2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

エ 警報の種類（発表基準）

種 類	概 要
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき

気象警報		きに発表する。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
洪水警報		河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当
土砂崩れ警報 (備考1)		大雨、大雪等による土砂崩れにより重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
浸水警報 (備考1)		浸水により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合

備考1 土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報にそれぞれ含めて行い、この警報の標題は用いない。

2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

オ 葛巻町の警報・注意報発表基準

令和6年5月23日現在

発表官署 盛岡地方気象台

葛巻町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	94
	洪水		流域雨量指数基準	馬淵川流域=18.7、星野川流域

② 〈2. 応急〉第2節 気象予報・警報等の伝達計画

			=5.7、山形川流域=11.9、外川川流域=11.3、元町川流域=5.6、宇別川流域=10.5、土谷川流域=8.3	
		複合基準※	馬淵川流域=(5、14.7)、土谷川流域=(5、7.4)	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	63	
	洪水	流域雨量指数基準	馬淵川流域=14.9、星野川流域=4.6、山形川流域=9.5、外川川流域=9、元町川流域=4.4、宇別川流域=8.4、土谷川流域=6.6	
		複合基準※	馬淵川流域=(5、13.2)、星野川流域(5、3.6)山形川流域=(5、9.5)、外川川(5、9)、元町川流域(5、3.5)、宇別川流域=(5、6.7)、土谷川流域=(5、6.6)	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期： ①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が		

		平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する。）
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

※（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

カ キキクル（危険度分布等）

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ○「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当 ○「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当 ○「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3</p>

	<p>時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ○「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当 ○「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当 ○「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫等の「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p> <p>水防団待機水位(又は氾濫注意水位)を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位(又は避難判断水位)を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p>

キ 特別警報の種類(発表基準 気象警報等発表基準)

種 類		概 要
気象特別警報	暴風特別警報	<p>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	<p>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警報レベル5に相当
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。 ○ 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
土砂崩れ特別警報 (備考1)	大雨等による山崩れ、地滑り等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。

備考1 土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。浸水警報の警報事項を含めて行う気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表する。

- 2 発表の判断に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。

ク 地震動の警報及び地震情報の種類

(ア) 緊急地震速報（警報）

- a 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。
- b 震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

(イ) 地震情報の種類と内容

国及び地方公共団体は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」

	報を公表した場合は発表しない。)	旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を公表。
震源・震度情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上 ・津波警報 ・注意報発表 または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時 	<p>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</p>
長周期地震動に関する観測情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合 	<p>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)</p>
遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。) 	<p>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</p> <p>国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 	<p>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</p>

(ウ) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ・岩手県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報等発表時 ・岩手県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版）地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版）地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）
月間地震概況	・定期（毎月）	地震・津波防災に係る活動を支援するために、月ごとの岩手県とその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

ケ 消防法（昭和23年法律第186号）に基づくもの

種 類	内 容
火災気象 通報	通報基準 気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合

	<p>○最小湿度40%以下、実効湿度65%以下で風速7m/s以上が2時間以上継続すると予想される場合</p> <p>○最小湿度35%以下で、実効湿度60%以下になると予想される場合</p> <p>○平均風速11m/s以上と予想される場合（降雨、降雪中は通報しないこともある。）</p>
火災警報	<p>気象の状況が火災予防上危険である場合に、盛岡地区広域消防組合消防本部から発せられる警報</p>

コ 水防法（昭和24年法律第193号）及び気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づくもの

(7) 一般河川等の水防活動の利用に適合する予報及び警報

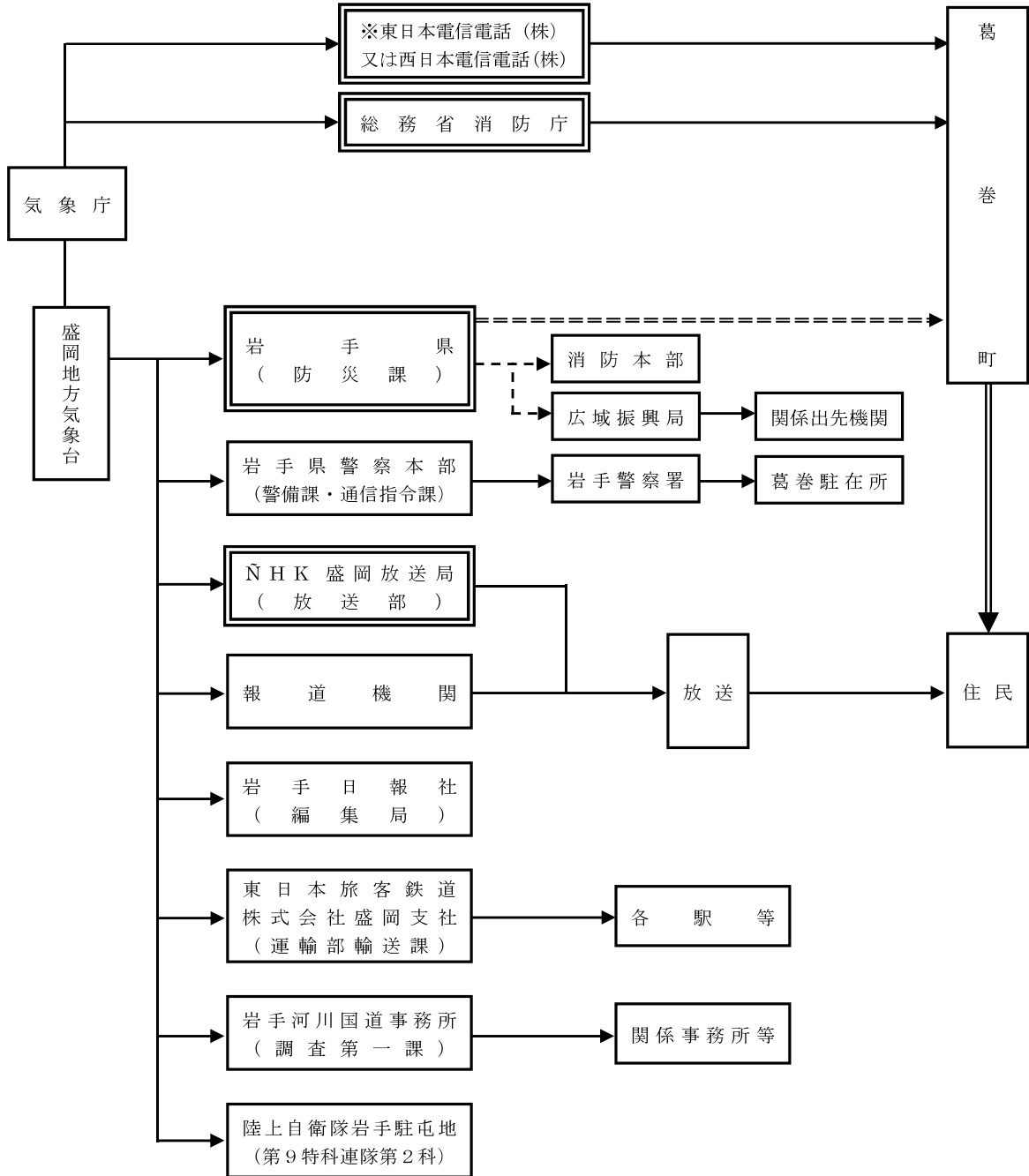
気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）により行う水防活動の利用に適合する予報は、次の左欄に掲げる種類ごとに、右欄に掲げる注意報及び警報をもって代えるものとする。

水防活動用気象注意報	大雨注意報をもって代える。
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報をもって代える。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報をもって代える。
水防活動用洪水警報	洪水警報をもって代える。

(2) 伝達の組織

気象、洪水についての予報及び警報並びに火災気象通報の発表機関及びその伝達経路は、次に定めるとおりとする。

気象予報警報等伝達系統図



(注)

- 1 ※は、警報発表及び解除のみ。
- 2 気象予報としての注意報については、内容により発表機関及び伝達機関においてこの系統図に示す通報機関のうち必要と認める機関にのみ通報する。
- 3 通報伝達の順位は、予測される災害に対する直接の防災関係機関への伝達系統を優先するものとする。
- 4 ----- 線及び==== 線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線
- 5 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
- 6 == 線及び==== 線は特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

2 伝達体制の確立

(1) 受領責任者及び伝達責任者

ア 予警報等の受領担当は、総務課長とする。

イ 総務課長は、正規の勤務時間内において、予警報等の通知を受けたときは、資料1-3に掲げる気象予警報通知計画に定めるところにより、関係課長等に通知する。

ウ 災害警戒本部及び災害対策本部が設置されている場合を除き、正規の勤務時間外、休日等において、予警報等の通知を受領した当直者は、資料1-4に掲げる気象予警報通知計画及び通知順位により、関係課長等に通知する。

エ 総務課長は、気象特別警報を受領し又は自ら知った場合は、直ちに、その内容を住民、町内所在官公署団体等に周知させる措置をとるとともに、その内容を関係機関に通知する。

(2) 町に所在する官公署団体への伝達

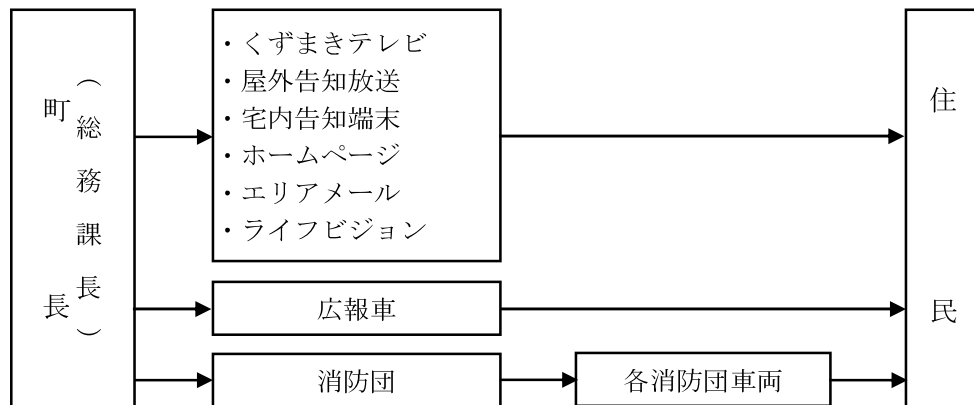
気象警報の通知を受けた関係課長は、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められるときは、資料1-5に定めるところにより町内所在官公署団体等に伝達する。

なお、気象注意報についても予想される災害等を勘案し、必要と認めるときは前記と同じく通知する。

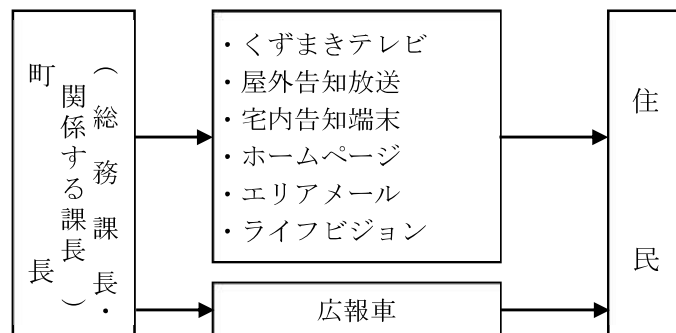
(3) 住民への伝達

伝達を受けた関係課長は、次の方法により地域住民に伝達する。

ア 気象警報・洪水警報・水防警報・土砂災害警戒情報（相当規模の災害の発生のおそれがあると認められるとき。）



イ 住民に事前の注意を呼びかける情報



3 異常現象発生時の通報要領

(1) 異常現象発見者の通報義務

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町長又は警察官及び盛岡中央消防署葛巻分署員に通報する。

イ 前項の通報を受けた警察官又は盛岡中央消防署葛巻分署員は、その旨を町長に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通報する。

(2) 町の通報先

前項により通報を受けた町長は、異常現象の種類に応じ、次の区分に従い担当機関に通報する。

種類	担当機関	通報を要するものの範囲
水防に関するもの	岩手土木センター、県復興防災部防災課、岩手河川国道事務所	県又は国の管理に属する河川に係るもの
気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方気象台、県復興防災部防災課	気象、地象、水象に関わる全ての現象
その他に関するもの	県復興防災部防災課	国又は県が予防等の措置を必要とすると認められるその他の現象

(3) 気象、地象、水象等に関する異常現象の種類

気象、地象、水象等に関する通報を要する現象は、おおむね次のとおりである。

ア 水防に関する事項

堤防の異常

イ 気象に関する事項

竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象

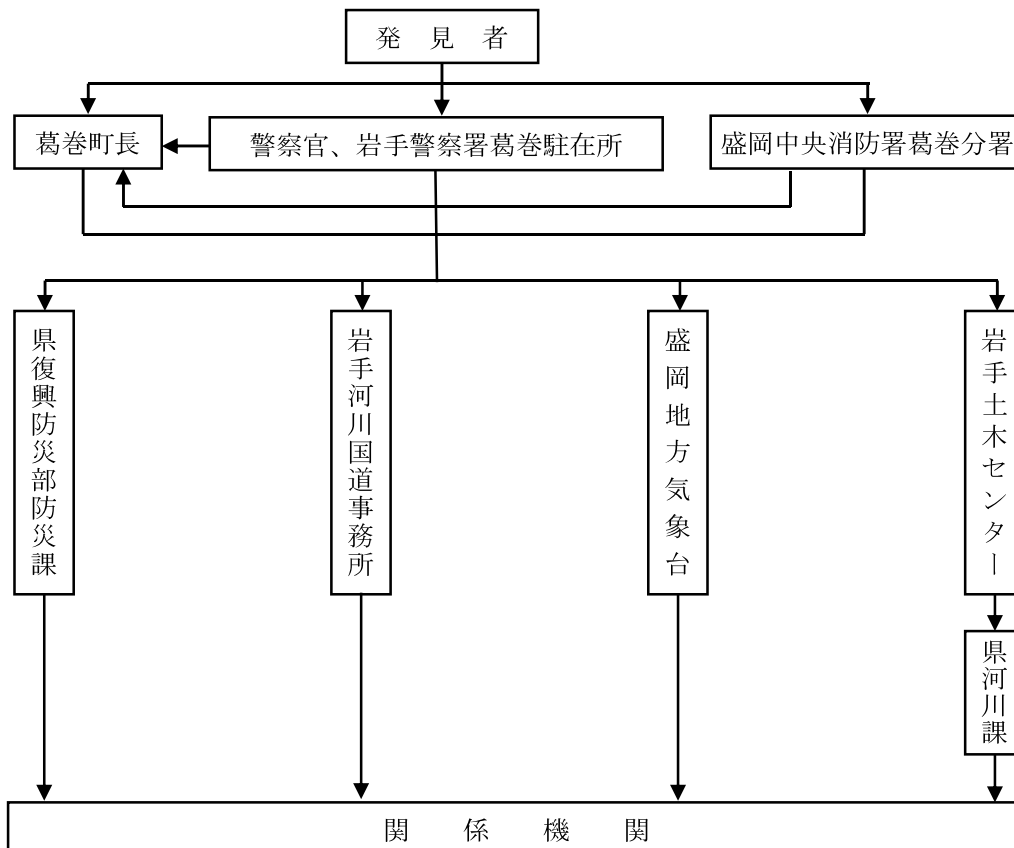
ウ 地象に関する事項

(ア) 数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震

(イ) 湧泉の新生、湯量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等

(ロ) 河川、湖沼等の顕著な異常変化等

(4) 異常な自然現象発見者からの通報伝達は、次の系統図のとおりとする。



第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- (1) 町その他の防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡システムを定め、通信手段の確保を図る。
- (2) 通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- (3) 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用して通信を確保するものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

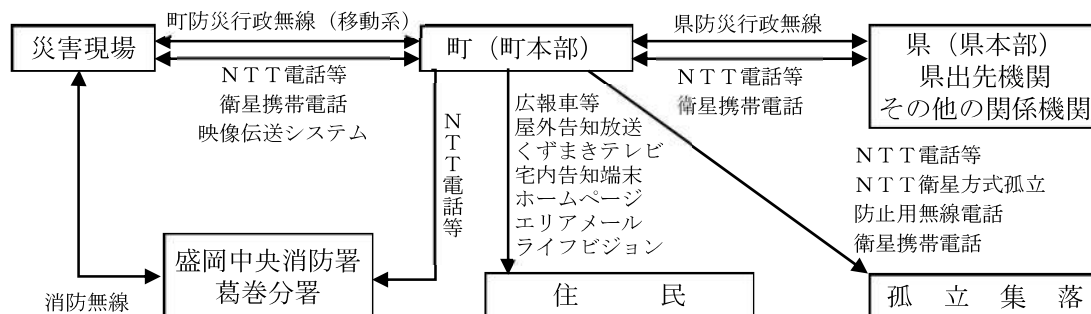
第2 実施要領

1 通信連絡手段の活用

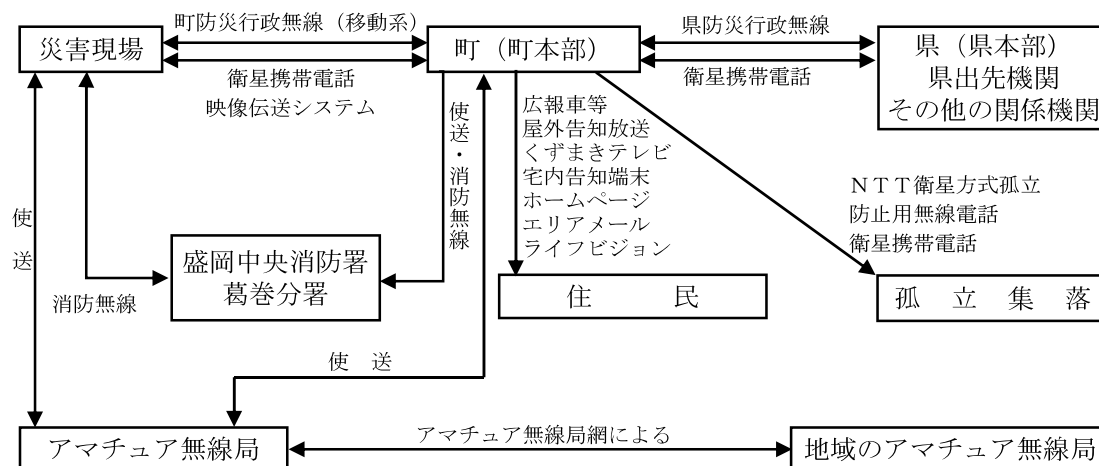
災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、一般加入電話によるもののほか、緊急の場合は、おおむね次の手段により速やかに行う。

連絡システム図

〈通常の災害（NTT電話等が使用できる場合）〉



〈大規模災害（NTT電話等が使用できない場合）〉



(1) 専用通信設備の使用

- ア 県防災行政無線
- イ 消防無線
- ウ 葛巻町防災行政無線（資料1-2参照）
- エ 屋外告知放送
- オ 宅内告知端末
- カ くずまきテレビ
- キ ホームページ
- ク エリアメール
- ケ ライフビジョン
- コ 衛星携帯電話

(2) NTT電話等の優先利用

ア 災害時優先電話

災害時優先電話とは、電話回線が異常にふくそうした場合においても、NTT東日本が行う発信規制の対象とされない加入電話であり、指定電話は次のとおりである。

設置場所	電話番号
くずま〜る	0195-66-2114
	0195-66-2901

イ 非常、緊急電報

災害時における緊急連絡のため、一般の電報に優先して送信、配達される非常電報又は緊急電報を利用する場合には、電報サービスセンターに申告の上、申し込む。

(3) 電気通信設備が利用できない場合の通信確保

ア 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

(ア) 町本部長は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

- a 警察通信施設
- b 消防通信施設
- c 水防通信施設
- d 気象通信施設
- e 自衛隊通信施設
- f 電力通信施設
- g 鉄道通信施設

(イ) これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。

- a 利用又は使用しようとする通信施設

- b 利用又は使用しようとする理由
- c 通信の内容
- d 発信者及び受信者
- e 利用又は使用を希望する期間
- f その他必要な事項

イ 非常通信の活用

- (ア) 町本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のために必要があると認めるときは、非常通信を利用して通信の確保を図る。
- (イ) 非常通信は、地震、台風、洪水、火災その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保及び秩序の維持のために行われる場合に限られる。
- (ロ) 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。
- (ハ) 防災関係機関は、災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局とあらかじめ協議を行う。
- (ニ) 非常通信は、次の要領により、通信文を電文形式（片仮名）又は平文で記載の上、無線局に依頼する。
 - a 宛先の住所、氏名（職名）及び電話番号
 - b 字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。
 - c 本文中の濁点及び半濁点は字数に数えない。
 - d 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。
- (ホ) 町本部長は、非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線団体に対して協力を求める。

ウ 東北総合通信局による通信支援

町本部長は、災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

エ 自衛隊による通信支援要請

町本部長は、災害応急対策のため必要がある場合においては、本章第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

2 放送の利用

- (1) 町本部長は、災害に関する予報又は警報及び予想される災害の事態並びにこれに対してとるべき措置についての通知、要請及び警告を要する場合は、くずまきテレビから放送す

る。

- (2) 町本部長は、緊急を要する場合で他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいては、「災害時における放送要請に関する協定書」に定める手続に基づき、災害に関する通知・要請・気象予報・警報等の放送を日本放送協会盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ及び(株)エフエム岩手に対して要請することができる。
- (3) 町本部長は、主として葛巻町の地域の災害に関するものについて要請する。(ただし、特に緊急を要する場合は、県本部長が要請する場合もある。)
- (4) 放送の要請は、次の事項を報道機関の長に文書により通知の上、行う。
- ア 放送を求める理由
 - イ 放送内容
 - ウ 放送範囲
 - エ 放送希望時間
 - オ その他必要事項

なお、緊急を要する場合は、担当部局に電話又は口頭により要請する。

報道機関名	担当部局	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	放送部	019-626-8826	盛岡市上田 4-1-3
(株)IBC岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町 6-1
(株)テレビ岩手	報道部	019-623-3530	盛岡市内丸 2-10
(株)岩手めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	盛岡市本宮 5-2-25
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2901	盛岡市盛岡駅西通 2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	019-625-5514	盛岡市内丸 2-10

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- (1) 災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 災害情報の収集、伝達に当たっては、災害情報システムを利用する等、防災関係機関と密接に連携を図る。
- (3) 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- (4) 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。
- (5) 町及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2 実施要領

1 災害情報収集、報告責任者

- (1) 町本部長は、災害の発生が予測され、又は災害が発生したときは、情報収集担当者及び報告責任者を定めて、災害情報の収集に努めるとともに、収集した情報を分析し、報告を要する災害及び基準に適合した場合若しくは、応急対策を実施するため必要と認めたときは、県本部長、地方支部長、その他関係機関に対する迅速正確な報告、通報を行う。
- (2) 被害状況等の収集と調査は、各課調査班各々の任務分担により関係機関、諸団体及び自治会長等の応援を求めて実施する。
- (3) 被害の規模が甚大のため、町本部において被害状況等の収集及び調査が不可能又は困難な場合は、県本部長、地方支部長及びその他の防災機関に応援協力を求めて実施する。

応援協力を求めるときは、次の事項を明示して行う。

- ア 職種及び人員数
- イ 活動地域
- ウ 応援期間
- エ 応援業務の内容
- オ 携行すべき資機材等
- カ その他参考事項

- (4) 町本部長は、被害状況を地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に

直接報告する。また、県本部との連絡がとれない場合は、直接消防庁に対して被害状況を報告する。

- (5) 町本部長は、消防機関への通報が殺到した場合には、直ちに消防庁及び県本部長に報告する。

町本部長は、消防庁及び県本部長への第1報は原則として覚知後、30分以内に報告する。

- (6) 町本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。

- (7) 町本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。

ア 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。

イ 収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。

ウ 町が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら、収集できない情報について、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。

- (8) 町本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

2 災害情報の収集方法

- (1) 災害情報の収集は、災害発生の当初においては、住民の生命、身体に対する被害及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害を優先し、重点的に収集する。

- (2) 災害の規模及び状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設、その他の施設の被害状況を速やかに調査し、収集する。

- (3) 収集するに当たっては、災害の規模及び状況を推知し得る写真撮影等による。

- (4) 町本部職員は、原則として人命危険情報を収集する。収集した情報の町本部への報告は電話、無線等による通報によるほか、バイク、自転車、徒歩等の手段による登庁後の報告による。一般の町本部職員の場合も、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、町本部へ報告する。

- (5) 町内各地を熟知している郵便局職員の協力を得て、災害時における被災者等の情報収集、情報交換を図る。

- (6) 覚知者又は発見者から被災等の報告があった場合は、発見者又は覚知者の住所氏名を確認しておく。

- (7) 災害状況調査及び情報収集は、岩手県地域防災計画第3章災害応急対策計画に基づき、関係機関等の協力、応援を求めて実施する。

3 報告を要する災害及び被害の基準

報告する災害は、災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害(火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)に定める火災を除く。)のうち、おおむね次の基準に合致するものとする。

- (1) 町内において、人的被害又は物的被害が生じたもの。

- (2) 災害救助法及び小災害見舞金交付内規の適用基準に合致すると思われるもの。
- (3) 町が災害対策本部を設置したもの。
- (4) 災害が当初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの又は町における災害が軽微であっても全県的あるいは全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- (5) 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚災害法、災害負担法等による国庫補助の適用がなされること。）を要するもの。
- (6) 災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

4 被害状況判定の基準

- (1) 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。	
	うち災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡した者と認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。	
	負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けた又は受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みのもの。	
住家の被害	全焼、全壊 流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	半壊、全壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	一部破損	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの。	
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの。
	床下	浸水が住家の床上に達せず、床下にとどまった程度のもの。	
非住宅被害	住家以外の建築物で全壊、半壊程度の被害を受けたもの。		
田畑の被害	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの。	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。	

その他の被害	道路損壊	一般国道、県及び町道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害
	橋梁流失	町道以上の道路に仮設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害
	堤防決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく、残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの。
	半壊	重要部分に相当な被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの。
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの。

(2) 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。したがって同一家屋内に親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物をいう。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

5 災害情報の種類

(1) 災害情報は、次の種類別に報告する。

種類	内容	報告様式(資料11-1)	伝達手段
初期情報報告	災害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況を逐次、報告するもの	様式1～1-1	原則として、インターネットや県情報通信基盤(いわて情報ハイウェイ)を使用したシステム、電子メール等によるものとし、防災行政情報
	災害の規模及びその状況が判明するまでの間(災害発生初期)に、種類別に報告するもの	様式B～H及び様式2、2-1、2-2、3、4、5、5-1、6、9	

被害額等報告	被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの	様式2～21	通信ネットワーク衛星系等によるFAXはバックアップ用として利用するものとする。
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

(2) 災害対策基本法に基づく報告

ア 災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告する災害は、次のとおりである（町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準ずる。）。

(ア) 県において災害対策本部を設置した災害

(イ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

(ウ) (ア)又は(イ)に定める災害になるおそれのある災害

イ 上記報告は、消防庁に対して行うものとし、消防組織法第40条の規定に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。

ウ 確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法に基づく消防庁長官あての文書を各一部ずつ消防庁に提出する。

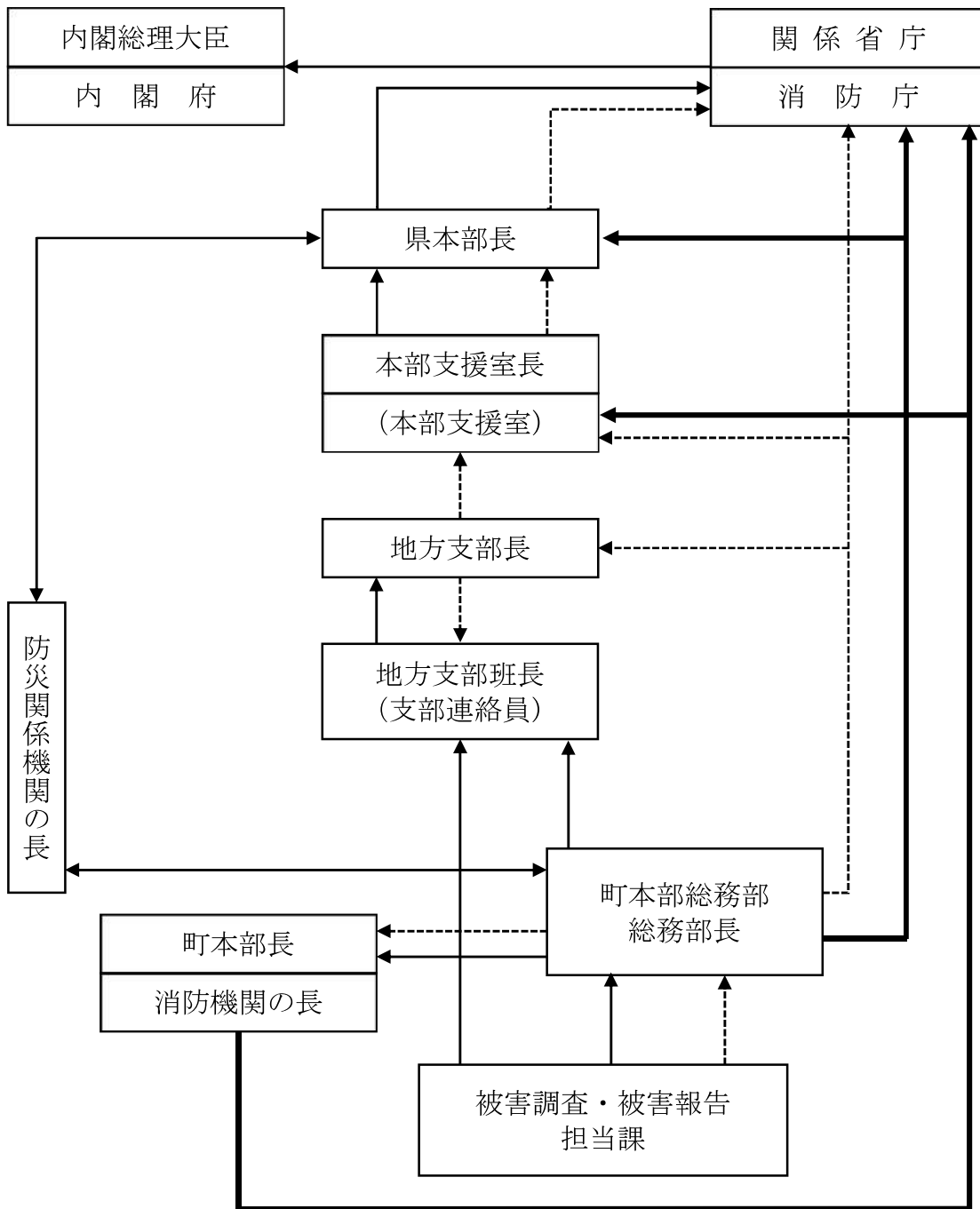
エ 消防庁への報告先は、次のとおりである。

区分 回線別	平日（9:30～18:15） [消防庁応急対策室]	左記以外 [消防庁宿直室]
NTT回線	TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	TEL 048-500-90-49013 FAX 048-500-90-49033	TEL 048-500-90-49102 FAX 048-500-90-49036

オ 報告の系統

町本部長は、地域内の災害情報を収集分析し、次に掲げる災害情報報告系統図に従って盛岡地方支部長に報告するものとする。

災害情報報告系統図



- 被害情報のうち初期情報報告、被害額等報告、その他の報告
- 被害情報（初期情報報告を除く。）
- 殺到情報、概括情報、直接即報基準に該当する火災・災害等の情報

6 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

町及びその他の防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の収集、報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア 町と県本部及び支部との場合

防災行政情報ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報及び非常通信

イ 町と他の防災関係機関との場合

インターネット、指定電話、電報及び非常電話

ウ 防災関係機関相互の場合

専用電話、指定電話及びインターネット

第5節 広報広聴計画

第1 基本方針

- (1) 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- (2) 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- (3) 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- (4) 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動への協力を努める。
- (5) 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報について配慮をする。
- (6) 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	広報広聴活動の内容
町本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3 町長等が実施した避難指示等 4 避難所の開設状況 5 救護所の開設状況 6 道路及び交通情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 二次災害の予防に関する情報 10 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 11 安否情報及び避難者名簿情報 12 生活関連情報 13 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 14 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報

	15 その他必要な情報
--	-------------

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい葛巻 推進課 議会事務局	1 ヘリコプターによる災害広報等の要請 2 自衛隊の災害派遣要請 3 放送事業者に対する放送要請 4 新聞事業者に対する報道要請 5 人的被害に関する報道発表等の報道機関への対応 6 報道発表、報道協力要請等の報道機関への対応
健康福祉部	健康福祉課 住民会計課 葛巻病院事務局	1 被災者の生活相談及び苦情内容に応じた担当部への 仕分け 2 被災地における広報
文教部	教育委員会事務局 こども教育課 まなび交流課	被災児童及び生徒に対する教育相談窓口の設置
各部	各課等	所管業務に係る広報資料の収集作成及び整理

第3 実施要領

1 広報活動

(1) 広報資料の収集

広報資料は、次の要領によって収集する。

- ア 町本部長は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがあると認めるときは、担当職員を直接現場に派遣し、資料の収集に当たらせるほか、各関係機関に情報の提供を依頼する。
- イ 広報資料の収集に当たっては、特に災害発生の原因、経過の推移を知ることのできる写真、ビデオ等の収集に努める。
- ウ 収集した資料のうち、写真、ビデオ等については、撮影日時、地点等を明らかにして、迅速、確実に総務課長に提出する。
- エ 収集資料は、町本部長の指示により必要に応じて直ちに使用できるよう配慮する。
- オ 町本部長は、県本部長に対し、災害に係る広報資料を提供するとともに適時に更新する。

(2) 広報の対象

災害広報は、次の対象を重点として実施する。

- ア 住民（非災害地住民）
- イ 被災住民
- ウ 関係機関等（盛岡広域振興局、防災関係機関及び隣接市町村等）

エ 災害対策本部内

(3) 広報の内容

広報の内容は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項を重点として行う。

ア 住民に対する災害広報

- (ア) 災害の発生状況
- (イ) 気象予警報等及び災害発生時の注意事項
- (ウ) 避難指示等の発令状況
- (エ) 避難所・救護所の開設状況
- (オ) 道路及び交通情報
- (カ) 医療機関の被災情報及び活動状況
- (キ) 給食、給水の実施
- (ク) 毛布等の生活関連物資の配給
- (ケ) 安否情報
- (コ) ライフライン応急復旧の見通し
- (サ) 生活相談の受付
- (シ) 各災害応急対策の実施状況
- (ス) その他の生活関連情報

イ 関係機関等に対する災害広報

災害の態様、応急対策の実施方針、実施状況及び災害対策の問題点を強調し、被害の実状を端的に確認し、また、災害対策の理解と協力を求めることを主体とする。

(4) 広報の方法

ア 住民に対しては、災害の態様を迅速かつ的確に伝達し、応急対策の実施方針、その要領等を徹底させるため、くずまきテレビ、屋外告知放送、宅内告知端末、ホームページ、ライフビジョン、エリアメール、ラジオ、テレビ、写真、印刷物、広報車等の広報媒体を利用して行う。

イ 関係機関等に対する災害広報は、写真、掲示、貼出等あらゆる広報機能を積極的に活用するとともに、必要と認める場合には、担当職員を派遣してその実情を説明し、徹底を図る。

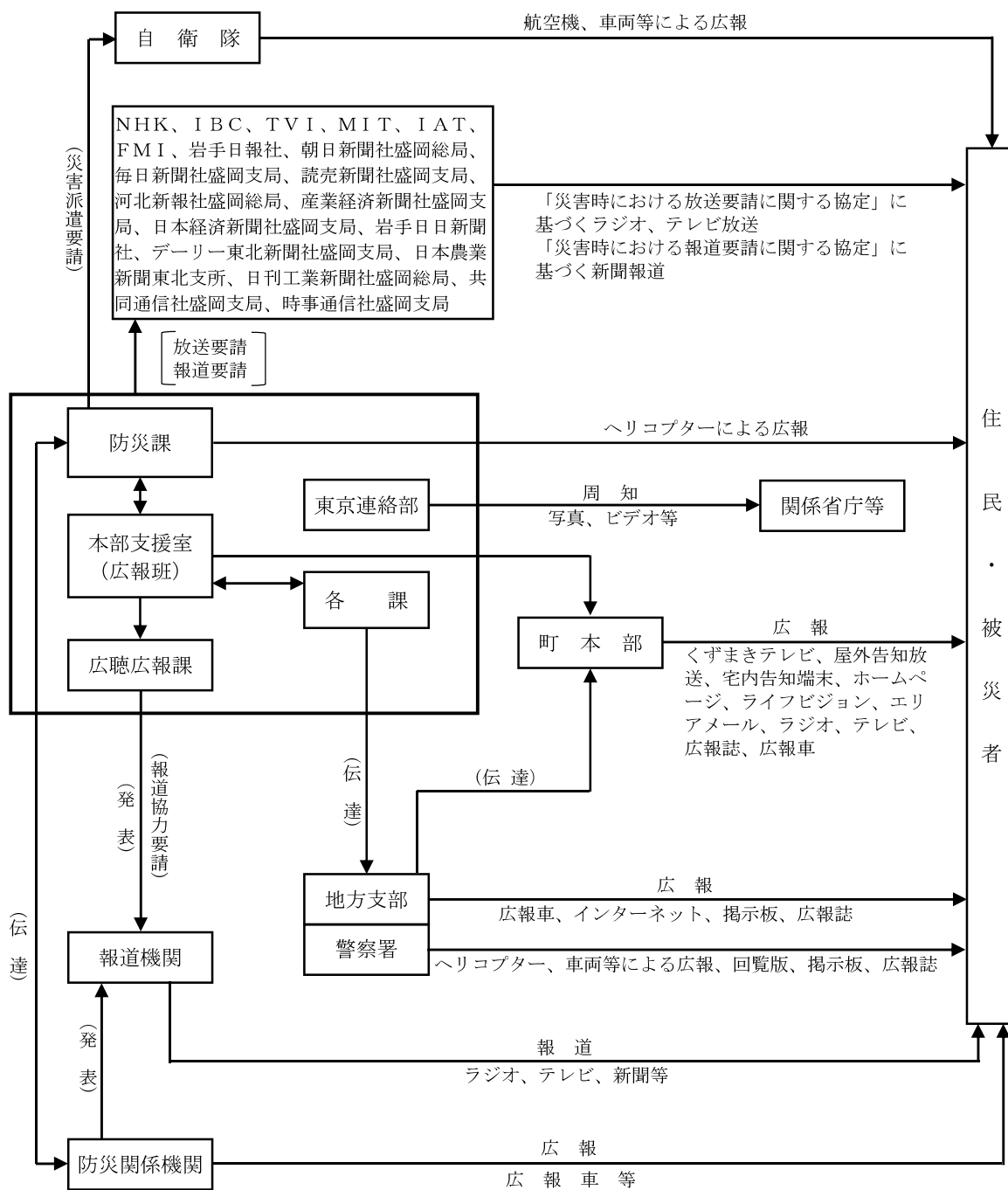
(5) 広報の活動の時期

ア 広報活動は、災害の推移、被害の状態の判明、応急対策の推移により必要に応じて、適時に行う。

イ 報道機関に対する被害の発表、資料の提供は、災害の推移に応じ、定期的に行うほか、災害の実態、応急対策の実施について、特別の変化があったとき等においては随時行う。

(6) 災害広報実施系統

災害広報の実施系統は、次のとおりとする。



2 広聴活動

- (1) 町本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。
- (2) 町本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- (1) 災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- (2) 町本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
- (3) 町その他の防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- (4) 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。
 なお、物資の輸送に当たっては、県及び町の物資集積・輸送拠点を経て、各指定避難所等へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- (5) 町は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 町管理道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
岩手土木センター	所管する道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	1 所管する一般国道に係る通行規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害対策基本法に基づく県又は市町村長に対する区間指定の指示

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課	1 町有車両等の集中管理及び配車
	政策秘書課	2 町有車両等の燃料の確保
	いらっしやい	3 緊急通行車両確認証明書等の申請
	葛巻推進課	4 輸送機関との連絡調整

	議会事務局	5 航空輸送の要請 6 臨時ヘリポートの設置
地域整備部	地域整備課 水道事業所	1 交通途絶箇所及び交通迂回路線の公示並びに交通規制の実施 2 道路及び橋梁の被害防止並びに道路及び橋梁の損壊に係る応急復旧 3 道路及び橋梁に係る障害物除去 4 冬季における生活道路及び緊急輸送道路の確保のための除雪及び排雪等の対策 5 災害対策基本法に基づく車両の移動等
各部	各課等	所管する応急対策業務に係る要員の輸送及び物資の輸送

第3 交通確保

1 巡回調査

道路管理者は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、町内の交通施設の巡回調査を行い交通混雑や被害状況を的確に把握するように努める。

2 発見者等の通報

災害時に交通施設の被害及び交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに、警察官又は町本部長に通報する。通報を受けた町本部長は、速やかにその路線の管理者及びその地域を所管する警察機関に通報するとともに県本部長に報告する。

3 道路管理者の規制

道路管理者及び交通規制実施者は、巡回調査の結果又は通報等により交通施設の危険な状況が予想されたとき、又は発見したとき、若しくは知ったときは、速やかに必要な規制をする。

4 防災拠点等の指定

(1) 町本部長は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重点拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の集積、輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点（以下「防災拠点等」という。）を定める。

(2) 町本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。

ア 防災拠点

くずま～る、葛巻中学校

イ 物資集積・輸送拠点

除雪機械格納庫、社会体育館、総合運動公園野球場、江刈中学校、小屋瀬中学校、もく木ドーム、旧星野小学校体育館

5 緊急輸送道路の指定

(1) 町本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。

(2) 緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。

- ア 一般国道、主要地方道を中心とする幹線道路
- イ 防災拠点等へのアクセス道路
- ウ 上記道路の代替道路

6 応急復旧

(1) 道路啓開等の順位

道路管理者は、災害の態様及び緊急度に応じて、相互に連携を図りながら道路啓開及び復旧作業を行う。

(2) 復旧資材等の確保

- ア 道路管理者は、あらかじめ復旧資材、機械等の状況を把握し、災害時における道路啓開及び応急復旧に対処する供給体制を整備する。
- イ 町本部長は、除雪等の対策を円滑かつ迅速に実施するため、必要な資機材の確保に努める。

(3) 排雪場所の確保

町本部長は、除雪等の対策を円滑かつ迅速に実施するため、あらかじめ排雪場所を指定する等、排雪場所の確保に努める。

(4) 除雪対策の組織

町本部長は、除雪等の対策を円滑に実施するため、情報収集班、除雪班及び排雪班を編成する。

(5) 道路啓開及び復旧方法

- ア 道路上の瓦れき等の障害物の除去による道路啓開を行う。
- イ 段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。
- ウ 落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH型鋼、覆工板等により応急復旧する。

7 交通規制

(1) 実施区分

交通規制の実施者は、一般交通の安全及び災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡をとりながら、次の区分により、交通規制を実施する。

ア 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両（以下本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止し、又は制限する。

イ 第2次交通規制

道路状況に応じて、第1次交通規制を縮小し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 第3次交通規制

道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 規制の内容

ア 交通規制を行った区域又は区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。

イ 交通規制を行った区域又は区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。

ウ 交通規制を行った区域又は区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命じる。

なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官、自衛官、消防職員又は交通指導隊員が自らその措置を行う（自衛官、消防職員又は交通指導隊員にあつては、警察官がその場にいない場合に限る。）。

エ 交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の周知

ア 交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として、「災害対策基本法に基づく車両通行禁止」の標示を設置する。

イ 標示を設置することが困難又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において指導・規制に当たる。

ウ 規制標示には、次の事項を表示する。

- (ア) 禁止又は制限の対象
- (イ) 規制する区域及び区間
- (ウ) 規制する期間

エ 交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないように、災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。

オ 交通規制の実施者は、規制地周辺において車両広報により規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡をとり、交通規制に係る放送を依頼する。

(4) 報告の系統

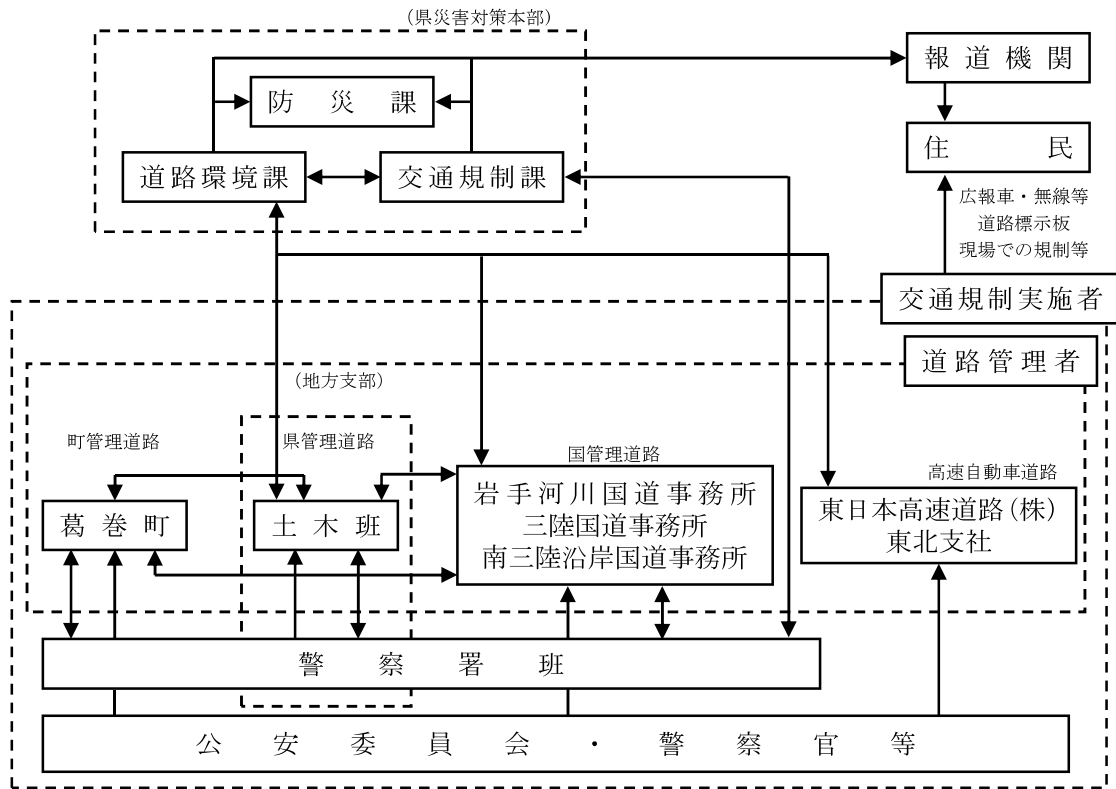
ア 町道管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者、地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。

イ 交通規制が複数の市町村に及ぶことが予想される大規模災害時には、交通規制の実施者が隣接する地域等の道路管理者、警察関係機関へ情報提供を行い、連携を図る。

ウ 災害時等における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。

- (ア) 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）
- (イ) 道路法に基づく規制（同法第46条）
- (ウ) 道路交通法に基づく規制（同法第4条―第6条）

交通規制連絡系統図



※ この図では、災害対策基本法による交通規制実施者のほか、他法律により交通規制を行う権限を有する道路管理者についても、広義の交通規制実施者として扱っている。

(5) 緊急通行車両確認証明書の交付

ア 町は、災害時において緊急通行車両として使用する公用車について、緊急通行車両の事前届出書を県公安委員会に提出し、あらかじめ届出済証の交付を受ける。

イ 緊急輸送のため車両を使用するものは、県本部長（防災課）又は県公安委員会（交通規制課又は警察署）に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申出をする。

- (ア) 番号標に標示されている番号
- (イ) 輸送人員又は品名
- (ウ) 使用者の住所及び氏名
- (エ) 通行日時
- (オ) 通行経路（出発地、目的地）

(6) 災害時における車両の移動

ア 道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。

イ 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。

ウ 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と

協議の上、補償する。

エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請する。

オ 県は、町道を活用し、緊急通行車両の通行ルートを確保する必要があると認めるときは、町に対し必要な指示を行う。

第4 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

(1) 町及びその他の防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送事業者等関係団体等との物資輸送に係る災害時応援協定の締結により、緊急輸送体制を整備する。

(2) 災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は、次のとおりである。

ア 応急復旧対策に従事する者

イ 医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者

ウ 食料、飲用水その他生活必需品

エ 医療品、衛生資材等

オ 応急復旧対策用資機材

カ その他必要な要員、物資及び機材

2 陸上輸送

(1) 車両の確保

ア 町及びその他の防災関係機関は、あらかじめ災害時における輸送車両の運用及び調達方法を定める。

イ 町及びその他の防災関係機関は、その保有し、又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は、他の機関に調達又はあっせんを要請する。

(2) 燃料の確保

町及びその他の防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める。

(3) 町本部における自動車輸送

ア 公用車の集中管理

(ア) 1号非常配備体制後は、原則として総務部において、公用車を集中管理する。

(イ) 各部は、1号非常配備体制後、直ちに総務部に車両等の管理の移管及び運転手の配置換えを行う。ただし、各部は、所掌する応急対策業務の遂行上欠くことができないと認められる車両等については、移管しないことができる。

(ウ) 各部は、公用車を使用する場合は、総務部長に申し込む。

なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示して申し込む。

a 輸送貨物の所在地

- b 輸送貨物の内容及び数量
- c 輸送先
- d 輸送日時
- e 荷送人
- f 荷受人
- g その他参考事項

イ 運送事業者の保有する自動車の調達

- (7) 運送事業者が保有する自動車による輸送が必要と認められる場合は、その確保を図る。
- (8) 総務部長は、民間のバス・トラック等の供給を要請し、必要に応じて町本部長と協議の上、速やかにその確保を図る。

ウ 事前準備

総務部長は、民間のバス・トラック等の調達等について、この計画に定めるもののほか、必要な事項についてあらかじめ調査し、その実施体制の整備を図る。

(4) 輸送の連絡

町本部長は、県本部長から物資等を輸送される場合は、荷送人、荷受人、到着日時、輸送貨物の内容・数量等の連絡を受ける。

3 航空輸送

(1) 航空輸送の実施

次に掲げる事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。

- ア 人命、身体のプロテクト上緊急を要するとき
- イ その他、輸送又は移送に緊急を要するとき

(2) 航空機の確保

町本部長及びその他の防災関係機関の長は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、航空機のあつせんを要請する。

- ア 要請理由
- イ 輸送貨物の所在地
- ウ 輸送貨物の内容、数量
- エ 輸送先
- オ 輸送日時
- カ 荷送人
- キ 荷受人
- ク 着陸希望場所及びその状況
- ケ その他参考事項

(3) 輸送の連絡

町本部長は、県本部長から物資等を輸送される場合は、荷送人、荷受人、到着日時、輸送貨物の内容・数量等の連絡を受ける。

(4) ヘリポートの設置基準

ヘリポート設置基準は、岩手県地域防災計画で定めるところによる。

(5) ヘリポートの現況

町におけるヘリポート及び補給基地は、資料7-5のとおりである。

4 知事への輸送関係の依頼

町本部長は、緊急輸送の実施に当たり、契約等による一般の方法で緊急輸送の確保ができない場合は、災害対策基本法第71条の規定に定めるところにより、県本部長に対して従事命令の執行を依頼し、その確保を図る。

第7節 公安警備計画

第1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立し、情報収集に努めるとともに、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一義とした災害警備活動を行う。

第2 実施責任者及び担当部

- (1) 町本部長は、県本部（岩手警察署葛巻駐在所）が行う町の地域における災害警備に対し協力体制をとる。
- (2) 町本部における担当部は、総務部とする。

第3 協力体制

- (1) 町本部長は、災害警備に当たり、県本部（岩手警察署葛巻駐在所）から協力の要請があったときは、関係機関との連絡調整等を行い、全面的にこれに協力する。
- (2) 上記における関係機関は、次のとおりとする。
 - ア 葛巻町消防団
 - イ 葛巻町交通安全協会
 - ウ 葛巻町交通指導隊
 - エ 葛巻町防犯協会
 - オ 葛巻町防犯指導隊

第4 災害警備実施要領

1 災害に関する情報の収集

町本部長は、その他の関係機関と緊密な連絡体制のもとに、県本部（岩手警察署葛巻駐在所）が行う災害警備活動上必要な災害に関する情報（以下、「災害情報」という。）の収集に対し積極的に情報の提供を行う。町本部長が収集する災害情報は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生した日時
- (3) 災害の発生した場所又は地域
- (4) 当該地域の気象情報
- (5) 被害の概要及び主要被害の状況
- (6) 避難者の状況
- (7) 主要交通機関、電気通信機関の被害状況、復旧状況

- (8) 被害予想地域（山崩れ、洪水等）の状況
- (9) 主要道路の状況
- (10) 町内の治安状況

2 救助活動

- (1) 町本部長は、県公安部及びその他の防災関係機関と協力して、被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護に当たるとともに、状況により警察官に対し災害救助活動の協力を要請する。
- (2) 町本部長は、上記第3(2)の関係機関及び警察官と協力して、危険にひんしている者の発見に努め、かつ、全力を尽くしてこれを救出する。

3 災害時における通信計画

町本部長が、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、警察通信設備を使用し、又は利用する場合は、本章第3節「通信情報計画」に定めるところによる。

第8節 消防活動計画

第1 基本方針

- (1) 大規模火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- (2) 町は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎょ計画を定める。
- (3) 町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
町本部長	1 消火、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消防機関	1 町本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい葛巻推進課 議会事務局	消防活動の連絡調整

第3 実施要領

1 町本部長の措置

- (1) 町本部長は、同時多発火災による被害を軽減するため、次により、大規模火災防ぎょ計画を定める。

ア 重要対象物の指定

火災が同時多発した場合は、優先的に防ぎよする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、住民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼阻止線の設定

火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

- (2) 町本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。
- (3) 町本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。
- (4) 町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。

また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (5) 町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、本章第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (6) 町本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。
- (7) 町は、火災警報が発令された場合は、関係部・課、消防団及び住民に対し速やかに情報伝達する。

2 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

ア 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。

イ 消防機関の長は、町本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。

(7) 消防職員・団員に対する出動準備命令

(イ) 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令

(ウ) 出動準備終了後における町本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊

編成状況、装備状況等)

- ウ 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
 - エ 消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めるときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。
- (2) 火災防ぎょ活動
- ア 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
 - イ 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。
 - (7) 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。
 - (8) 火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
 - (9) 火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょに当たる。
 - (10) 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保に当たる。
 - (11) 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
 - (12) 水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。
- (3) 救急・救助活動
- ア 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について、協議を行い、このための活動計画を定める。
 - イ 消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて、人員、資機材を活用し、救急・救助活動を行い、人命の安全確保に努める。
 - ウ 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。
 - (7) 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。
 - (8) 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
 - (9) 大規模災害により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。
- (4) 避難対策活動
- ア 消防機関の長は、あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎょ等に係る活動計画を定める。

イ 避難指示等の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

ウ 避難指示等の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

エ 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。

オ 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集・広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

ア 消防職員・団員は、火災の現場において、消防警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

イ 消防機関の長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

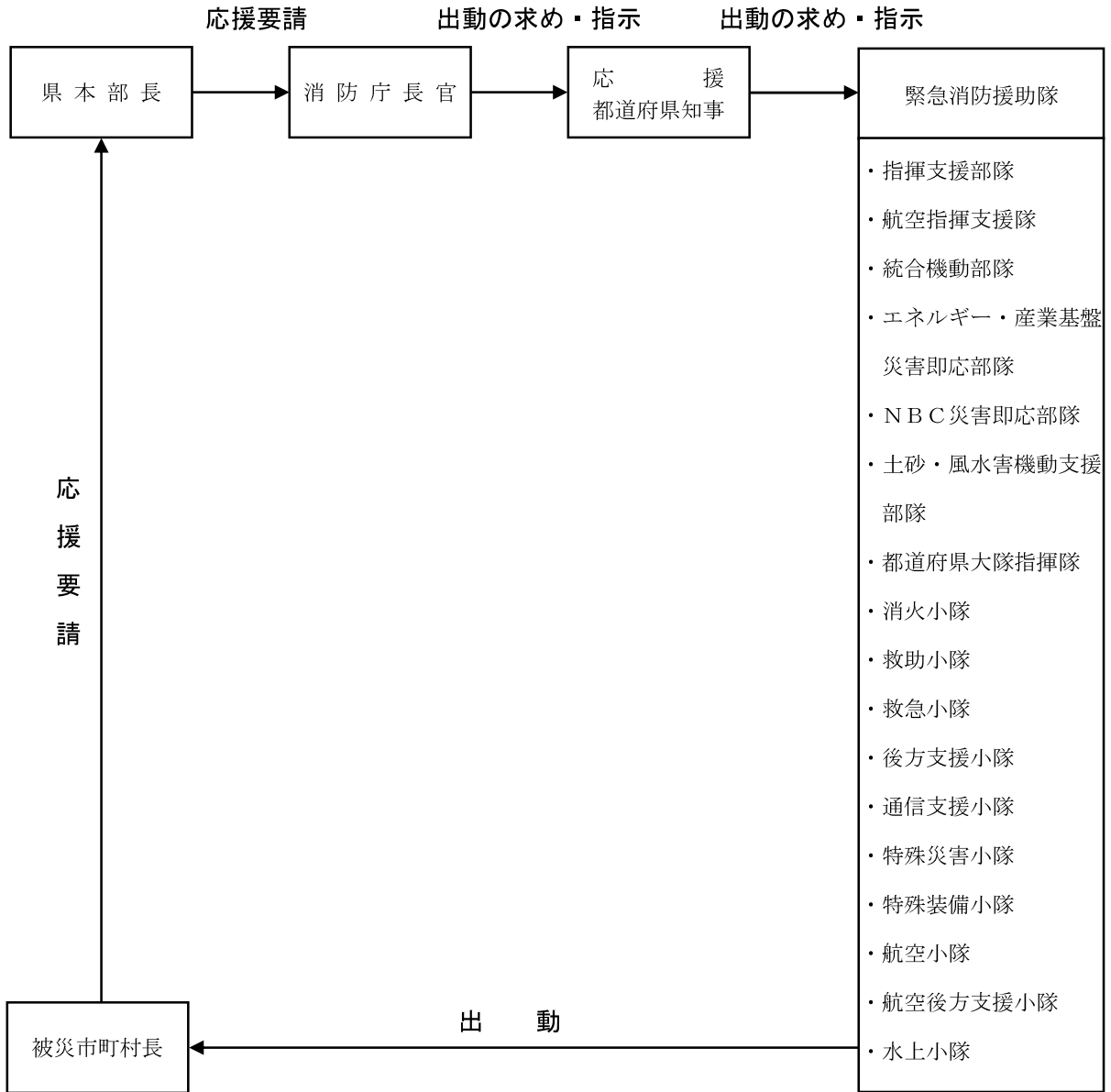
3 緊急消防援助隊

(1) 県本部長は、町本部長から要請があった場合、又は災害の範囲が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するとともに、岩手県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を整える。

(2) 緊急消防援助隊は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊の運用に関する要綱並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱の規定に基づき出動する。

(3) 緊急消防援助隊は、被災地において、被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長の指揮命令に従い、活動する。また、消防組織法第44条又は第44条の3に基づき、部隊の移動を行う場合がある。

緊急消防援助隊の出動



第9節 水防活動計画

第1 基本方針

- (1) 洪水、内水による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害の軽減を図る。
- (2) 水防区域の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。
- (3) 水防活動上、必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 河川等の監視及び警戒 2 洪水発生時における水門等の閉鎖 3 浸水対策用資機材の緊急調達 4 堤防、水門等の応急復旧 5 水防関係資機材燃料の調達 6 岩手河川国道事務所への応援要請
町水防団（町消防団）	1 重要水防箇所の監視及び報告 2 危険箇所の応急水防作業
岩手土木センター	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 所管する河川等の応急復旧
岩手河川国道事務所	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 所管する河川等の応急復旧
青森河川国道事務所	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 所管する河川等の応急復旧
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく水防活動

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい 葛巻推進課 議会事務局	岩手河川国道事務所への応援要請

地域整備部	地域整備課 水道事業所	1 河川管理等 2 水防関係資機材燃料の調達 3 水防活動の連絡調整
-------	----------------	--

第3 実施要領

1 水防組織

水防団の事務分掌については、本章第1節「活動体制計画」の災害対策本部の事務分掌に準ずるとともに、組織にあつては「葛巻町水防計画」による。

2 水防団員の非常参集

水防団員（消防団員）等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長（町長）の指揮を受ける。（配備基準については、「葛巻町水防計画」第2章町の水防組織による。）

3 水防巡視及び警戒

(1) 情報の収集及び伝達

大雨、洪水に関する注意報又は警報等の発表を受けたときは、所属職員及び水防団員は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、危険地域を巡視し、状況の把握に努めるとともに、関係機関に情報を伝達する。

水防巡視分担表

地区	巡視河川等	巡視責任者	巡視担当課	巡視員の数 (人)
江刈地区	馬淵川・打田内川・押田内川・ 品井沢川・大平沢川・三巢子川・ 小屋瀬川ほか	地域整備課長	地域整備課	2
葛巻地区	馬淵川・外川川・元町川・山形 川・土谷川・荒谷川ほか	地域整備課長	地域整備課	2
田部地区	馬淵川・星野川・毛頭ノ沢川・ 根地戸川・吉ヶ沢川・宇別川・ 安孫川・七滝川ほか	地域整備課長	地域整備課	2

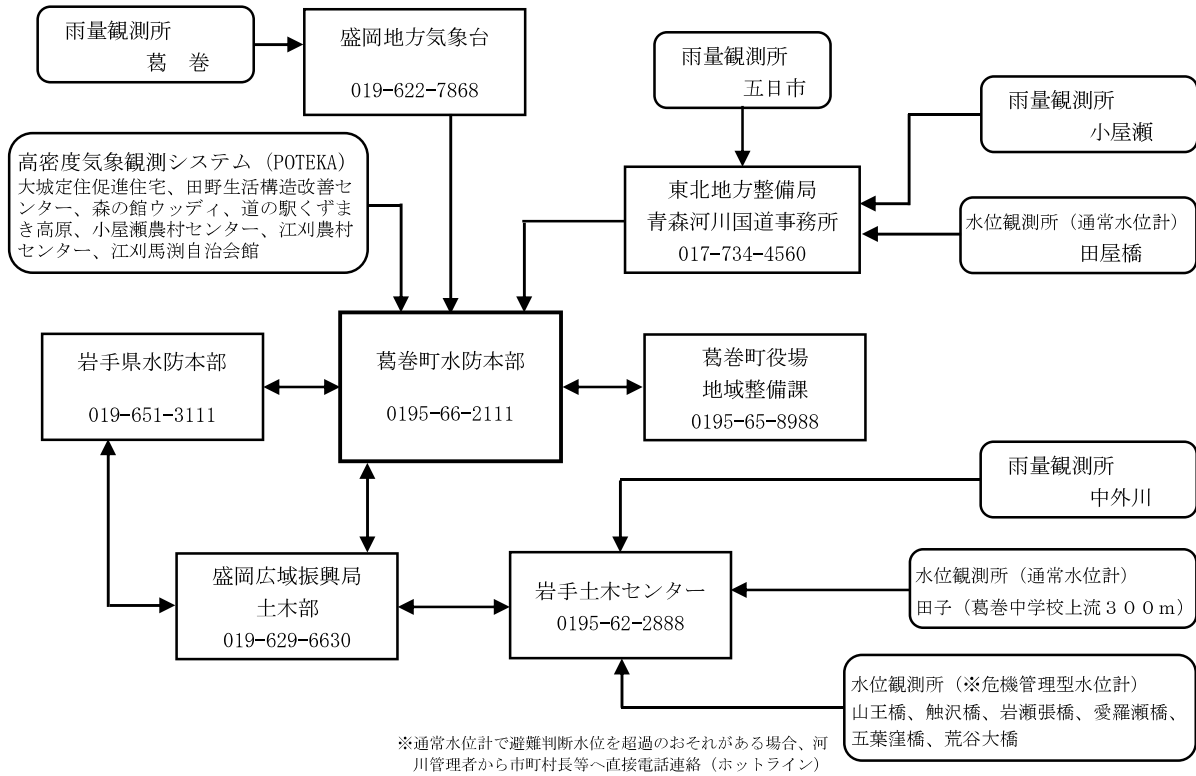
(2) 水位、雨量の通報連絡

水位、雨量が異常となったときは、速やかに関係機関に連絡する。

(3) 堤防の巡視及び警戒

気象の状況又は大雨、洪水に関する注意報、警報の発表を受け危険を予知したときは、所属職員及び水防団員等で警戒班を編成し、あらかじめ定めた安全確保策に従い、堤防の巡視、警戒に当たらせるとともに、河川の状況によりあらかじめ危険な区域を設定して巡視、警戒を厳重にして水防体制を整える。

雨量、水位観測所及び関係機関等の連絡系統図



4 水防信号

水防法に規定する消防信号は、次のとおりである。

信号種別	打 鐘 信 号	余韻防止サイレン信号
警戒信号	1点と4点の連打 ○ ○○○○ ○ ○○○○	1分 長 声 一 声
出動信号	3点 3点 3点 ○○○ ○○○ ○○○ 連打	3秒 10秒 3秒 10秒 —— ———— ———— ———— 連続 2秒 2秒 2秒
避難信号	乱 打 ○○○○○○○○○○○○○○	3秒 3秒 3秒 3秒 —— ———— ———— ———— 連続 2秒 2秒 2秒
解除信号	口 頭 伝 達	口 頭 伝 達

備 考

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があればサイレン信号又は屋外告知放送を併用することを妨げないこと。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達又は屋外告知放送により周知させる。

5 避難・救助活動

- (1) 大雨又は洪水若しくは上流からの出水が予想され、危険地域住民を避難させる必要があるときは、あらかじめ定めた安全確保策に従い、本章第15節「避難・救出計画」に基づき実施する。
- (2) 負傷者等の要救助者を発見したときは、現地において救助し、最寄りの医療機関又は医療班に引き渡して医療を実施する。

6 水防活動の実施

- (1) 堤防の決壊、溢水等のおそれがある場合は、速やかに所属職員、水防団員等を水防活動に当たらせる。
- (2) 水防活動を実施するため、あらかじめ班を編成し、実施体制を整えておく。
- (3) 各分団の水防受持区域は次のとおりとする。

河川名	位置	担当分団	集合場所	責任者
馬淵川・元町川	江刈川～茶屋場	第1水防分隊	第1分団屯所	第1分団長
馬淵川・外川川	田ノ沢～上外川～新町	第2水防分隊	第2分団屯所	第2分団長
馬淵川	下町～堀ノ内	第3水防分隊	第3分団屯所	第3分団長
馬淵川・山形川	砂子～繫～ニッ石	第4水防分隊	第4分団屯所	第4分団長
山形川・土谷川 荒谷川	鈴ヶ口～廻立 与市松～荒谷	第5水防分隊	第5分団屯所	第5分団長
馬淵川・星野川	小田～沢里	第6水防分隊	第6分団屯所	第6分団長
馬淵川 安孫川	泡淵～猿形 安孫～垂柳	第7水防分隊	第7分団屯所	第7分団長
星野川	鍋倉～馬場～鷹ノ巣	第8水防分隊	第8分団屯所	第8分団長
土谷川	志民沢～土谷川	第9水防分隊	第9分団屯所	第9分団長
吉ヶ沢川・宇別川	吉ヶ沢～椀ノ木～ 宇別	第10水防分隊	第10分団屯所	第10分団長
馬淵川 三巢子川 小屋瀬川	畑～車門 三巢子～西里 江刈小屋瀬	第11水防分隊	第11分団屯所	第11分団長
馬淵川	日渡～小泉	第12水防分隊	第12分団屯所	第12分団長
馬淵川 大平沢川	栗山～泉田 大平沢～小平沢	第13水防分隊	第13分団屯所	第13分団長
馬淵川・押田内川 品井沢川	小苗代～今待 品井沢～小苗代	第14水防分隊	第14分団屯所	第14分団長
馬淵川	入月～岩脇	第15水防分隊	第15分団屯所	第15分団長
馬淵川・打田内川	鳩岡～四日市	第16水防分隊	第16分団屯所	第16分団長
馬淵川・星野川	上田野～前里	第17水防分隊	第17分団屯所	第17分団長

第10節 県、市町村等応援協力計画

第1 基本方針

- 1 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。この場合において、県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。
- 2 県は、町からの要請に応じ支援するほか、大規模な災害の発生等により必要と認める場合には、市町村からの応援要請を待たずに必要な支援を行う。
- 3 町その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
 なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
 また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- 4 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
- 5 町その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
- 6 町は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。
- 7 町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	応 援 の 内 容
町本部長	1 他の市町村の地域で発生した災害に係る応援 2 町の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課 政策秘書課	1 他の地方公共団体に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援

② 〈2. 応急〉第10節 県、市町村等応援協力計画

	いらっしやい 葛巻推進課 議会事務局	2 大規模災害時における近隣市町村に対する相互応援の連絡調整 3 緊急消防援助隊の受入等に係る連絡調整 4 県内の消防広域応援に係る連絡調整 5 自衛隊の災害派遣要請 6 応援部隊の集結場所の開設及び連絡調整 7 報道機関に対する報道協力要請 8 救援物資等の緊急輸送に係る(公社)県トラック協会に対するあっせん要請 9 プロパンガスの調達に係る(一社)県高圧ガス保安協会に対するあっせん要請
健康福祉部	健康福祉課 住民会計課 葛巻病院事務局	1 他の市町村に係る義援物資及び義援金の受付 2 応援部隊の宿泊施設の確保 3 (一社)県医師会、県済生会に対する医療班の派遣要請 4 医薬品、医療用資機材等の調達に係る医薬品卸業協会に対するあっせん要請 5 日本赤十字社に対する医療班の派遣要請 6 県本部に対する医療班のあっせん要請 7 生活物資の確保に係る生活協同組合連合会に対する協力要請 8 義援物資及び義援金の受付及び配分 9 衣料、寝具、その他の生活必需品の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請
地域整備部	地域整備課 水道事務所	1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の資材の調達に係る(一社)プレハブ建築協会に対するあっせん要請 2 県への応急危険度判定士の派遣要請 3 応急復旧の応援要請 4 給水に係る浄水装置、給水タンク、給水車、運搬車両等の資機材調達に係る各市町村に対するあっせん要請
農林部	農林環境エネルギー課 農業委員会事務局	1 米穀の調達に係る農林水産省政策統括官に対するあっせん要請 2 肥料及び病虫害防除用資機材の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請 3 農作物の種苗の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請 4 家畜飼料の調達に係る全国農業協同組合連合会岩手県本

		<p>部等に対するあっせん要請</p> <p>5 農産副食物の調達に係る全国農業協同組合連合会岩手県本部等に対するあっせん要請</p> <p>6 畜産副食物の調達に係る畜産加工品製造業者に対するあっせん要請</p> <p>7 林業種苗の調達に係る種苗業者に対するあっせん要請</p> <p>8 木材の調達に係る県森林組合連合会及び県木材産業協同組合に対するあっせん要請</p> <p>9 遺体処理用資機材等の調達に係る県本部に対するあっせん要請</p> <p>10 廃棄物処理に係る資機材等の県本部へのあっせん要請</p> <p>11 廃棄物処理に係る仮設トイレ等のリース業者に対するあっせん要請</p>
文教部	<p>教育委員会事務局</p> <p>こども教育課</p> <p>まなび交流課</p>	<p>1 学用品の調達に係る取扱業者に対するあっせん要請</p> <p>2 被災児童生徒の受入れに係る各市町村教育委員会に対するあっせん要請</p> <p>3 給食の実施に係る原材料又はパン、ミルクの調達に係る(公財)県学校給食会に上記物資の県本部に対するあっせん要請</p>

第3 実施要領

1 近隣市町村による相互応援

火災その他の災害が発生し、その応急対策が町本部のみでは困難な場合は、広域圏内市町及び近隣市町村と締結してある消防相互応援協定等に基づき応援を要請する。

(1) 要請方法

応援の要請は、次に掲げる事項を明示して電話、防災行政無線、衛星携帯電話、FAX又は口頭等の方法により応援を求める協定市町村に対して行う。

- ア 災害の種別
- イ 災害の発生場所
- ウ 応援隊の数並びに必要な人員及び機械器具
- エ 応援隊受領(誘導員配置)場所
- オ その他必要な事項

(2) 費用負担

ア 応援に要した費用で次に掲げるものについては、応援した協定市町村(以下「応援市町村」という。)が負担する。

- (イ) 応援隊員の手当に係る費用
- (ロ) 機械器具に破損又は故障が生じた場合の修理費(ただし、次のイ(イ)に該当するものを除く。)

(ウ) 燃料費

イ 応援に要した費用で次に掲げるものの負担区分については、応援市町村と協議の上、決定する。

(ア) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合（往路中に生じた場合を含む。）の災害補償に要する費用

(イ) 機械器具に重大な破損を生じた場合の修理費

2 県内市町村による相互応援

町内に地震等による大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」（資料9-10）に基づき、応援要請を行う。

(1) 応援の種類

ア 応急措置を行うに当たって、必要となる情報の収集及び提供

イ 食料、飲用水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん

ウ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん

エ 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん

オ 災害応急活動に必要な職員等の派遣

カ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

キ その他特に要請のあった事項

(2) 要請方法

次の事項を明らかにして、電話、防災行政無線、衛星携帯電話、FAX又は口頭等により要請し、後日文書を提出する。

ア 被害の種類及び状況

イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等

ウ 応援を希望する職種別人員

エ 応援場所及び応援場所への経路

オ 応援の期間

カ その他参考事項

(3) 派遣体制の整備

町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

3 県に対する応援要請

大規模災害時において、近隣市町村の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、盛岡地方支部長を通じ県本部長に応援を求める。

(1) 要請方法

応援要請は、次の事項を明らかにして、電話、防災行政無線、衛星携帯電話、FAX又は口頭等により要請し、後日文書を提出する。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- ウ 応援を希望する職種別人員
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

4 防災関係機関の相互協力

(1) 防災関係機関の応援要請

防災関係機関の長は、町本部長に対して、応急措置の実施若しくは応援を求めようとする場合又は他の防災関係機関等に応援を依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして、町本部に対して、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求める場合のみ）
- ウ 応援を希望する人員、物資等の種類、数量等
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

(2) 防災関係機関相互間の協力

- ア 各防災関係機関は、他の防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。
- イ 各防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。

5 国内外からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資

ア 義援物資の受付

- (ア) 町本部長、県本部長及び日本赤十字社岩手県支部長は、それぞれに送付された義援物資を受け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。
- (イ) 受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示するとともに、受入れを希望する物資、希望しない物資を把握の上、その内容を県、国、報道機関等を通じて公表する。

イ 配分及び輸送

- (ア) 県本部及び日本赤十字社岩手県支部が受付けた義援物資が町本部へ配分されると決めた場合は、輸送場所を指定し、送付を待つ。
- (イ) 町本部長は、県及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援物資について、被災者に配分する。その際は、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

(2) 義援金

ア 義援金の受付

町本部長、県本部長及び日本赤十字社岩手県支部長は、それぞれに送付された義援金

を受付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

イ 配分

受付けた義援金の配分については、義援金収集体等を構成員として組織する義援金配分委員会において協議し、決定する。

(3) 海外からの支援の受入れ

海外からの支援受入れの連絡があった場合においては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、県本部長及び関係省庁と連絡、調整を図り、その受入体制を整備する。

6 団体等との協力

町その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

7 消防活動に係る相互協力

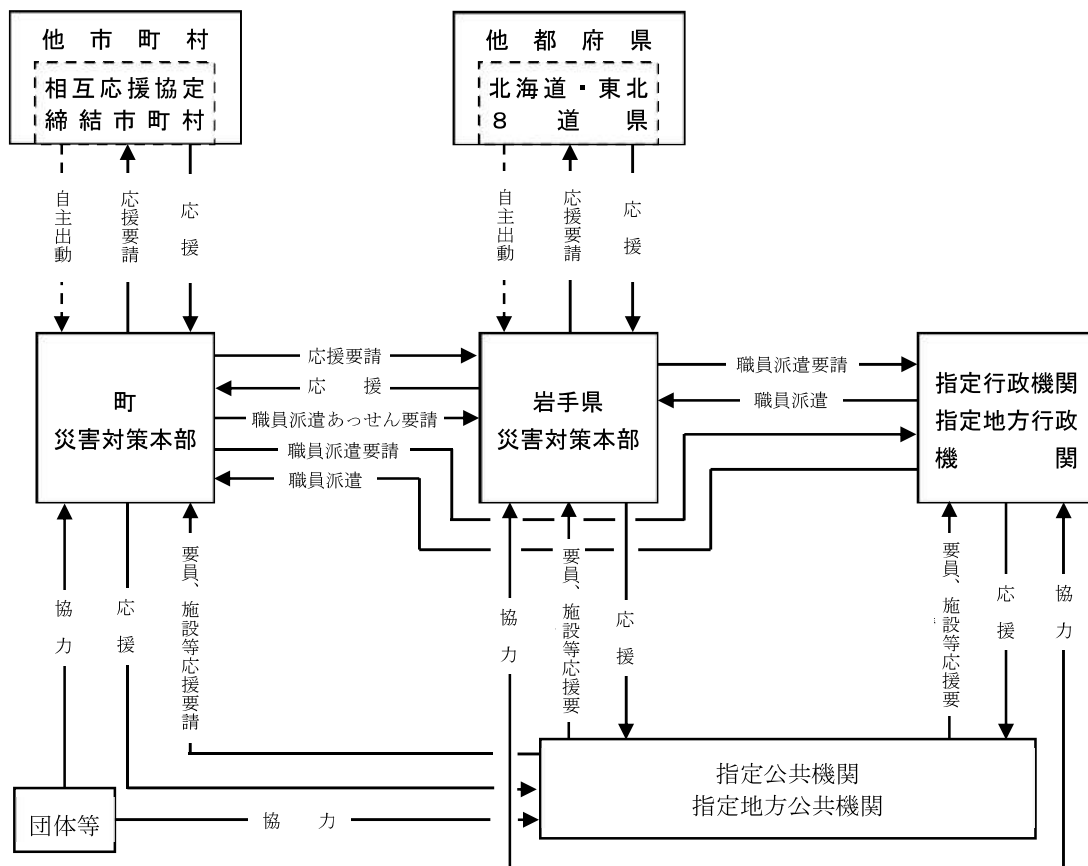
大規模災害時における他の都道府県に対する緊急消防援助隊の派遣及び県内市町村における消防隊の派遣による相互応援については、県計画に準ずる。

8 経費の負担方法

(1) 国、都道府県又は県内外の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第18条に定めるところによる。

(2) その他の防災関係機関、団体等が県に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互協議して定める。

災害時における相互応援体制



第11節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

- (1) 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、本県における災害の発生に当たって、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県知事等からの災害派遣要請を受けて、または、一定の条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き、組織的救援活動を行う。
- (2) 県本部長は、災害派遣を決定した場合は、関係市町村その他の防災関係機関の長にその受入体制を整備させるとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。
また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	町内全域の災害に係る自衛隊の災害派遣要請

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課	1 自衛隊災害派遣要請に係る県との連絡調整
	政策秘書課	2 自衛隊災害派遣部隊との連絡調整
	いらっしやい	3 自衛隊災害派遣部隊に対する支援
	葛巻推進課 議会事務局	

第3 実施要領

1 災害派遣の基準

災害派遣の基準は、次のとおりである。

区 分	災 害 派 遣 の 基 準
要請派遣	災害に際して、県本部長等が人命又は財産の保護のため必要があると認め、災害派遣要請を行った場合
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、県本部長等が災害派遣要請を行った場合

自主派遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から、特に緊急を要し、県本部長等の災害派遣要請を待っていては、時機を失すると認められる場合
近傍派遣	防衛省の施設等の近傍に、火災その他の災害が発生した場合

2 災害派遣命令者

県本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第83条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。

区 分	指定部隊等の長	連 絡 先	
		昼間	夜間（休日を含む。）
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	東北方面特科連隊第3科 滝沢（019）688－4311 内線230	駐屯地当直司令 滝沢（019）688－4311 内線490
航空自衛隊	北部航空方面隊 司令官	運用課長 三沢（0176）53－4121 内線2353	SOC当直幕僚 三沢（0176）53－4121 内線2204

3 災害派遣時に実施する救援活動

自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

項 目	内 容	町計画の該当章節
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第2章第4節
避難への援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第2章第15節
遭難者等の搜索救助活動	行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。	第2章第15節 第22節
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。	第2章第9節
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）により、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第2章第8節
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。	第2章第21節

応急医療・救護及び感染症予防	被災者に対し、応急医療、救護及び感染症予防活動を行うが、薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。	第2章第16節 第20節
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	第2章第6節
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。	第2章第17節 第18節
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。	—
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第2章第17節
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第2章第28節
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。	第2章第3節

4 災害派遣の要請手続

(1) 災害派遣の要請

ア 町その他の防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、文書を提出する（資料11-2参照）。この場合において、町本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。

(ア) 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ロ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(ハ) その他参考となる事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、船舶、航空機の概数等）

イ 町本部長は、県本部長に対し災害派遣要請をするよう求めた場合は、災害対策基本法第68条第1項後段の規定により、その旨及び当該町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、町本部長は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。

ウ 町その他の防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項

に変更を生じた場合は、前記の申出の手續に準じて、県に変更の手續を申し出る。

エ 町本部長は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。

オ 町本部長は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。

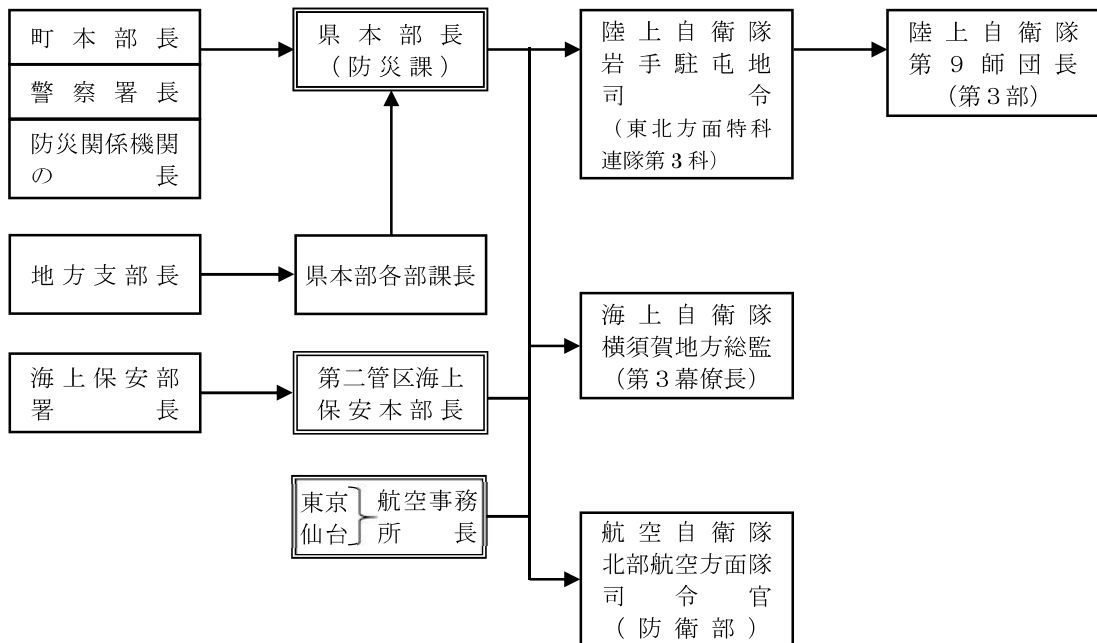
カ 災害派遣要請は、まず、口頭、電話等により行い、事後、正式文書により行う。

キ 自衛隊が、災害派遣部隊を出動させた場合においては、速やかに、県本部長に対して派遣部隊の指揮官の官職、氏名その他必要事項を連絡する。

(2) 撤収の要請

町その他の防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に、撤収要請を依頼する（資料11-3参照）。

〔要請系統〕



注) 1 は災害派遣要請権者、() は主管部課等を示す。

2 町本部長等は、人命の救助等特に緊急を要する場合で、時間的余裕がないときは、直接指定部隊等の長に、状況を通報することができる。

5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 町本部長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。

ア 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。

イ 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。

ウ 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ、準備する。

エ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。

- (7) 災害情報の収集及び交換
 - (4) 災害派遣の要否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等についての調整
 - (6) 県等の保有する資機材等の準備状況
 - (5) 自衛隊の能力、作業状況
 - (4) 他の災害復旧機関等との競合防止
 - (4) 関係市町村相互間における作業の優先順位
 - (4) 宿泊及び経費分担要領
 - (4) 撤収の時期及び方法
- (2) 町本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

ア 事前の準備

- (7) ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
- (4) ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- (4) 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度（岩手県災害対策用地図）によりヘリポート位置を明らかにする。
- (5) 自衛隊があらかじめ行う、各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

イ 受入れ時の準備

- (7) 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- (4) ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ、撤去する。
- (4) 砂塵が舞い上がる場合においては、散水、積雪時においては、除雪又はてん圧を行う。
- (5) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- (4) 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- (4) 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

6 自衛隊の自主派遣

- (1) 指定部隊等の長（陸上自衛隊岩手駐屯地司令等。以下同じ。）は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の派遣要請を待ついとまがない場合においては、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊を派遣する。
- (2) この場合において、指定部隊等の長は、できるだけ早急に県知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に、県知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(3) 指定部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。

ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき

イ 県知事が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があるとき

ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき

エ その他、上記に準じて、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき

7 災害派遣に伴う経費の負担

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた町その他の防災関係機関が負担する。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬、修理費

エ 有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議の上、決定する。

第12節 防災ボランティア活動計画

第1 基本方針

- (1) 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- (2) 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- (3) 防災ボランティアの受付、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 防災ボランティア活動に対するニーズの把握 2 防災ボランティア活動に関する情報の提供 3 防災ボランティア活動に対する支援 4 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部の地区及び分区（以下、本節中「日赤地区等」という。）並びに葛巻町社会福祉協議会（以下、本節中「町社協」という。）との連絡調整 5 自主防災組織など関係団体等との連絡調整
町社協	1 防災ボランティア活動に係る町との連絡調整 2 防災ボランティア活動に係る他市町村の社会福祉協議会との連絡調整 3 防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整
その他のボランティア団体（職域、職能等）等	防災ボランティア活動に係る日赤県支部、日赤地区等、県社協、町社協との連絡調整

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい葛巻推進課 議会事務局	1 町の被災状況及び必要となるボランティア活動の把握 2 自主防災組織、行政区、関係団体等に対する連絡調整

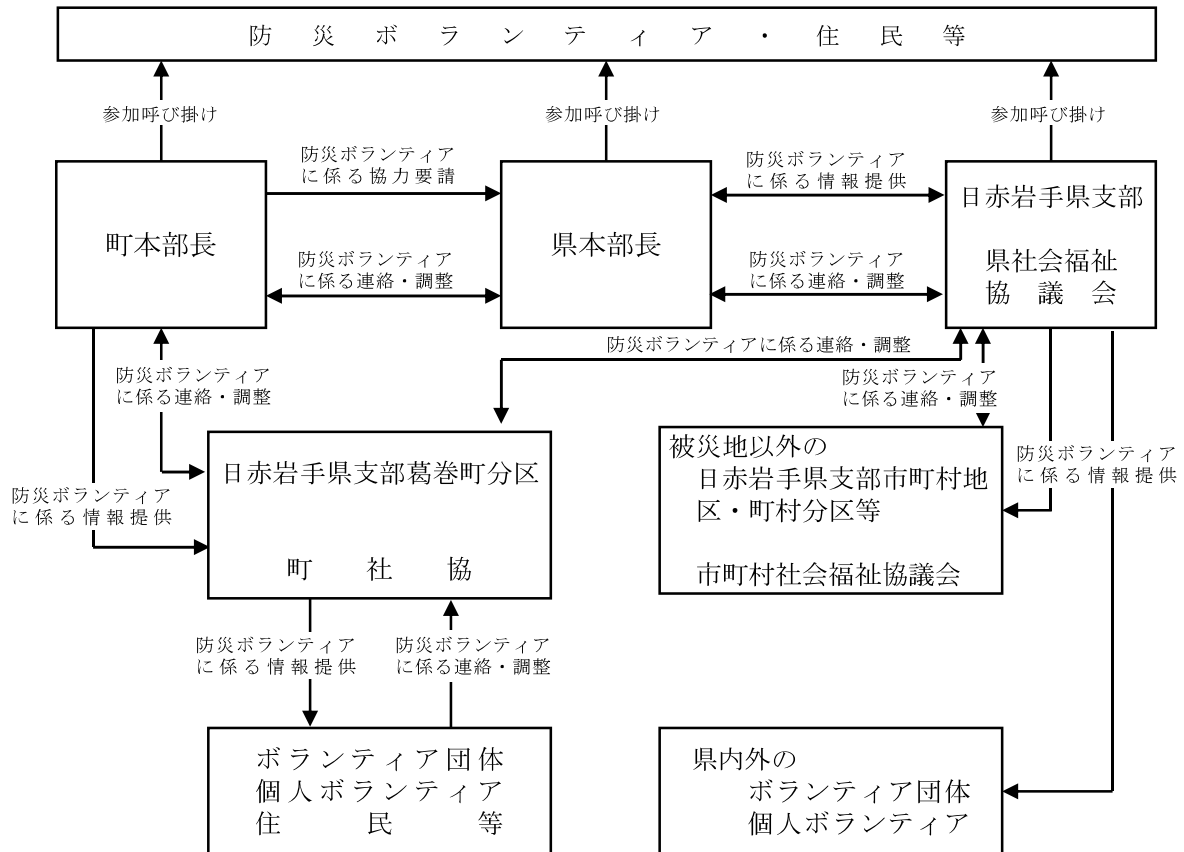
健康福祉部	健康福祉課 住民会計課 葛巻病院事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 町社協及び日赤県支部等に対する連絡調整 2 ボランティア活動状況、ニーズの把握 3 ボランティア活動に関する情報提供 4 ボランティア活動に対する支援 5 ボランティアの受入れ、割り振りの総括
文教部	教育委員会事務局 こども教育課 まなび交流課	災害活動に協力する社会教育団体に対する連絡調整

第3 実施要領

1 防災ボランティアに対する協力要請

- (1) 町本部長は、被災地において、防災ボランティアのニーズの把握に努める。
- (2) 町本部長は、災害時において、防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、日赤県支部、日赤地区等、県社協、町社協と連携して、防災ボランティアに対して協力を要請する。
- (3) 町本部長は、当該町の防災ボランティアのほか、さらに多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。
 - ア 防災ボランティアの活動内容及び人数等
 - イ 防災ボランティアの集合日時及び場所
 - ウ 防災ボランティアの活動拠点
 - エ 防災ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況
 - オ その他必要な事項

防災ボランティア活動に係る連絡調整図



2 防災ボランティアの受入れ

- (1) 町本部長は、町社協、被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう務める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の活動環境について配慮する。
- (2) 日赤地区等及び町社協は、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。
 - ア 防災ボランティア活動の内容
 - イ 防災ボランティア活動の時期及び活動区域
 - ウ 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名
 - エ 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）
 - オ 被害状況、危険箇所等に関する情報
 - カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報

キ その他必要な事項

- (3) 県から事務の委任を受けた場合町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。
- (4) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（町社協等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化し、町地域防災計画に明記するよう努める。

3 防災ボランティアの活動内容

防災ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

- ・炊出し
- ・募金活動
- ・話し相手
- ・シート張り
- ・清掃
- ・介助
- ・引っ越し
- ・負傷者の移送
- ・後片付け
- ・避難所の運営支援
- ・物資仕分け
- ・物資搬送
- ・安否確認、調査活動
- ・給食サービス
- ・洗濯サービス
- ・移送サービス
- ・入浴サービス
- ・理容サービス
- ・その他、応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識、技術を活かした活動

第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対し県内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受入れ態勢及び配分方法等を定め、确实、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	義援物資及び義援金の募集、受付及び配分
日本赤十字社岩手県支部	義援金の募集及び受付
社会福祉法人岩手県共同募金会	義援金の募集及び受付
葛巻町社会福祉協議会	義援物資の募集、受付及び配布

[町本部の担当者]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課	義援物資配分の支援
	政策秘書課	
	いらっしやい葛巻 推進課	
	議会事務局	
健康福祉部	健康福祉課	義援物資及び義援金の受付及び配分
	住民会計課	
	葛巻病院事務局	

第3 実施要領

1 義援物資

(1) 義援物資の受付

ア 町本部長は、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資を把握の上、県本部長に報告する。

イ 義援物資の受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示する。

ウ 実施機関は、それぞれに送付された義援物資を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

エ 県本部長は、必要な物資の調達に見通しが立った場合において、義援物資の募集を停

止又は一時停止し、それを周知する。

(2) 配分及び輸送

ア 県本部で受付けた義援物資の町に対する配分は、県本部において決定し、町の指定する場所に輸送し、引き渡す。

イ 町本部長は、県本部及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援物資について、被災者に配分する。

2 義援金

(1) 義援金の受付

ア 県本部長は、大規模な災害等が発生した場合には、速やかに日本赤十字社岩手県支部と義援金募集の実施について協議し、義援金収集体等を構成員とする義援金配分委員会を組織する。

イ 義援金募集が決定された場合、実施機関相互が連携し、義援金の受付けを開始するとともに、インターネット等を通じて周知する。

ウ 実施機関は、それぞれに送付された義援金を受付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

(2) 配分

受付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。

3 海外からの支援の受入れ

ア 県本部長は、国の非常災害対策本部等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合においては、関係省庁と連絡、調整を図り、その受入体制を整備する。

イ 受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、町本部長と連携を図る。

第14節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- (1) 県本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。
- (2) 法に基づく救助は、県が実施機関となり、町はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を町本部長に委任する。
- (3) 県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
町本部長	1 避難所の供与 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 被災者の救出 5 被災した住宅の応急修理 6 学用品の給与 7 埋葬 8 遺体の搜索及び処理 9 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい葛巻 推進課 議会事務局	災害救助法に基づく事務全般
	健康福祉課	災害救助法に基づく支援救助

健康福祉部	住民会計課 葛巻病院事務局
-------	------------------

第3 実施要領

- 1 法適用の基準（本項では災害救助法第2条第1項での適用について災害救助法施行令に明記された基準を記述する。）

法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因による災害によって町の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

ア 町の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合

人口	市町村	法適用基準	
		町人口に応じた滅失世帯	県内1,500世帯滅失で町人口に応じた滅失世帯
5,000人以上 15,000人未満	葛巻町	40世帯以上	20世帯以上
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、かつ、多数の世帯が滅失した場合 ・ 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合 			

注) 被害世帯数の算定は、次のとおりとする。

- (ア) 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1被害世帯とする。
- (イ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3世帯をもって1被害世帯とする。
- (ウ) 全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。

イ 災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯が多数である場合

被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術が必要とすること。

ウ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当する場合

- (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (イ) 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

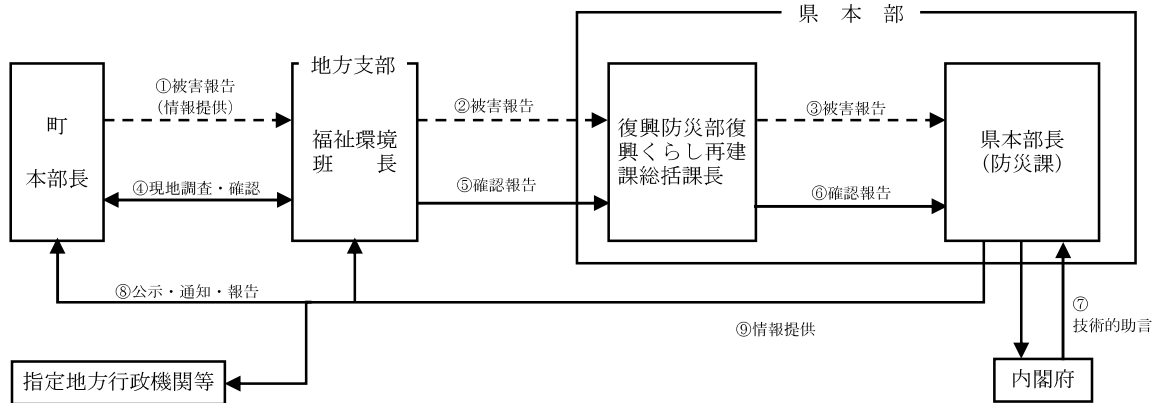
- 2 法適用の手続

ア 町本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨について地方支部福祉環境班

長を通じて県本部長に情報提供する。

イ 法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「情報の収集、伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」（資料11-1）により、県本部長に情報提供する。

災害救助法適用の手続



3 救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救助の種類	応急対策計画の該当節
避難所の設置	第15節「避難・救出計画」
応急仮設住宅の供与	第19節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
炊出しその他による食品の給与	第17節「食料、生活必需品等供給計画」
飲料水の供給	第18節「給水計画」
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	第17節「食料、生活必需品等供給計画」
医療	第16節「医療・保健計画」
助産	
被災者の救出	第15節「避難・救出計画」
被災した住宅の応急修理	第19節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
学用品の給与	第24節「文教対策計画」
埋葬	第22節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画」
遺体の捜索	
遺体の処理	
障害物の除去	第21節「廃棄物処理・障害物除去計画」
輸送費及び賃金職員等雇上費	第23節「応急対策要員確保計画」

第4 救助の種類、程度、期間等

法による救助の種類、程度、期間等は、資料7-10のとおりである。

第15節 避難・救出計画

第1 基本方針

- (1) 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示等を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- (2) 救出援助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出援助活動の重要性を十分に認識し、救出援助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- (3) 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。
- (4) 町は、避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

第2 実施機関（責任者）

1 避難指示等

- (1) 避難の「指示」は、原則として町本部長が行う。町本部長は、町の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難指示等を行い、必要に応じて警察及び消防機関に住民の避難誘導への協力を要請する。
- (2) 町本部長等が避難指示等を行い、避難先を指示したときは、速やかにその旨を県本部に報告するほか、避難の安全を確保するために関係機関に速やかに連絡する。

実施機関	担 当 業 務
町本部長	必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕
県本部長	必要と認める区域の居住者に対する避難のための立退き指示〔水防法第29条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条、第61条、警察官職務執行法第4条〕
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	1 その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置〔自衛隊法第94条〕 2 災害派遣要請に基づく避難の援助

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい 葛巻推進課 議会事務局	1 避難のための立退き指示 2 自衛隊の災害派遣要請
健康福祉部	健康福祉課 住民会計課 葛巻病院事務局	避難指示等発令時における避難行動要支援者に対する避難支援

2 警戒区域の設定

実施機関	担 当 業 務
町本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止又は退去の命令〔災害対策基本法第63条〕
県本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止又は退去の命令〔災害対策基本法第63条、第73条〕
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止又は退去の命令 (町長(町長の委託を受けてその職権を行う町の吏員を含む)、警察官がない場合)〔災害対策基本法第63条〕

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい 葛巻推進課 議会事務局	警戒区域の設定

3 救出

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出
県本部長	救出に係る消防機関又は自衛隊への派遣要請等
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく救出

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい 葛巻推進課 議会事務局	1 消防機関及び自衛隊の災害派遣要請 2 生命身体が危険な状態にある者及び生死不明者の捜索、救出
健康福祉部	健康福祉課 住民会計課 葛巻病院事務局	災害救助法の適用時における救出の事後事務
地域整備部	地域整備課 水道事業所	救出に係る重機等の確保

4 指定避難所の設置、運営

実施機関	担 当 業 務
町本部長	指定避難所の設置、運営
県本部長	県有施設に係る避難所における町への協力

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい 葛巻推進課 議会事務局	指定避難所の設置
健康福祉部	健康福祉課 住民会計課 葛巻病院事務局	1 指定避難所の開設、運営 2 災害救助法適用時における指定避難所の設置事務の事後処理 3 指定避難所（福祉避難所）の開設、運営
文教部	教育委員会事務局 こども教育課 まなび交流課	指定避難所の開設、運営の支援
農林部	農林環境エネルギー課 農業委員会事務局	指定避難所の運営（愛玩動物同伴者に対する対応）

第3 実施要領

1 避難指示等

(1) 避難指示等の実施及び報告

- ア 町本部長は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時期を失することなく、避難指示等を行う。
- イ 町本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めること及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。
- ウ 町本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避などの行動を促すため、緊急安全確保を指示することができる。
- エ 町は、避難指示等の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備するよう努める。
- オ 県その他の防災関係機関は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域等について助言する。
- カ 町は県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の避難情報、特に避難指示の発令と日中の避難完了に努める。
- キ 町本部長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。
- ク 町本部長は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(2) 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準は、次のとおりとする。

ア 避難指示等の発令基準

- (7) 避難指示等の発令基準は、おおむね次のとおりとする。この際、日没等避難完了までの時間帯について考慮する。
- (4) 避難指示等の発表単位は、自治会単位を基本とする。ただし、発令範囲が広範囲にわたる場合は、全町を範囲とする。

種 別	発 令 基 準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○気象予報・警報・土砂災害警戒情報等が発表され、避難に時間を要する高齢者や障がい者等が避難を開始することが適当であると判断されるとき。 ○災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難に時間を要する高齢者や障がい者等が避難を開始することが適当であるとき。

避難指示	<p>○高齢者等避難より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断される時。</p> <p>○がけ崩れ、土石流、地すべり等が発生し、更に民家等まで拡大するおそれがある時。</p> <p>○短時間かつ局地的な集中豪雨等により、がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険性がある時。</p> <p>○火災が拡大するおそれがある時。</p> <p>○災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される時。</p>
緊急安全確保	<p>○避難指示より状況が悪化し、緊急に避難を要するとみとめられる時。</p> <p>○災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められる時。</p>

(ウ) 「土砂災害」及び「水害」に係る避難指示等の発令については、以下の基準を参考に警戒レベル、各種防災気象情報、現地情報等を収集し、総合的に判断する。

[避難指示等の発令区分]

警戒レベル	避難情報及び発令される状況	住民等がとるべき行動
警戒レベル5	<p>緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） 	<p>命の危険、直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
警戒レベル4	<p>避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害のおそれが高い 	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難「立退き避難又は屋内安全確保」する。
警戒レベル3	<p>高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害のおそれあり 	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から避難「立退き避難又は屋内安全確保」する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主

		<p>的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の住民等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p> <p>注：高齢者等とは、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</p>
--	--	--

[土砂災害]

○ 避難指示等の対象とする区域

- ① 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- ② その他避難が必要と判断される区域

○ 具体的な基準

避難指示等は、以下の基準を参考に気象予測や土砂災害警戒区域等の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区 分	避難指示等の発令の判断基準
緊急安全確保 警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・土砂災害の発生が確認された場合 ・土砂キキクルで「災害切迫（黒）」となった場合
避難指示 警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂キキクルで「危険（紫）」となった場合 ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方にかけて接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難に支障がないよう暴風警報発令後速やかに発令） ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
高齢者等避難 警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクルが「警戒（赤）」となった場合 ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが予想される場合 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を

	<p>伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合等）（夕刻時点で発令）</p>
--	--

[水害]

○ 避難指示等の対象とする区域

- ① 洪水浸水想定区域を目安とし、浸水が想定される区域
- ② 山間部等の川の流が速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより家屋の流失をもたらす可能性のある河川区域
- ③ 過去の水害により浸水が確認された区域
- ④ その他避難が必要と判断される区域

○ 具体的な基準

避難指示等は、以下の基準を参考に水位情報（避難判断水位、氾濫危険水位等）、今後の気象予測、河川巡視からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

区 分	避難指示等の発令の判断基準
緊急安全確保 警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ・馬淵川田子水位観測所の水位が、氾濫危険水位 1.4mを超え、さらに増水が続いている場合（危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ・洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合 ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生により決壊のおそれが高まった場合 ・堤防の決壊や越水・溢水が発生した情報が水防団や住民等から通報があった場合 ・各河川の水位観測所及び危機管理型水位計の水位が堤防天端高を超え、さらに増水が続いている場合（危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）
避難指示 警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報発令中に記録的短時間大雨情報が発令された場合 ・馬淵川田子水位観測所の水位が、氾濫危険水位 1.4mに到達した場合 ・洪水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合 ・堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・各河川の水位観測所及び危機管理型水位計の水位が一定の水位に

	到達し、引き続き水位上昇のおそれがある場合
高齢者等避難 警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報が発表された場合 ・馬淵川田子水位観測所の水位が避難判断（氾濫注意）水位 1.1m に到達した場合 ・洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合 ・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・各河川の水位観測所及び危機管理型水位計の水位が一定の水位に到達し、引き続き水位上昇のおそれがある場合

(3) 避難指示等の内容

実施責任者は、次の内容を明示して、避難指示等を行う。

- ア 発令者
- イ 避難指示等の日時
- ウ 避難指示等の理由
- エ 避難対象地域
- オ 避難対象者及びとるべき行動
- カ 避難先
- キ 避難経路
- ク その他必要な事項

(4) 避難指示等の周知

ア 地域住民等への周知

(7) 町は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難指示等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。

(4) 実施責任者は、避難指示等の内容を、屋外告知放送をはじめ、Lアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。

また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあってもあらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

(7) 実施責任者は、災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。

(8) 町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の

積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- (イ) 避難指示等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。
- (ロ) 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難指示等の周知に当たっては、あらかじめ、案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。
- (ハ) 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ、警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。
- (ニ) 町本部長は、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難所に集中しないよう配慮する（分散避難）
- (ホ) 避難指示等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類	種類及び内容					備考					
	鐘音		サイレン								
火災	(連点) ○—○—○—○—○		3秒	2秒	3秒	2秒	3秒	△	△	△	近火信号をもって避難信号とする。
水災	(連点) ○—○—○—○—○		3秒	2秒	3秒	2秒	3秒	△	△	△	水防法に基づく避難信号

イ 関係機関相互の連絡

町本部長は、避難指示等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

① 避難指示等を行った者	④ 避難対象地域
② 避難指示等の理由	⑤ 避難先
③ 避難指示等の発令時刻	⑥ 避難者数

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
町長	知事	災害対策基本法第60条第4項
	公示	災害対策基本法第60条第5項
知事又はその指示を受けた職員	当該区域を管轄する警察署長	地すべり等防止法第25条
水防管理者 知事又はその指示を受けた職員		水防法第29条
警察官	町長	災害対策基本法第61条第3項
	公安委員会	警察官職務執行法第4条第2項

自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第94条第1項
-----	----------	-------------

(5) 避難の方法

ア 避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。

イ 避難は、できるだけ、事業所、学校又は自主防災組織を中心とした一定の地域、事業所単位ごとに、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

(6) 避難の誘導

ア 町本部長は、あらかじめ避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、避難計画を定める。

イ 町本部長は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。

ウ 町は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。

エ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。

(7) 保育園、小学校、病院、社会福祉施設等の園児、児童、患者、入所者等の避難

(イ) 在宅の高齢者、障がい者等の避難

オ 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(7) 避難者の確認等

町職員、消防団員、民生委員等は、危険な場合を除き、それぞれが連携・分担しながら、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

ア 避難場所（避難所）

(7) 避難した住民等の確認

(イ) 特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認

イ 避難対象地域

(7) 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認

(イ) 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

(8) 避難経路の確保

ア 町本部長は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。

イ 県警察は、避難経路を確保するため、必要がある場合は、避難道路及び避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。

(9) 避難支援者の安全確保

町本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援等関係者の安全の確保を図る。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

ア 町本部長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

- (ア) 発令者
- (イ) 警戒区域設定の日時
- (ロ) 警戒区域設定の理由
- (ハ) 警戒区域設定の地域
- (ニ) その他必要な事項

イ 町本部長は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

ウ 警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。

(2) 警戒区域設定の周知

ア 地域住民への周知

実施責任者は、警戒区域設定の内容を、屋外告知放送をはじめ、Lアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ 関係機関相互の連絡

実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

① 警戒区域設定を行った者	③ 警戒区域設定の発令時刻
② 警戒区域設定の理由	④ 警戒区域設定の地域

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
県知事	町長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官		災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項

3 救出

(1) 救出班の編成

ア 町本部長は、災害発生直後において、緊急に救出救助を行う必要がある場合は、当該

地区の消防団、自主防災組織、地域の住民等により、救出救護体制を整え、救出活動を実施する。

イ 町本部長は、多数の救出を要する者があると認める場合は、その搜索、救出及び収容に当たらせるため、消防職員・団員を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。救出班は、要救出者の有無を確認するとともに、要救出者がいないときは、玄関に確認済の表示（黄又は白の粘着テープに㊦の文字）をする。

ウ 県本部長は、町本部長から要請を受けた場合又は災害の規模、状況等から町だけでは救出活動が困難であると認めた場合は、近隣市町村、自衛隊、他の都道府県等に対して応援を要請し、本部所属職員及び応援機関による「救出班」を編成し、現地に派遣する。

(2) 救出の実施

ア 搜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。

イ 搜索の実施に当たっては、民生委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者や同行者の把握を行う。

ウ 町本部長は、必要なジャッキ、つるはし、ファイバースコープなど救出用資機材及び工事用重機等を確保できない場合は、地方支部土木班、建設業協会等の協力を得て、調達する。

エ 町本部長は、孤立化した地域における救助・救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、県本部長に出動を要請する。

オ 搜索のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) 救出したときの措置

ア 救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療救護班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関（救護所を含む。）に収容する。

イ 救出班は、遺体を発見した場合は、第22節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画」に定めるところにより、適切に措置する。

(4) 災害救助法を適用した場合の救出

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

4 避難場所の開放

(1) 町本部長は、避難指示等を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難場所を開放する。

(2) 町本部長は、避難場所を開放した場合は、開放日時及び場所等について、住民等に周知する。

(3) 町本部長は、避難場所の開放を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な開放に努める。

5 指定避難所の設置、運営

(1) 指定避難所の設置

ア 町本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、指定避難所を設置した場合は、食料水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等、避難生活に必要な物資等を調達する。

イ 町本部長は、福祉避難所の円滑な設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努める。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

ウ 町本部長は、町が設置する指定避難所をできる限り多く開設する。あらかじめ指定した指定避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により、指定避難所の確保に努める。

(7) 他の市町村長と協議し、当該市町村に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借り上げて指定避難所を設置する。

(4) 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を指定避難所とする。

(7) 隣接市町村長及び県本部長は、受入れ体制を整備するとともに、その運営に協力する。

また、町本部長は、所属職員のうちから管理者を定め、当該指定避難所の運営に当たる。

エ 町本部長は、指定避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。

(7) 開設日時及び場所

(4) 開設箇所数及び各指定避難所の避難者数

(7) 開設期間の見込み

オ 指定避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

区 分	対 象 者
災害により、現に被害を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> ・住家が被害を受け、居住の場所を失った者 ・旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等をした場合の避難者 ・避難指示等はないが、緊急に避難することが必要である者

カ 町本部長は、指定避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

キ 町本部長は、指定避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な設置に努める。

ク 町本部長は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

ケ 町本部長は、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を実施する。

(2) 指定避難所の運営

ア 町本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において、町本部長は、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や県の災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講ずる。

イ 町本部長は、避難所における感染症対策については、県が作成するガイドライン等も参考とし、必要な措置を講じるものとする。

ウ 町本部長は、指定避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

エ 町本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

オ 町本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。

カ 町本部長は、指定避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。

- (7) 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による、被災者の自治組織の育成
- (イ) 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備
- (ロ) 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備
- (ハ) ホームヘルパー等による介護の実施
- (ニ) 保健衛生の確保
- (ホ) 指定避難所のパトロールの実施等による安全の確保
- (ヘ) 可能な限りのプライバシーの確保及び性別、性的マイノリティ（LGBT等）や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の多様なニーズへの配慮
- (コ) 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

キ 町本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避

難者の同意を得るよう努める。

ク 町本部長は、学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。

ケ 町本部長は、指定避難所等における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(3) 被災市町村以外の市町村による避難所の設置等

他市町村が被災した場合の避難所の設置及び運営については、(1)及び(2)の定めを準用する。

(4) 災害救助法を適用した場合の避難所設置

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

6 避難誘導

(1) 避難の方法

ア 避難は原則として徒歩によるものとし、自動車による避難は、混雑に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合、その他特別の事由がある場合に限る。

イ 避難は、できるだけ事業所、学校又は自主防災組織等を中心とした一定の地域、事業所単位ごとに、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

ウ 地形及び河川の増水状況を判断するほか降雨量を考慮し、高台安全地帯、高層建築物等を避難場所とし、徒歩による避難方法とするが、状況により、ゴムボート、小船についても配慮する。

(2) 携行品等に対する措置

避難指示等するに当たり、避難する者の携行品については、次により措置する。

ア 緊急に避難させる必要があると認める場合

現金、貴金属以外のものは、日用品、持病薬、身の回り品の最小限度の物とするよう指示する。

イ 避難に時間的余裕がある場合

避難に時間的余裕があると認められるときは、次の程度の物品を携行するよう勧告する。

- ・寝具……………必要最小限度の毛布、ふとん等
- ・外衣及び肌衣……………着替ひと揃程度
- ・身の回り品……………くつ等はき物、雨具
- ・日用品……………洗面具、ちり紙、歯ブラシ、はみがき粉等
- ・その他……………応急医薬品等

(3) 避難誘導方法

避難準備をさせ、又は避難指示等をしたときは、避難を迅速、確実に行わせるため次の措置を講ずる。

ア 保育園、小学校、病院、社会福祉施設等の園児、児童、患者、入所者等の避難に当たり、自力避難が困難であると認められる者について、所属の職員のみでは避難を十分に行えないと認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。

イ 避難道路には、消防団員等を配置して誘導に当たらせる。

ウ 避難道路に誘導標識等を設置していないときは、早急に順路を示す標示等を行う方法を講ずる。

エ 避難誘導に当たっては、土砂災害警戒区域、浸水想定区域等を避けるなどできるだけ安全な経路を選んで誘導する。

7 帰宅困難者対策

(1) 町本部長は、県と連携し、災害の発生に伴い通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、関係機関と協力して、必要な情報の提供その他の帰宅のための支援を行う。

(2) 町本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は避難所での受入れが必要となった者に対し、物資の提供及び避難所への受入れを行う。

8 避難所以外の在宅避難者等に対する支援

(1) 在宅避難者等の把握

ア 町本部長は、自宅、車中その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者等」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。

イ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を町本部長に提供する。

(2) 在宅避難者等に対する支援

ア 町本部長は、町役場における配布や在宅避難者等がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。

イ 町本部長は、在宅避難者等に対し、物資や食料の配布の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

ウ 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

9 広域避難

(1) 県内広域避難

ア 災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認められた町本部長は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。

イ 町本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

ウ 協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

エ 協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下「受入施設」という。）を決定し、提供する。

オ 町本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

カ 県本部長は、町本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を行う。

[法令に基づく報告又は義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
町本部長	県内広域避難の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第61条の4第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公示 ・ 町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 ・ 県本部長 	災害対策基本法第61条の4第6項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項
	県内広域避難の必要がなくなつたと認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議先市町村長 ・ 町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 ・ 公示 ・ 県本部長 	災害対策基本法第61条の4第7項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第4項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項

	町本部長	災害対策基本法第61条の4第5項
県内広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第8項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項

(2) 県外広域避難

ア 県外広域避難の必要があると認める町本部長は、県本部長に対し本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

イ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、町本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。

ウ 県本部長及び町本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> 公示 町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 	災害対策基本法第61条の9第10項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
町本部長	県外広域避難の必要がなくなったと認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> 県本部長 公示 町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 	災害対策基本法第61条の9第11項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

(3) 他都道府県からの広域避難受入れ

ア 県本部長は、他の都道府県知事から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。

イ 県本部長の協議を受けた町長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由があ

る場合を除き、これを受け入れる。

ウ 町長は、受入施設を決定し、提供する。

エ 県本部長及び町長は、法に基づく報告又は通知を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
	受入施設を決定したとき	・受入施設を管理する者及び町長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第6項、
		・県本部長	災害対策基本法第61条の5第7項
町長	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	・受入施設を管理する者及び町長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第14項、 災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

10 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

ア 災害の規模、避難者の受入れ状況等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めた町本部長は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。

イ 町本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

ウ 協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

エ 協議先市町村長は、受け入れる被災住民の県内広域一時滞在の用に供するための施設（以下「受入施設」という。）を決定し、提供する。

オ 町本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

カ 県本部長は、町本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の輸送手段の確保等、県内広域一時滞在の実施に関し、必要な助言等を行う。

キ 県本部長は、大規模な災害により町本部長が他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、町本部長に代わって当該要求を行う。

[法令に基づく報告又は義務]

報告又は 通知義務者	報告又は 通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
町本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第86条の8第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公示 ・ 町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 ・ 県本部長 	災害対策基本法第86条の8第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
	県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議先市町村長 ・ 町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 ・ 公示 ・ 県本部長 	災害対策基本法第86条の8第7項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第4項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項
		町本部長	災害対策基本法第86条の8第5項
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けた	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第8項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項

	とき	
--	----	--

(2) 県外広域一時滞在

県外広域一時滞在の必要があると認める町本部長は、県本部長と協議し、他の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
町本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公示 ・ 町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 	災害対策基本法第86条の9第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
	県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県本部長 ・ 公示 ・ 町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 	災害対策基本法第86条の9第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項

(3) 他都道府県からの広域一時滞在受入れ

ア 県本部長は、他の都道府県知事から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。

イ 県本部長の協議を受けた町本部長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

ウ 町長は、受入施設を決定し、提供する。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
町本部長	受入施設を決定したとき	<ul style="list-style-type: none"> 受入施設を管理する者及び町長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 県本部長 	災害対策基本法第86条の9第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項、災害対策基本法第86条の9第7項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> 受入施設を管理する者及び町長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 	災害対策基本法第86条の9第14項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項

[県本部の担当（共通）]

担当区分	担当業務
地方支部総務班	他都道府県からの広域一時滞中に係る輸送手段の確保への支援等
地方支部福祉環境班	協議すべき市町村の決定、協議先市町村長との協議等

11 住民等に対する情報等の提供体制

- (1) 町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- (2) 町は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- (3) 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等により危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。
- (4) 広域避難等をした者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

- (5) 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。
- (6) 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- (7) 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第16節 医療・保健計画

第1 基本方針

救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行い被害の軽減を図る。また、被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
町本部長	1 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健 2 救護所の設置 3 国保葛巻病院に係る医療救護班の編成、派遣 4 他の医療機関に対する応援要請
県本部長	1 災害救助法を適用して行う医療、助産及び保健 2 後方医療体制の確保 3 県立病院に係る岩手DMATの編成、派遣 4 被災地における医療活動（岩手DMATによるものを含む。以下同じ。）の統括調整及び支援 5 県立病院に係る医療救護班の編成、派遣 6 精神科医療機関に係る岩手DPATの編成、派遣 7 他の医療機関に対する応援要請

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい 葛巻推進課 議会事務局	1 県等に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援要請 2 自衛隊の災害派遣要請 3 傷病者搬送車両の手配・配車
健康福祉部	健康福祉課 住民会計課 葛巻病院事務	1 県及び近隣市町村等に対する医療救護班の派遣要請並びに医薬品、医療資機材の調達及びあっせん要請 2 日本赤十字社医療救護班の派遣要請

	局	3 他の医療機関に対する協力要請 4 応急医療の総合調整 5 救護所の設置、運営 6 保健指導の実施 7 こころのケアの実施
--	---	--

第3 初動医療体制

1 医療救護班・歯科医療救護班の編成

町本部長は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、医療救護班（歯科医療班を除く。）を編成し、各医療機関と密接な連携を図る。

なお、町本部職員だけで充足困難な場合は、民間の医療機関に協力を求めて編成する。

町医療救護班の編成

編成班名	医 師	薬剤師	看護師	事務員	計	出 動 期 間
医療救護班	1人	1人	4人	1人	7人	町本部長が必要と認める期間

2 現場医療救護所及び救護所の設置

町本部長は、被害の状況及び規模に応じて、災害現場に現場医療救護所を設置するほか、次の場所に救護所を設置する。

- (1) 緊急避難場所
- (2) 避難所
- (3) 医療施設

3 医療救護班の活動

- (1) 医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して医療救護活動を行う。
- (2) 医療救護班は、おおむね次の業務を行う。
 - ア 傷病者に対する応急措置
 - イ 後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び順位の決定
 - ウ 救護所及び避難所における巡回医療の支援
 - エ 被災地の病院の医療支援
 - オ 助産救護
 - カ 死亡の確認
 - キ 遺体の検案及びその後の処置
- (3) 医療救護の実施に当たっては、岩手DMATと連携を図る。
- (4) 医療救護班の編成出動及び実施状況並びに患者移送、病院等医療機関による医療実施状況を「医療救護班編成及び活動記録簿」等に準じて報告事項発生の都度、班長は町本部長に、町本部長は、これをまとめ県本部に報告する。
- (5) 医療救護班は、関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把

握に努めるとともに、派遣された医療救護班、医療ボランティア団体等の医療活動について災害医療コーディネーターと協力して調整を行う。

- (6) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。

4 歯科医療救護班活動

- (1) 歯科医療救護班は、救護所において歯科医療活動を行うとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して歯科医療活動を行う。

- (2) 歯科医療救護班は、次の業務を行う。

ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置

イ 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

ウ その他必要とされる措置

5 医薬品等の調達

- (1) 医療活動の実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器材（以下「医薬品等」という。）は、従事する医療関係者（医療機関）の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの実施責任者が調達する。

- (2) 町本部において、医薬品等の調達が不可能又は困難なときには、地方支部保健環境班長を通じて県本部に調達又はあつせんを求めるものとし、災害の規模により大量の医薬品等を早急に必要とするときは、直接県本部に対し調達又はあつせんを求める。

- (3) 多くの患者の応急処置が可能になるよう、渡す薬品の量を最小限度にとどめるなどの措置をとる。

6 応援要請

- (1) 災害の規模、被害者の状況により、町本部において医療活動を行うことができないとき、又は著しく困難なとき及び救助を行うために必要な医薬品等が不足して、救助に支障があるときは地方支部保健環境班を通じて県本部へ医療救護班の応援又は医薬品等のあつせんを求める。

- (2) 前記(1)の応援を求めるときは、次の事項を明示して行う。

ア 救助実施地域場所

イ 対象人員（概数）

ウ 個別疾患人員（人工透析、難病等）

エ 医療、助産機関の状況

オ 応援を求める職種別人員

カ 応援を求める期間

キ 医薬品等の種類別所要量

ク その他参考事項

第4 傷病者の搬送体制

1 傷病者の搬送の手続

- (1) 岩手DMAT及び救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。
- (2) 岩手DMAT及び医療救護班は、傷病者の搬送を行う場合は、町本部長、県本部長その他の防災関係機関と密接な連携を図る。
- (3) 傷病者の搬送は、原則とした岩手DMAT又は医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、町本部長、県本部長又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配・配車を要請する。
- (4) 負傷者の搬送の要請を受けた町本部長、県本部長又はその他の関係機関は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する。
- (5) 必要に応じてヘリコプターの出動を要請し、傷病者の搬送を行う。

2 傷病者の搬送体制の整備

- (1) 町本部長は、あらかじめ、医療機関の規模、位置、診療科目等から搬送先病院の順位を定める。
- (2) 町本部長は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。
- (3) 町本部長は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、県広域災害・救急医療情報システムを活用し、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。

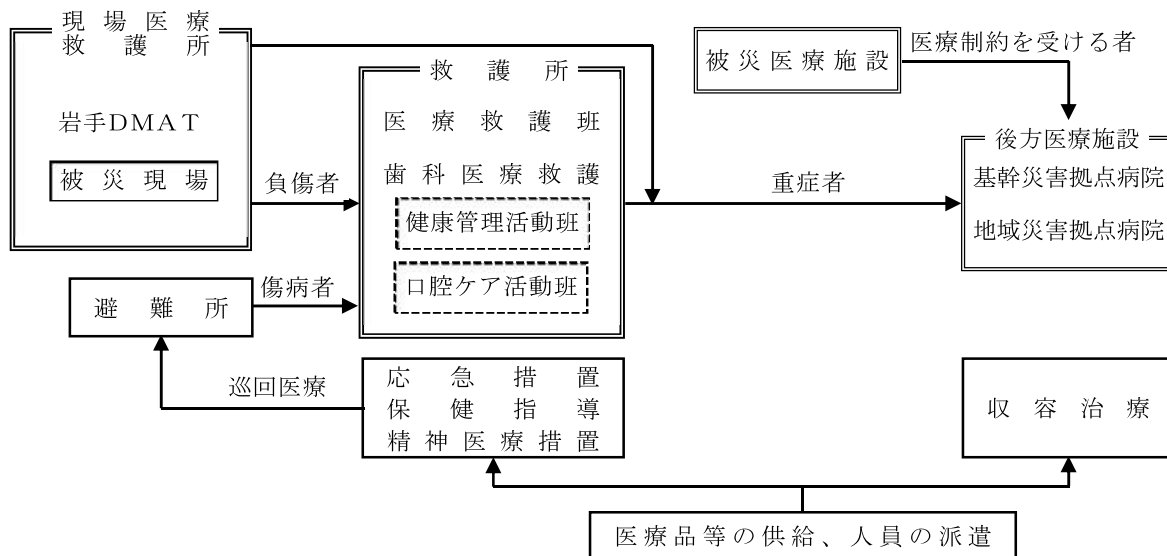
基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院

区 分	病 院 名
基幹災害拠点病院	盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院
地域災害拠点病院	県立中央病院

第5 健康管理活動の実施

- (1) 県本部の協力のもと、被災者の災害による精神的及び身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、健康管理活動班を編成し、健康管理活動を行う。
編成基準は保健師1人以上、栄養士1人とする。
- (2) 健康管理活動班は、医療救護班と合同で健康管理活動を行うものとし、原則として、救護所と同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地の避難所及び応急仮設住宅等を巡回等して健康管理活動を行う。
- (3) 健康管理活動班は、おおむね、次の業務を行う。
 - ア 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動及びこころのケア
 - イ 避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育
 - ウ 被災者に対する保健サービスについての連絡調整

災害時における医療・精神医療・健康管理活動の流れ（イメージ）



注) 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

第6 災害救助法を適用した場合の医療、助産

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

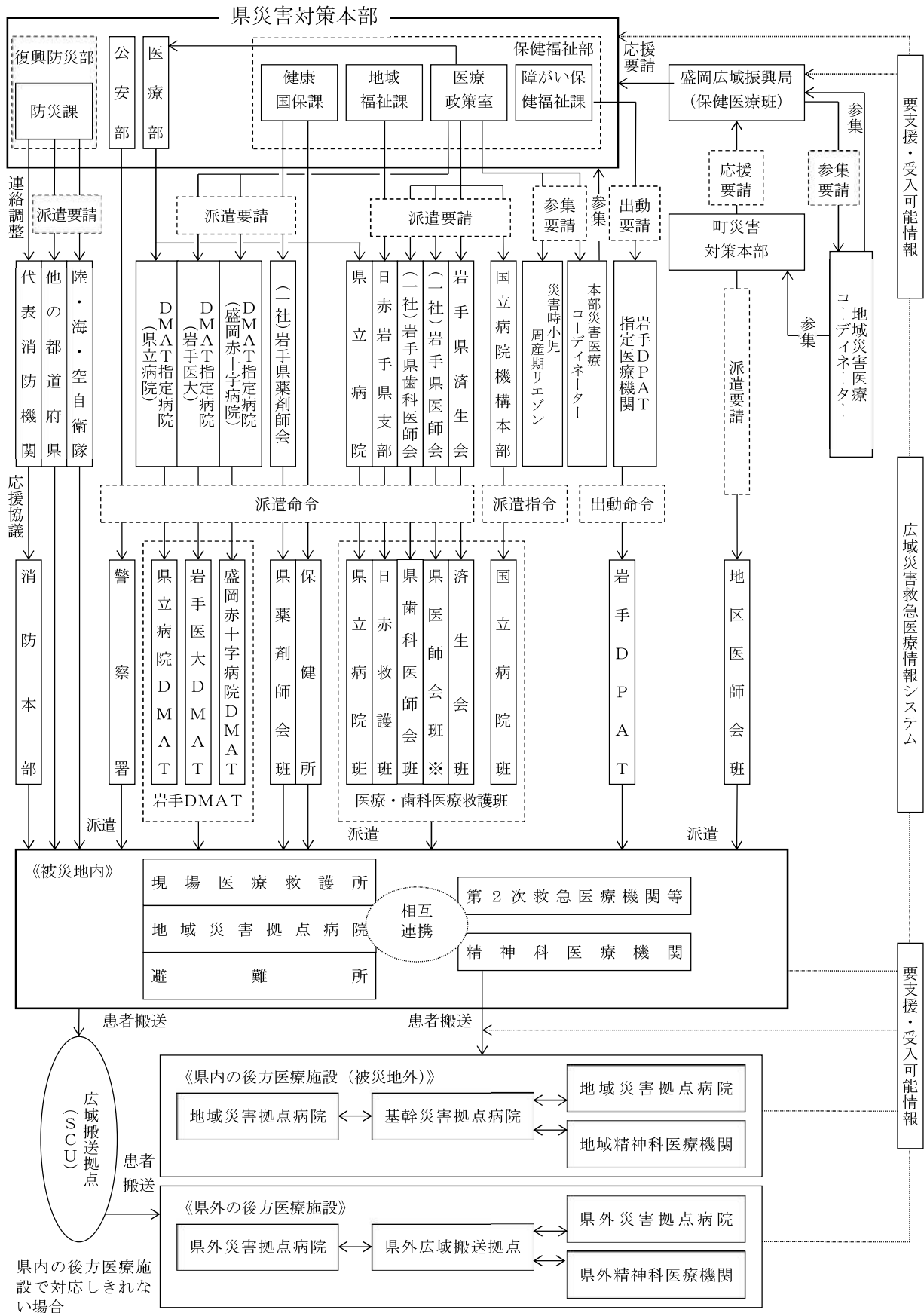
第7 愛玩動物の救護対策

町本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講ずる。

また、県と連携し、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。

- (1) 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。
- (2) 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講ずる。
- (3) 飼い主とともに避難した動物の飼養について、関係機関と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。
- (4) 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。

医療・精神医療・保健活動の情報連絡系統図



※ 地区医師会班と重複

第17節 食料、生活必需品等供給計画

第1 基本方針

- (1) 災害時において、被災者等に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- (2) 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。
- (3) 町は、県及び関係機関とその備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。
- (4) 県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう救助実施市及び必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	被災者に対する物資の調達及び支給並びに炊出しの実施

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい 葛巻推進課 議会事務局	1 県、他市町村等に対する物資の調達及びあっせん要請 2 自衛隊に対する保有物資の無償貸付又は譲渡要請 3 プロパンガスの調達及びあっせん 4 仕出し業者等のあっせん 5 他課の担当以外の物資の調達及びあっせん
健康福祉部	健康福祉課 住民会計課 葛巻病院事務局	1 災害救助法による物資供給事務の総括 2 障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん 3 物資の需給に係る連絡調整 4 食品衛生の確保 5 被服、寝具等の調達及びあっせん
農林部	農林環境エネルギー課 農業委員会事務局	1 農畜産物及び加工品の調達並びにあっせん 2 水産物の調達及びあっせん 3 木炭の調達及びあっせん

第3 実施要領

1 物資の支給対象者

物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う。

- (1) 避難所又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
- (2) 住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
- (3) 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により喪失した者
- (4) 物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者
- (5) 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とするもの

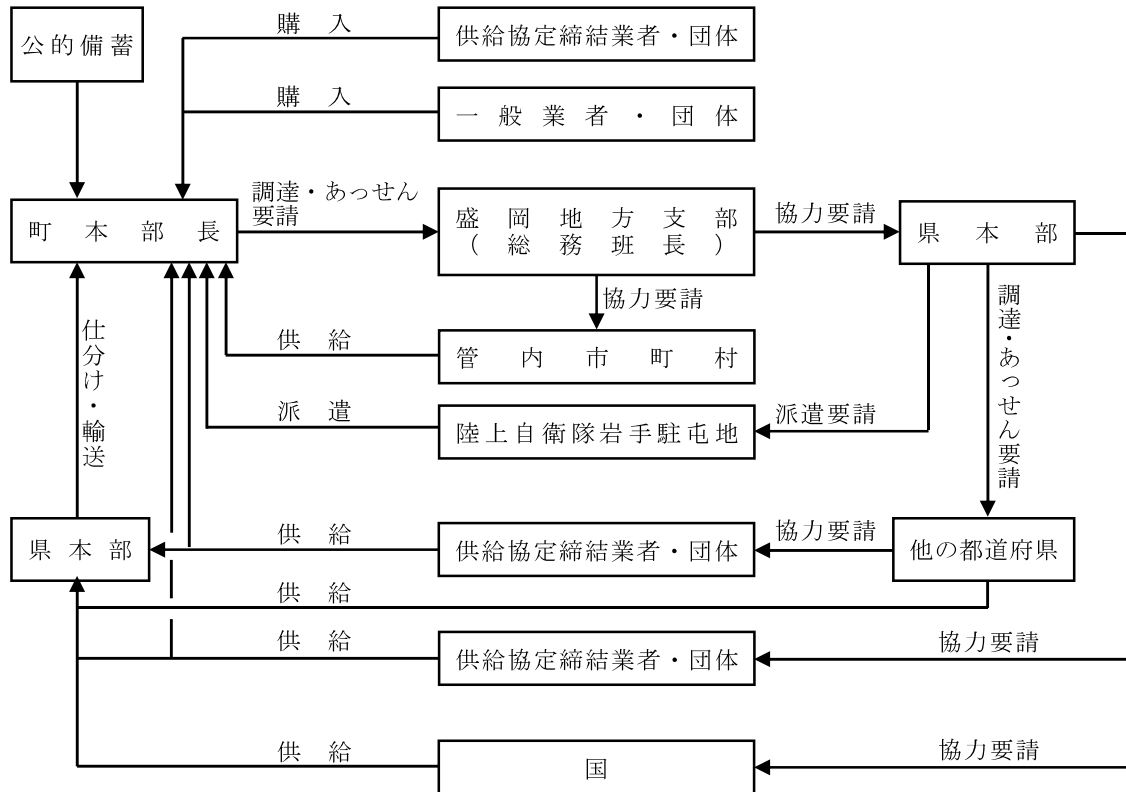
2 物資の種類

- (1) 物資の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に、被災状況及び食料調達の状況に応じて、支給する（資料7-3参照）。
- (2) 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。
- (3) 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。
- (4) 食料の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者等に配慮する。
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。

3 物資の確保

- (1) 町本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各避難所の責任者等からの聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時把握する。
- (2) 町本部長は、備蓄物資の供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。
- (3) 町本部長は、必要な物資を調達できない場合は、地方支部総務班長を通じて、県本部長に対し物資の調達又はあつせんを要請する。

物資の調達・供給系統図



4 物資の輸送及び保管

- (1) 町本部長は、避難所等に物資を引き渡す場合は、別記様式「災害救助用物資引渡書」(資料11-4参照)により授受を明確にする。
- (2) 町本部長は、物資の保管に当たっては、必要に応じて警備員を配置し、又は警察機関に警備を要請するなど、事故防止の措置をとる。

5 物資の支給等

(1) 物資の支給等

- ア 原則として、物資は支給することとし、町本部長が指定したものに限り、貸与する。
- イ 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、町役場、物資集積・輸送拠点等における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により実施する。

(2) 食料の供給における留意事項

- ア 町本部長は、あらかじめ、炊出し方法を定める。
- イ 炊出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、直営又は委託して行う。
- ウ 炊出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- エ 防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に食料の供給ができないときは、町本部長に対し、食料の供給について応援を求める。

6 住民等への協力要請

町本部長は、必要と認めるときは、被災住民・自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の荷下ろし、仕分け、支給等について協力を求める。

7 物資の需給調整

町本部長は、必要な物資の品目、数量を地域別、避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ、支給すべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集や輸送拠点、避難所等にある物資の在庫量の把握に努める。

8 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第18節 給水計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 飲料水の供給 2 県本部長の指示に基づく生活の用に供される水の供給

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい葛 巻推進課 議会事務局	1 県、他の市町村等に対する応急給水用資機材の調達及びあっせん並びに要員派遣要請 2 自衛隊の災害派遣要請 3 災害救助法による給水費用申請事務の総括
地域整備部	地域整備課 水道事務所	1 住民への広報及び被害情報の収集・整理 2 断水世帯に関する情報収集等 3 応急給水 4 飲料水の水質検査 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による給水 6 その他災害の際の全般的給水

第3 実施要領

1 給水

(1) 水源の確保

町本部長は、災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽等を利用した水源の確保に努める。

(2) 給水班の編成

町本部長は、職員を主体として、給水班を編成し、次の業務を行う。

ア 給水業務

イ 飲料水の水質検査

ウ 汚染水の使用禁止・停止・制限

(3) 応援の要請

ア 町本部長は、自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保若しくは給水ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

(ア) 給水対象地域

(イ) 給水対象人数

(ウ) 職種別応援要員数

(エ) 給水期間

(オ) その他参考事項

イ 給水のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

2 応急給水用資機材の調達

(1) 調達方法

ア 町本部長は、あらかじめ、地域内の水道関係業者、団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の確保を図る。

イ 町本部長は、業者等から調達した器具、機材を受領するときは、品名、数量等を確認の上受領し、保管する。

(2) 応援の要請

町本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長又は福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 応急給水用資機材の種別、数量

イ 使用期限

ウ 運搬先

エ その他参考事項

3 給水の方法

(1) 水の消毒及び給水器具の衛生的処理

ア 水道水（被災水道施設を除く。）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度が0.2mg／リットル以上になるよう消毒する。

イ 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を0.2mg／リットル以上に確保する。

ウ 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。

(2) 給水車等が運行可能な地域の給水

給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）、ドラム缶、給水袋、ポリエチ

レン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(3) 給水車等の運行不可能な地域における給水

ア 浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、給水袋、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。

イ 浄水基地から直接給水を受けることのできない者に対しては、浄水した飲料水をポリエチレン容器等に収納し、船艇又は軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(4) 移動給水

断水の程度が部分的な場合は、必要とする地域に広報車とともに給水車等を巡回させて給水する。

(5) 医療施設等への優先的給水

ア 医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。

イ 浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮しながら、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

4 水道施設被害汚染対策

(1) 水道事業者等は、災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

ア 必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。

イ 緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。

ウ 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

(2) 水道事業者等は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講ずる。

ア 施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を行う。

イ 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。

ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより目的を達することができる認めるときは、使用範囲の制限を行う。

ウ 飲料水の供給ができなくなったときは、応急措置を講ずるとともに、市町村本部長に被害の状況及び応急対策の報告を行う。

(3) 町本部長は、水道事業者及び水道用水供給事業者の応急措置だけでは、飲料水の供給ができないと認めた場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 水道被害の状況（施設の破損、水道水の汚染状況）

イ 給水対象地域

ウ 給水対象世帯・人員

エ 人員、資材、種類、数量

オ 応援を要する期間

カ その他参考事項

5 災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給

災害救助法等を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

水道施設の要員

水道施設の要員					備 考
平常	警戒配備		非常配備		
町職員	町職員	動員	町職員	動員	
0	2	2	3	2	1 警戒配備は警戒水位に達したとき、又は異常現象の発生があるとき配備につく。 2 非常配備は非常事態又は、異常現象の発生のため、水道施設等に重大なる支障を及ぼす場合

第19節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

- (1) 災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- (2) 災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- (3) 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- (4) 既存在宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
町本部長	被災住宅の応急修理、公営住宅の入居あっせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営
県本部長 (救助実施市町村)	応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい葛巻 推進課 議会事務局	1 県、他市町村に対する被災者の一時受入れのための施設の提供及びあっせん要請 2 災害救助法適用による被災住宅の応急修理等に係る費用申請事務の総括
農林部	農林環境エネルギー課 農業委員会事務局	応急仮設住宅供与対象者及び被災住宅の応急修理に係る木材の確保
地域整備部	地域整備課 水道事業所	1 応急仮設住宅供与対象者に係る調査・報告 2 応急仮設住宅の用地の確保 3 被災住宅の応急修理 4 公営住宅等の入居あっせん 5 被災宅地・建築物の応急危険度判定に係る県本部長への要請 6 修理対象世帯の選定

第3 実施要領

1 応急仮設住宅の供与

(1) 供与対象者

応急仮設住宅の供与は、次に掲げる者に対して行う。

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した世帯
- イ 仮住居がなく、又は借家等の借上げができない世帯
- ウ 自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者

(2) 供与対象者の調査、報告

町本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に、次の事項を調査するとともに、調査結果を地方支部を通じて県本部に報告する。

- ア 被害状況
- イ 被災地における住民の動向及び町の住宅に関する要望事項
- ウ 町の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- エ 供与対象者における障がい者等の有無及びニーズ
- オ その他住宅の応急対策上の必要事項

(3) 建設場所の選定

- ア 町本部長は、あらかじめ、応急仮設住宅の建設候補地を指定する。
- イ 応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。
- ウ 敷地は、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。
- エ 被災者を集団的に受け入れる応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上、選定する。
- オ 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。
- カ 町応急仮設住宅の設置予定場所は、原則として資料7-6のとおりとする。

(4) 資材の調達

- ア 町本部長は、県本部長が行う応急仮設住宅の建設に協力する。
- イ 町本部長は、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、関係業者・団体等との協力体制を整備する。

(5) 応急仮設住宅の入居

- ア 町本部長は、県本部長の応急仮設住宅の入居者の選定に協力する。ただし、状況に応じて、県本部長から委任を受けた場合は、町本部長が選定する。
- イ 町本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。
- ウ 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

(6) 応急仮設住宅の管理運営

- ア 町本部長は、県本部長の行う応急仮設住宅の管理運営に協力する。ただし、状況に応

じて、県本部長から委任を受けた場合は、町本部長が管理運営する。

イ 町本部長は、県本部長から委任を受けた場合は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成等に努める。この場合においては、女性の参画を推進し、入居者の意見を反映できるよう配慮する。

ウ 町本部長は、県本部長から委任を受けた場合は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。

エ 応急仮設住宅の苦情、修繕等の要望に関する相談窓口は、県本部長が設置する。

(7) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

2 住宅の応急修理

(1) 対象者

住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して行う。

ア 住家が半壊又は半壊したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯

イ 自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯

ウ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯

(2) 対象者の調査、選考

町本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に、応急修理の供与対象者について調査選考する。

(3) 修理の範囲

修理の範囲は、居室、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(4) 修理期間

ア 修理期間は、災害発生の日から1か月以内とする。

イ 町本部長は、1か月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が内閣総理大臣の同意を得たときは期間を延長する。

(5) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

3 公営住宅への入居のあっせん

ア 町本部長は、公営住宅への入居資格を持つ者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続を行う。

また、公営住宅等への入居に係る特例を定めた「被災市街地復興特別措置法」が適用される場合には、他の都道府県等の公営住宅等を含めて入居のあっせんを行う。

イ 町本部長は、要配慮者の入居を優先する。

ウ 町本部長は、県営住宅・他市町村等の入居状況について、県本部長から情報入手に努める。

4 被災者に対する住宅情報の提供

町本部長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

5 被災宅地の危険度判定

町本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

(1) 町本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務に当たる。

(2) 実施本部は、以下の業務に当たる。

ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。

イ 宅地に係る被害情報の収集

ウ 判定実施計画の作成

エ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成

オ 判定結果の調整及び集計並びに町本部長への報告

カ 判定結果に基づき被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」及び「調査済宅地」の3区分判定

キ 判定結果に対する住民等からの相談への対応

ク 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカー表示をする。
要注意宅地	黄のステッカー表示をする。
調査済宅地	青のステッカー表示をする。

ケ その他判定資機材の配布

6 被災建築物の応急危険度判定

(1) 町本部長は、地震により被災した建築物による二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、被災建築物の応急危険度判定を行う。

(2) 町本部長は、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（以下「業務マニュアル」という。）に基づき、次の措置を行う。

ア 町本部長が判定実施を決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。

イ 実施本部は、次の業務に当たる。

(ア) 被災状況の把握

(イ) 判定実施計画の策定

(ウ) 県本部長への支援要請

(エ) 被災建築物応急危険度判定士の受入れ

② 〈2. 応急〉第19節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

- (㊦) 判定の実施及び判定結果の集計、報告
- (㊧) 住民への広報
- (㊨) その他判定資機材の配布

第20節 感染症予防計画

第1 基本方針

被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講ずる。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	県本部長の指導、指示に基づく被災地域の消毒その他の措置等の実施
県本部長	1 町本部長に対する感染症予防上必要な指示、指導 2 感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく感染症予防上必要な措置

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課	1 県及び他の市町村等に対する感染症予防用資機材の調達及びあっせん要請 2 自衛隊の災害派遣要請
	政策秘書課	
	いらっしやい葛巻推進課	
	議会事務局	
健康福祉部	健康福祉課	1 感染症予防に関する指示及び指導 2 感染症予防用資機材の調達及びあっせん 3 被災地域の感染症予防業務の実施 4 被災地域の感染症予防の支援
	住民会計課	
	葛巻病院事務局	
農林部	農林環境エネルギー課	1 ごみ処理等の実施 2 し尿処理の実施
	農業委員会事務局	

第3 実施要領

1 感染症予防活動の実施体制

(1) 消毒班

町本部長は、所属職員による「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。
班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

消 毒 班	
区 分	人 員
衛生技術者	1名
事務職員	1名
作業員	3名

なお、町において消毒その他の措置が完全を期し得ないと認めた場合は、地方支部保健医療班に、応援を要請する。

(2) 疫学調査協力班

町本部長は、「疫学調査協力班」を編成し、県が行う感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等に協力する。

班の編成基準は、おおむね次のとおりとする。

疫 学 調 査 協 力 班	
区 分	人 員
看護師又は保健師	1名
助手	1名

(3) 感染症予防班

町本部長は、県本部長の指示に基づき、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成し、感染症情報の収集・広報及び臨時予防接種を実施する。

2 感染症予防用資機材の調達

(1) 町本部長は、あらかじめ、関係業者、団体と協力協定を締結するなど、感染症予防用資機材の確保を図る。

(2) 町本部長は、必要な感染症予防用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

- ア 感染症予防用資機材の調達数量
- イ 送付先
- ウ 調達希望日時
- エ その他参考事項

3 感染症情報の収集及び広報

(1) 町本部長は、感染症予防班、町地区衛生組織その他の関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の把握に努める。

(2) 町本部長は、第5節「広聴広報計画」に定める広報媒体に加え、次の方法により感染症に関する広報を実施する。

- ア 疫学調査、消毒の実施など被災者と接する機会を通じての広報
- イ 避難所、仮設住宅等の巡回を通じて個々の被災者に対して行う広報

4 感染症予防活動

(1) 清潔方法

町本部長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び第21節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の住民に清潔方法を実施させる。

(2) 消毒方法

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定に基づき、同法施行規則第14条の定めるところにより、県本部長が指示した場所について、消毒を実施する。

(3) ねずみ族、昆虫等の駆除

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第15条の規定に定めるところによりねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(4) 生活の用に供される水の供給

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条の規定に基づき、第18節「給水計画」に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災の場合は、第18節「給水計画」に定めるところにより対応するとともに、井戸水、水道水の衛生処理について指導する。

(5) 臨時予防接種

町本部長は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部長に、その実施を求める。

(6) 避難所における感染症予防活動

ア 町本部長は県と連携し、週に1回以上避難所を巡回し、次の方法により感染症予防について指導等を行う。

(ア) 避難者の健康状況を1日1回以上確認する。

(イ) 避難所の自治組織を通じて、感染症予防についての指導の徹底を図る。

(ウ) 避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。

(エ) 飲料水等については、消毒班又は地方支部保健医療班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。

イ 町本部長は、避難所における過密抑制に配慮する。

(7) 町が感染症予防活動を実施できない場合の措置

県本部長は、激甚な被害により、町本部長が行うべき消毒その他の措置を実施できず、あるいは実施しても完全な措置ができないと認めた次の項目について実施する。

ア 清潔方法及び消毒方法の施行

イ ねずみ族、昆虫駆除等の実施

ウ 生活の用に供される水の供給

エ 患者の輸送措置

第21節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- (1) 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- (2) ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- (3) 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- (4) 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 廃棄物処理

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	廃棄物の処理及び清掃全般
県本部長	町本部長の行う廃棄物の処理及び清掃に対する必要な指導、助言並びにあっせん

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課	県、他市町村等に対する要員派遣及び資機材の調達並びにあっせん要請
	政策秘書課	
	いらっしやい葛巻推進課	
	議会事務局	
地域整備部 農林部	地域整備課	1 廃棄物の処理及び清掃全般の支援 2 し尿の処理 3 廃棄物の処理及び清掃全般
	水道事業所	
	農林環境エネルギー課	
	農業委員会事務局	

2 障害物除去

実施機関	担 当 業 務
町本部長	1 被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 2 緊急輸送の確保、航路の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去
町消防団	町本部長が行う障害物の除去に対する応援及び協力

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい 葛巻推進課 議会事務局	1 防災上支障のある物件の除去 2 町消防団との連絡調整 3 県、他市町村等に対する要員派遣及び資機材の調達並びにあっせん要請 4 自衛隊の災害派遣要請 5 災害救助法による障害物除去費用申請の事務総括
健康福祉部	健康福祉課 住民会計課 葛巻病院事務局	社会福祉協議会及び日本赤十字社岩手県支部との連絡調整
地域整備部 農林部	地域整備課 水道事務所 農林環境エネルギー課 農業委員会事務局	1 住居関係の障害物の除去 2 道路、河川関係の障害物の除去

第3 実施要領

1 廃棄物処理

(1) 処理方法

ア 町本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。

イ 町本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。

ウ 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。

- (ア) 医療施設
- (イ) 社会福祉施設
- (ウ) 避難所

エ 町本部長は、関係機関と連携を図り、次により、廃棄物処理を行う。

区 分	処 理 内 容
第1次対策	(ア) 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 (イ) 最終処分場等での大量処分が困難である場合においては、臨時ごみ集積所を確保の上、ごみ収集が可能になった時点から収集する。
第2次対策	災害廃棄物仮置場に搬入されたごみについては、第一次対策が終了後、中間処理（破砕、選別、焼却等）を行い最終処分地等へ搬入する。
第3次対策	(ア) 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 (イ) 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第二次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。

オ 町本部長は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう努める。

カ 事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の廃棄物処理業者に委託して処理する。

キ 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、町本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。

(2) 廃棄物収集運搬用資機材の確保

ア 町本部長は、あらかじめ、地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラクタショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。

イ 町本部長は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、近隣市町村の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。

ウ 町本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に、応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
廃棄物収集運搬用資機材の調達、あつせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集運搬要員のあつせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

(3) 災害廃棄物仮置場の確保

町本部長は、中間処理施設（破砕・選別・焼却等）や最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して、災害廃棄物仮置場を確保するものとし、あらかじめ、所有者、管理者等と調整する。

(4) 災害廃棄物仮置場等の衛生保持

- ア 町本部長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、災害廃棄物仮置場、中間処理施設（破砕、選別、焼却等）及び最終処分地の清潔保持に努める。
- イ 消毒方法については、第20節「感染症予防計画」に定めるところによるものとし、消毒班と連携して行う。

(5) 住民等への協力要請

- ア 町本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。
- イ 町本部長は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2 し尿処理

(1) 処理方法

- ア 町本部長は、被災地域における建築物の倒壊及びライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより環境衛生上著しく支障を生じるおそれがある世帯数等を把握する。
- イ 町本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。
- ウ し尿処理は、次の施設を優先して行う。

また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、早急にし尿処理を行う。

- (7) 医療施設
- (イ) 社会福祉施設
- (ウ) 避難所

- エ 町本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関との連携を図り、次により、し尿処理を行う。

区 分	し 尿 処 理 の 方 法
医療施設 福祉施設 避難所	(7) 施設内のトイレが使用不可能の場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 (イ) 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 (ウ) バキュームカーにより、し尿処理を行う。
地区	(7) 住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。

	(イ) 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 (ウ) バキュームカーにより、し尿処理を行う。
一般家庭	(ア) 水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。 (イ) 地区内に設置された仮設トイレを利用する。 (ウ) 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 (エ) バキュームカーにより、し尿処理を行う。
事業所	(ア) 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 (イ) 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 (ウ) バキュームカーにより、し尿処理を行う。

(2) し尿処理用資機材の確保

- ア 町本部長は、あらかじめ、地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。
- イ 町本部長は、自らのし尿処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、し尿処理ができない場合においては、近隣市町村のし尿処理施設にその処理を依頼する(資料4-2参照)。
- ウ 町本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

3 へい獣処理

家畜、家きん及びその他小動物の死体処理については、次の町指定のへい獣処理場において埋却又は焼却する。

- (1) 冷却貯蔵施設
資料4-3のとおり。
- (2) 埋却処理
町が許可した場所

4 障害物除去

(1) 処理方法

- ア 町本部長及び道路、河川の管理者(以下、本節中「道路等の管理者」という。)は、所属職員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。
- イ 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。
 - (ア) 災害応急対策の障害となっている緊急輸送道路及び防災拠点等並びに避難所に至る

道路にある障害物

- (イ) 防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物
- (ロ) 被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物
- (ハ) 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物

ウ 町本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。

(7) 住居関係障害物の除去

- a 町本部長は、「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。
- b 災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条の規定に基づき、災害救助法の適用時に準じて、障害物の除去を行う。

(イ) 道路関係障害物の除去

- a 町本部長及び道路管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。
- b 町本部長及び道路管理者は、道路上の障害物の状況を、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

(ロ) 河川関係障害物の除去

河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

町本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ、関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

(3) 応援の要請

ア 町本部長は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長又は地方支部福祉環境班長若しくは土木班長を通じて県本部長に、応援を要請する。

- (7) 障害物除去に必要な職種及び人員
- (イ) 障害物除去用資機材の種類・数量
- (ロ) 応援を要する期間
- (ハ) 障害物除去地域、区間
- (ニ) その他参考事項

イ 町本部及び道路等の管理者は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、県本部長に対して、応援を要請する。

- (7) 障害物除去に必要な職種及び人員
- (イ) 障害物除去用資機材の種類・数量
- (ロ) 応援を要する期間
- (ハ) 障害物除去地域、区間

(4) その他参考事項

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

ア 町本部長及び道路等の管理者は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。

イ 臨時集積場所は、おおむね、次の事項に配慮して選定する。

(7) 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。

(4) 公有地を選定できないときは、(7)に準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。

ウ 町本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64条第1項及び同法施行令第24条の規定により、他人の土地を一時使用する。

(5) 除去後の障害物の処理

ア 町本部長等は、土砂・がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に集積する。

(7) 臨時集積場所

(4) 住民の日常生活又は農林水産業その他の生産活動に支障がない場所

(7) 埋立予定地

イ 町本部長等は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹木、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、集積場所等で焼却等適切な処理を行う。

ウ 加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

措置者	措置内容
町本部長	災害対策基本法第64条第2項から第6項及び同施行令第25条から27条の定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官	災害対策基本法第64条第8項、第9項及び同施行令第25条から27条の定めるところにより、除去した工作物又は物件を設置されていた地域を管轄する警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。

5 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

6 建築物等の石綿の飛散及び有害物質の漏えい防止

建築物等への被害があり、石綿の飛散及び有害物質の漏えいが懸念される場合は、環境省、県及び市町村又は事業者は、石綿の飛散及び有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第22節 行方不明者等の捜索及び遺体の 処理・埋葬計画

第1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 行方不明者、遺体の捜索 2 遺体収容所の確保及び遺体の処理 3 身元不明の遺体の一時安置 4 遺体の埋葬
町消防団	行方不明者の捜索及び遺体の収容
警察署	行方不明者の捜索及び検視

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい葛巻 推進課 議会事務局	1 県、他市町村等に対する行方不明者の捜索、遺体の処理、埋火葬に要する要員の派遣及び資機材等の調達並びにあっせん要請 2 行方不明者、遺体の捜索に係る連絡・調整 3 災害救助法による遺体の捜索・処理・埋火葬費用申請事務の総括 4 自衛隊の災害派遣要請
健康福祉部	健康福祉課 住民会計課 葛巻病院事務局	遺体の検案及び処理に関する協力
農林部	農林環境エネルギー課 農業委員会事務局	遺体の処理及び埋火葬

第3 実施要領

- 1 行方不明者及び遺体の捜索

(1) 捜索の手配

ア 町本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、地方支部警察署班長に捜索の手配を行うとともに、手配した内容等を地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。

(7) 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等

(4) 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数

イ 町本部長は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。

ウ 町本部長は、行方不明者として把握した者が、外国人の場合には、県本部長に連絡する。

(2) 捜索の実施

ア 町本部長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員により捜索班を編成し、行方不明者の捜索及び遺体の収容を行う。

イ 町本部長は、必要に応じて自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対して、捜索班への協力を要請する。

ウ 町本部長は、必要に応じて、地方支部警察署班長に対して、航空機等による広域的な捜索の実施を要請する。

エ 捜索班員は、行方不明者を発見し、その者が生存している場合は、DMAT又は医療救護班に連絡して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。

オ 捜索班員は、遺体を発見した場合は、次の措置をとる。

(7) 遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。

(4) 遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官に通知する。その際、発見場所、発見状況等が分かるよう、可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。

2 遺体の収容

(1) 遺体の収容は、捜索班が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後に収容させる。

ア 異常遺体に関する検視

イ 医師の検案

ウ 遺体請書の徴収

(2) 町本部長は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。

(3) 遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。

ア 病院、診療所、寺院、教会、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。

- イ 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。
- ウ 遺体の検視、身元確認が容易に行える場所を選定する。
- エ 遺体の数に相応する施設であること。
- オ できるだけ駐車場があり、かつ、長期間使用できる施設であること。

3 遺体の処理

- (1) 町本部長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。
- (2) 遺体処理用資機材を事前に準備できない場合は、従事する医療機関関係者（医療機関）の資機材を使用するものとし、資機材が不足したときは、町等において調達する。
- (3) 町本部長は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、地方支部保健医療班長を通じて県本部長に調達又はあつせんを要請する。

4 遺体の埋葬

町本部長は、埋葬用品等の調達ができない場合は、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあつせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあつせんを要請する。

5 遺体埋葬の広域調整

町本部長は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回ること等により、自ら火葬ができない場合にあっては、地方支部保健医療班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。

6 災害救助法を適用した場合の遺体の搜索、処理及び埋葬

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第23節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 要員の確保 2 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
各防災関係機関	要員の確保

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい葛 巻推進課 議会事務局	災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
健康福祉部	健康福祉課 住民会計課 葛巻病院事務局	災害救助法第7条及び第8条の規定による従事命令、協力命令及び要員の確保
地域整備部	地域整備課 水道事業所	災害対策基本法第71条の規定に基づく従事命令又は協力命令による要員の確保及びあっせん

第3 実施要領

1 要員の確保

災害応急対策の各実施機関における要員の確保は、次の場合に行う。

- (1) 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及び防災ボランティア等によっても要員に不足を生じるとき
- (2) 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき

2 確保の方法

- (1) 防災関係機関は、次の事項を明示して、岩手労働局長に要員の確保を申し込む。

ア 目的

- イ 作業内容
- ウ 必要技能及びその人員
- エ 期間
- オ 就労場所
- カ その他参考事項

(2) 要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

3 要員の従事命令等

(1) 従事命令の執行者及び種類

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員が確保できない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要あると認めるときに行う。

執行者	対象作業	命令区分	根拠法令
県本部長	災害応急対策作業 (災害救助法適用作業以外の作業)	従事命令	災害対策基本法第71条
		協力命令	
	災害救助法適用作業 (災害救助法適用作業)	従事命令	災害救助法第7条
		協力命令	災害救助法第8条
町本部長	災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項
警察官			災害対策基本法第65条第2項 警察官職務執行法第4条
消防吏員又は 消防団員	消防作業	従事命令	消防法第29条第5項
救急隊員		協力命令	消防法第35条の10
水防管理者	水防作業	従事命令	水防法第24条
水防団長又は 消防機関の長			

(2) 命令の対象者

作業区分	対象者
災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による県本部長の従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの従業者 6 自動車運送業者及びその従業者

災害救助作業（協力命令）	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業（災害対策基本法による町長、警察官又は海上保安官の従事命令）	町内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
消防作業	火災現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者
災害応急対策作業（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

(3) 公用令書の交付

交付者	命令区分	交付事由	根拠法令
町本部長 県本部長 指定（地方） 行政機関の長	従事命令	ア 命令を発するとき イ 発した命令を変更するとき ウ 発した命令を取消すとき	災害対策基本法第81条第1項 災害救助法第7条第4項において準用する同法第5条第2項

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令（災害対策基本法によるものを除く。）による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障がいの状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する。

(5) その他

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、県本部長に届け出る。

ア 負傷又は疾病による場合は、医師の診断書

イ 負傷又は疾病以外による場合は、町長、警察官その他適当な公務員の証明書

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等については、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第24節 文教対策計画

第1 基本方針

- (1) 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- (2) 災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	町立学校における応急教育の実施

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい葛巻推進課 議会事務局	災害救助法による学用品等の給与事務の総括
文教部	教育委員会事務局 こども教育課 まなび交流課	<ol style="list-style-type: none"> 1 町立学校施設、設備の被害の調査及び報告 2 町立学校施設、設備の応急対策の実施 3 町立学校教職員の非常配置 4 被災児童生徒に対する学用品等の給与 5 応急教育の実施 6 応急給食用物資の確保、調達及びその提供 7 社会教育施設及び体育施設の応急対策の実施 8 文化施設及び文化財に対する応急対策の実施 9 山村留学生寄宿舎施設の応急対策の実施

第3 実施要領

1 学校施設の対策

(1) 学校施設の応急対策

町本部長は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

(2) 応急教育予定場所の設定

学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて、次により応急教育の場所を確保する。

被害の状況	応急教育予定場所
校舎等の被害が軽微な場合	当該施設の応急処置を行い使用する。
被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合	1 特別教室、屋内体育施設等を使用する。 2 一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、又は町内の他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して、分散授業を実施する。
校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	1 町内の他の学校の校舎又は公民館等の公共施設を使用する。 2 校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可能な場合は、これを早急に整備する。
町内の教育施設の確保が困難な場合	他の市町村の学校の校舎又は公民館等の公共施設等を使用する。

(3) 他の施設を使用する場合の手続

学校が被災し、授業を行うことが困難であり、又は不可能である場合においては、次の手続により、他の学校又は公共施設を使用し、応急教育を実施する。

区 分	手 続
町内の施設を利用する場合	町本部において、関係者が協議を行う。
同一教育事務所班管内の他市町村施設を利用する場合	1 町本部長は、地方支部教育事務所班長に対して、施設のあっせんを要請する。 2 地方支部教育事務所班長は、対象施設の区域を管轄する市町村に協力を要請する。
他の教育事務所班管内の施設を利用する場合	1 地方支部教育事務所班長は、管内に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあっせんを要請する。 2 県本部長は、要請に応じて、適当な施設の存する区域を管轄する教育事務所長にあっせんを要請する。 3 当該教育事務所長は当該市町村に協力を要請する。
県立学校の施設を利用する場合	1 地方支部教育事務所班長は、管内の市町村立施設に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあっせんを要請する。 2 県本部長は、適当な隣接県立学校の校長に対し、施設を利用させるよう指示する。 3 県本部長は、当該地域内に適当な隣接県立学校がないときは、その地域内の適当な公共施設の利用について、その

施設の管理者に協力を要請する。

2 教職員の確保

(1) 町立学校

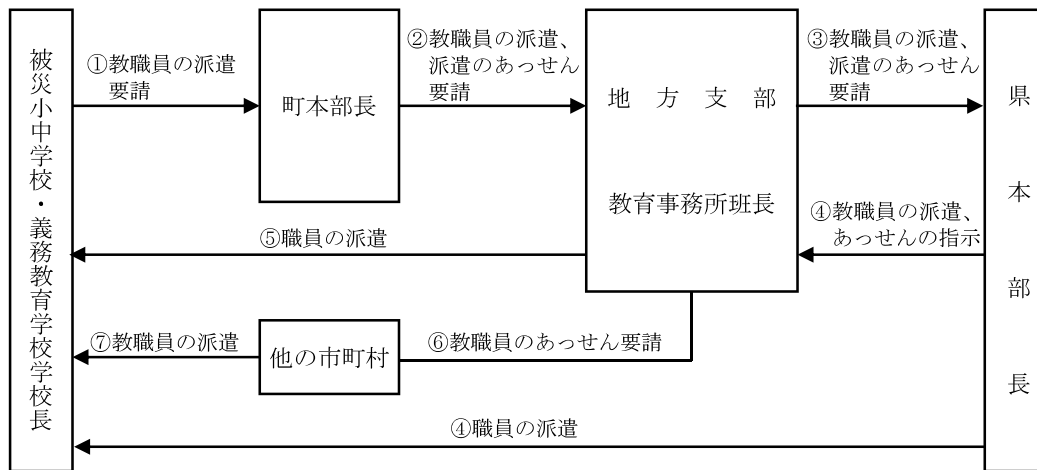
ア 災害により被災した小中学校及び義務教育学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。

(ア) 校長は、町本部長に対して教職員の派遣を要請する。

(イ) 町本部長は、地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあっせんを要請する。

イ 町本部長は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

被災した小中学校及び義務教育学校に対する教職員の派遣及びあっせんの流れ



(2) 要請の手続

教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。

- ア 派遣を求める学校名
- イ 授業予定場所
- ウ 教科別（小学校・中学校・義務教育学校）派遣要請人員
- エ 派遣要請予定期間
- オ その他必要な事項

3 応急教育の留意事項

応急教育の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 児童生徒の精神の安定と保健・安全に努める。
- (2) 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童生徒の学習に支障のないよう配慮する。
- (3) 教育の場が公民館等学校施設以外の場合は、教育方法に留意する。
- (4) 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。
- (5) 授業が不可能となる場合が予想されるときは、家庭学習の方法を講ずる。

- (6) 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童生徒との連絡網の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

4 学用品等の給与

- (1) 町本部長は、被災児童生徒に対して学用品等を給与する。
- (2) 町本部長は、学用品等の給与が困難である場合は、地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあっせんを要請する。

なお、調達又はあっせんされた学用品等の輸送は、業者と町本部間の通常の方法による。

- (3) 県本部から学用品等の調達、輸送を受け、又は町本部において調達した場合は、次の方法により割当をし、給与する。

ア 割当

県本部から学用品支給基準（1人当たり）の通知を受けたときは、各児童生徒別に割当台帳（資料11—5参照）により割り当てる。

イ 給与

領収書と引換えに現品を一括して校長に交付し、校長は、各児童生徒別に給与する。

- (4) 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額及び期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 授業料等の減免、育英資金の貸与

- (1) 町本部長は、必要に応じて、被災した児童生徒に対する学校納付金等の減免を行う。
- (2) 被災生徒が授業料の減免、育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続は、平常時の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、り災証明書を添付する。

6 学校給食の応急対策

(1) 給食の実施

町本部長は、次の事項に留意して、応急給食を実施する。

ア 給食施設、原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するように努める。

イ 町本部長は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り実施する。

ウ 学校が避難所として使用され、給食施設が避難者用炊出し施設に利用されている場合においては、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

(2) 被害物資対策

町本部長は、県本部長から指示があるまでの間、災害により被害を受けた給食用原材料を保管する。

7 学校保健安全対策

町本部長は、次の事項に留意して、災害時における児童生徒の保健及び安全の確保を図る。

- (1) 欠席児童生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。
- (2) 学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合においては、学校医又は地方支部

保健医療班長に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の処置をとるとともに、この旨を県本部長に報告する。

- (3) 通学路等の被害状況に応じ、登下校の安全の確保に努める。
- (4) 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

8 その他文教関係の対策

(1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

町本部長は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

(2) 文化財の対策

町本部長は、文化財保護委員の意見等を参考にして、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対して、次の事項を指示し、指導する。

ア 文化財の避難

イ 文化財の補修、修理

ウ 二次災害からの保護措置の実施

(3) 山村留学生寄宿舎施設の対策

町本部長は、山村留学生寄宿舎施設について被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

9 被災児童生徒の受入れ

町本部長は、県と連携し、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童生徒の受入れを行う。

第25節 農畜産物応急対策計画

第1 基本方針

- (1) 被災地域における病害虫の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- (2) 家畜の被害を最小限にとどめることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 被災地域における病害虫防除実施 2 家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設に係る被害に対する応急措置

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
農林部	農林環境エネルギー課 農業委員会事務局	1 病害虫防除に係る技術指導 2 畜産対策全般 3 栽培・管理に係る技術指導

第3 実施要領

1 防除対策

(1) 防除の実施

ア 町本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。

- (ア) 防除時期
- (イ) 防除資機材（航空機、防除機具、農薬、その他）の種類及び数量
- (ウ) 防除体制（人員、車両等の動員、配置）

イ 町本部長は、防除に関する必要な指示及び指導について、地方支部農林班長を通じて、県本部長に要請する。

ウ 町本部長は、業務を円滑に実施するために、次の班を編成する。

(2) 防除資機材の調達

ア 町本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。

イ 町本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、地方支部農林班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

- (ア) 資機材の種類別数量

- (イ) 送付先
- (ロ) 調達希望日時（期間）
- (ハ) その他参考事項

2 畜産対策

(1) 畜産対策への協力

町本部長は、地方支部農林班が実施する畜産対策に協力する。

(2) 家畜診療班及び家畜防疫班の編成

ア 地方支部農林班長は、必要に応じて「家畜診療班」及び「家畜防疫班」を編成する。

イ 家畜診療班及び家畜防疫班の編成は、次の基準による。

家畜診療班		家畜防疫班		備考
区分	人員	区分	人員	
班長	獣医師 1 名	班長	獣医師 1 名	地方支部農林班員、町及び協力機関の職員により構成
班員	獣医師 5 ～ 8 名	班員	獣医師 5 ～ 8 名	
事務職員	1 名	事務職員	1 名	

(3) 家畜の診療

災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。

ア 家畜の診療は、町本部長が実施するが、それが困難な場合は、地方支部農林班長に応援を要請する。

イ 要請を受けた地方支部農林班長は、家畜診療班を現地に派遣し、応急診療を実施する。

ウ 家畜診療班は、必要に応じて被災地内に診療詰所を設け、常時待機する。

エ 応急診療の範囲は、次による。

(7) 診療

(イ) 薬剤又は治療用資器材の支給

(ロ) 治療等の処置

(4) 家畜の防疫

災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法及び家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達）の関係規定により実施する。

ア 畜舎等の消毒（家畜伝染病予防法第9条及び第30条）

(7) 災害時における家畜伝染病の予防又はまん延を防止するため、家畜防疫班は、地方支部農林班長が実施する畜舎等の消毒に協力する。

(イ) 必要な薬剤、器材等については、地方支部農林班の手持品を使用する。

イ 緊急予防注射の実施（家畜伝染病予防法第6条及び第31条）

災害時における家畜伝染病の予防又はまん延を防止するため、家畜防疫班は、地方支部農林班長が実施する予防注射に協力する。

(5) 家畜の避難

町本部長は、水害による浸水等の発生が予想され、又は発生した場合は、次の方法によ

り家畜の避難を行う。

ア 町本部長は、地方支部農林班長、近隣市町村その他の協力機関と連絡し、避難場所等について協議する。

イ 町本部長は、地方支部農林班長から連絡を受け、又は家畜を避難させる必要を認めるときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

(6) 飼料等の確保

避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。

ア 町本部長は、地方支部農林班長に確保のためのあつせんを要請する。

イ 要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(7) 要請する飼料の種類及び数量

(i) 納品又は引継の場所及び時期

(ii) その他必要事項

(7) 青刈飼料等の対策

町本部長は、風水害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。

ア 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。

イ 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、成育の促進をしよう指導する。

ウ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は、地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあつせんを要請する。

(8) 牛乳の集乳対策

町本部長は、災害に伴う交通途絶等により、酪農家が生産した牛乳を集乳運搬できない場合は、地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。

第26節 公共土木施設等応急対策計画

第1 公共土木施設

1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、砂防等施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

公共土木施設に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施機関（責任者）は、次のとおりとする。

(1) 道路施設

実 施 機 関	担 当 区 分
町本部長	町道、農道及び林道の道路施設
岩手土木センター	一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係国道事務所所管以外の道路施設及び県道の道路施設

(2) 河川管理施設

実 施 機 関	担 当 区 分
町本部長	準用河川及び普通河川の河川管理施設
岩手土木センター	一級河川の指定区間及び二級河川の河川管理施設

[町本部の担当]

部	課等	担 当 業 務
地域整備部	地域整備課 水道事業所	1 各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施 2 農地、農業施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施

3 実施要領

(1) 共通事項

ア 被害状況の把握及び連絡

町は、被害の発生状況を把握し、県本部その他の防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 二次災害の防止対策

(7) 町は、クラック発生箇所の調査等を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。

- (4) 町は、県と連携し、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第15節「避難・救出計画」に定める避難指示等の発令等の措置をとる。

ウ 要員及び資機材の確保

- (7) 町は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

- (4) 県又は関係機関に対する応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

- a 資機材の種類及び数量
- b 職種別人員
- c 場所
- d 期間
- e 作業内容
- f その他参考事項

エ 関係機関との連携強化

- (7) 実施機関は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。

- (4) 障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

(2) 道路施設

- ア 実施機関は、関係機関と速やかに協議、調整の上、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路を重点的に、応急復旧を実施する。

- イ 県は、市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は市町村道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、当該市町村から要請があり、かつ、当該市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(3) 河川管理

- 洪水等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第27節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 上下水道施設

実施機関	担 当 業 務
町本部長	1 所管する上下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した上下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 被災地域における広報の実施

2 電力、ガス、電気通信及び石油等燃料施設

実施機関	担 当 業 務
町本部長	1 電力・ガス・電気通信施設・石油燃料施設に係る被災状況に係る情報収集 2 被災地域における広報の実施

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい 葛巻推進課 議会事務局	1 自衛隊の災害派遣要請 2 電力、ガス、石油等燃料供給施設に係る被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集 3 電気通信施設における被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集 4 上下水道の復旧対策に係る県、他市町村等に対する応援要請 5 報道機関への被害情報に係る広報
地域整備部	地域整備課 水道事務所	1 上水道施設に係る被害状況の把握及び応急復旧の実施 2 下水道施設に係る被害状況の把握及び応急復旧の実施 3 被災地域における広報の実施

第3 実施要領

1 上水道施設

(1) 防災活動体制

ア 給水対策本部の設置

(7) 町本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県本部と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

(4) 給水対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出勤方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 動員体制の確立

(7) 町本部長は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、各事業所別に配備体制を確立するものとし、職員を指名の上、担当業務をあらかじめ指定する。

(4) 指名職員は、勤務時間外において、災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、所属事業所又は最寄りの事業所に自主参集の上、応急対策に従事する。

ウ 関係機関及び関係業者との協力体制の確立

町本部長は、あらかじめ、復旧対策に必要な要員及び資機材について、請負会社及び指定給水装置工事事業者等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

(2) 情報連絡活動

ア 町本部長は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等について、あらかじめ定める。

イ 町本部長は、水道施設に被害が発生した場合は、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

(7) 通信手段

一般加入電話が使用できない場合における給水対策本部内における連絡は、通信の疎信状況を勘案し、おおむね、次の通信手段を用いて行う。

- ・防災行政無線
- ・衛星携帯電話

(4) 通信時期、内容等

給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除く、あらかじめ定めた時間及び内容形式により行う。

(3) 応急対策

ア 復旧対策用資機材の整備

(7) 町は、復旧対策に必要な管、弁水の材料等平常業務との関連において保有しておくことが適当なものについては、事前に確保しておく。

(4) 水道施設の被災により材料が不足した場合には、メーカー及び他の水道事業

者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。

- (ウ) 町本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。

イ 施設の点検

町本部長は、災害が発生した場合は、次により水道施設、工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

- (ア) 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、各施設ごとに実施する。
- (イ) 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。
- (ウ) 次の管路等については、優先的に点検する。
- ・ 主要送配水管路
 - ・ 貯水槽及びこれに至る管路
 - ・ 河川等の横断箇所
 - ・ 住民生活にとって重要な施設である変電所及び後方医療機関等に至る管路

ウ 応急措置

町本部長は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。

- (ア) 取水、導水、浄水施設及び給水所
- 取水施設、導水施設及び浄水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。
- (イ) 送・配水管路
- a 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険であると判断される箇所については、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- b 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
- (ウ) 給水装置
- 倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

(4) 復旧対策

ア 取水・導水施設等の復旧

- (ア) 取水・導水施設の復旧を、最優先で行う。
- (イ) 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

イ 送・配水管路の復旧

- (ア) 復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用

状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧対策を実施する。

- (イ) 復旧に当たっては、災害復旧を原則とするが、復旧用資機材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認められた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- (ウ) 送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

優先区分	内 容
第1次指定路線	送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路
第2次指定路線	重要配水管として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

ウ 給水装置の復旧

- (ア) 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- (イ) 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。この場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設などを優先して実施する。
- (ウ) 配水に支障を及ぼす給水装置の復旧については、申込みの有無にかかわらず実施する。

(5) 道路管理者等との連携

町本部長は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

- ア 住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。
- イ 町本部長は、被災地域における住民等の苦情、相談を受け付けるため、移動相談所を開設する。

2 下水道施設

(1) 災害時の活動体制

町本部長は、県本部等の配備体制に基づいて、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して、迅速に応急対策活動を実施する。

(2) 応急対策

ア 災害復旧用資機材の確保

- (ア) 町本部長は、県と連携し、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレイカー、土のう等の資機材の確保に努める。
- (イ) 町本部長は、県と連携し、必要に応じて、第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、他の都道府県等に応援を要請する。
- (ウ) 下水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。

イ 応急措置

- (7) ポンプ場、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合においては、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処する。
- (8) 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (9) 工事施行中の箇所については、請負業者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(3) 復旧対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

ア 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機、ディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

イ 管渠施設

管渠施設に破損、流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替管を活用して復旧に努める。

(4) 災害広報

住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

(5) 仮設トイレの確保

水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレは町本部の備蓄とリース業者より調達する。

3 電力、ガス、電気通信施設及び石油等燃料施設の応急対策

- (1) 町は、二次災害の防止及び被災状況の復旧について、各事業者がそれぞれ定める防災業務計画に基づき、実施される応急復旧措置を支援する。
- (2) 各事業者は、それぞれの定める防災業務計画に基づき、被害状況の早期把握と、迅速な応急復旧措置を講ずるものとする。
- (3) 各事業者は、社会不安の除去及び二次災害の防止のために必要な広報活動を行うものとする。

第28節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- (1) 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- (2) 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 石油类等危険物

1 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 被災状況の把握
危険物施設責任者	2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置

[町本部の担当]

部	課 等	担 当 業 務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい葛巻推進課 議会事務局	1 負傷者の救出救護の支援 2 避難措置及び警戒区域の設定 3 自衛隊の災害派遣要請 4 危険物災害の防除活動に係る連絡及び調整 5 危険物施設等の被害状況の情報収集 6 消火薬剤、応急対策資機材の調達及びあっせん
農林部	農林環境エネルギー課 農業委員会事務局	石油類、毒物、劇物等の流出防止措置

2 実施要領

(1) 町本部長

町本部長は、危険物施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

(2) 危険物施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

危険物施設責任者は、災害発生後、直ちに、市町村本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

イ 要員の確保

危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ、所内自衛防災組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。

ウ 応急措置

危険物施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- (7) 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。
- (イ) タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
- (ウ) 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

エ 情報の提供及び広報

危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。

第3 火薬類

1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 被災状況の把握
火薬類保管施設責任者	2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置

[町本部の担当]

部	課等	担当業務
総務部	総務課	1 負傷者の救出救護の支援
	政策秘書課	2 避難措置及び警戒区域の設定
	いらっしやい葛巻推進課	3 自衛隊の災害派遣要請
	議会事務局	4 危険物災害の防除活動に係る連絡及び調整
		5 危険物施設等の被害状況の情報収集
		6 消火薬剤、応急対策資機材の調達及びあっせん
農林部	農林環境エネルギー課 農業委員会事務局	石油類、毒物、劇物等の流出防止措置

2 実施要領

(1) 町本部長は、火薬類保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

(2) 火薬類保管施設責任者

ア 被害状況の把握及び連絡

火薬類保管施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部及び消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

イ 応急措置

- (7) 火薬類保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
- a 火気の使用を停止し、状況に応じて保安関係以外の電源を切断する。
 - b 時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他の地域に搬送する。
 - c 搬送経路が危険である場合又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。
 - d 火薬庫の入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる。
 - e 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - (a) 災害による避難について、住民に周知する。
 - (b) 当該施設の従業員についても、応急対策要員を除き、避難の措置を行う。
- (イ) 吸湿、変質、不発、半爆等のため、著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。
- (ウ) 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

第4 高圧ガス

1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 被災状況の把握
高圧ガス保管施設責任者	2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置

[町本部の担当]

部	課等	担当業務
総務部	総務課	1 負傷者の救出救護の支援
	政策秘書課	2 避難措置及び警戒区域の設定
	いらっしやい葛巻推進課	3 自衛隊の災害派遣要請
	議会事務局	4 危険物災害の防除活動に係る連絡及び調整
		5 危険物施設等の被害状況の情報収集
		6 消火薬剤、応急対策資機材の調達及びあっせん
農林部	農林環境エネルギー課 農業委員会事務局	石油類、毒物、劇物等の流出防止措置

2 実施要領

- (1) 町本部長は、高圧ガス保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。
- (2) 高圧ガス保管施設責任者
- ア 被害状況の把握及び連絡

高圧ガス保管施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

イ 応急措置

高圧ガス保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置を講ずる。

- (7) 火気の使用を停止し、状況に応じて保安関係以外の電源を切断する。
- (イ) 高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。
- (ロ) 充填容器等を安全な場所に移動する。
- (エ) 災害の状況により周辺住民の避難が必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - a 災害による避難について、住民に周知する。
 - b 当該施設の従業員についても、応急対策要員を除き、避難の措置を行う。
- (カ) 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又はその充填容器等とともに、損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- (キ) 高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

第5 毒物・劇物

1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 被災状況の把握
毒物・劇物保管施設責任者	2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置

[町本部の担当]

部	課等	担当業務
総務部	総務課	1 負傷者の救出救護の支援
	政策秘書課	2 避難措置及び警戒区域の設定
	いらっしやい葛巻推進課	3 自衛隊の災害派遣要請
	議会事務局	4 危険物災害の防除活動に係る連絡及び調整
		5 危険物施設等の被害状況の情報収集
		6 消火薬剤、応急対策資機材の調達及びあっせん
農林部	農林環境エネルギー課 農業委員会事務局	石油類、毒物、劇物等の流出防止措置

2 実施要領

(1) 町本部長

ア 町本部長は、毒物・劇物保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。

イ 町本部長は、災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難の指示等の措置を行う。

(2) 毒物・劇物保管施設責任者

ア 被害状況の把握及び連絡

毒物・劇物保管施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

イ 応急措置

毒物・劇物保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

(7) タンクの破壊等により漏洩した毒物・劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

(4) 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

ウ 情報の提供及び広報

毒物・劇物保管施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対して災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

第29節 林野火災応急対策計画

第1 基本方針

- (1) 林野火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- (2) 町は、林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ、林野火災防ぎょ計画を定める。
- (3) 町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 本計画に定めのないものについては消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 消火、救助その他災害発生を防ぎょし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消防機関	1 町本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等

[町本部の担当]

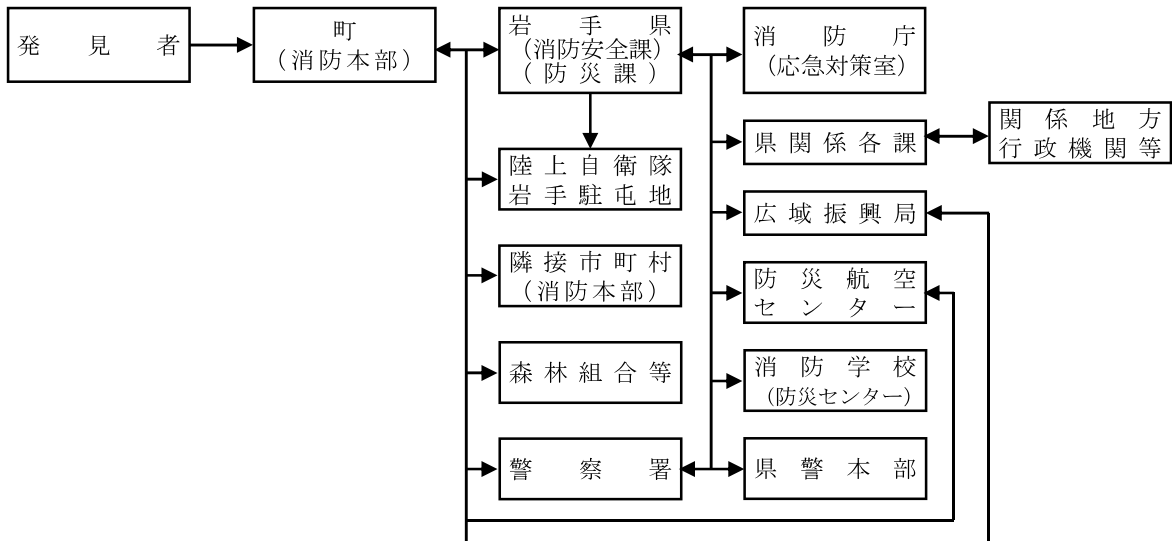
部	課	担 当 業 務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい葛巻推進課 議会事務局	1 消防活動の連絡調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 県防災ヘリコプターの派遣要請 4 警戒区域の設定及び当該地区への立入りの制限 5 人的被害及び住家被害情報の収集 6 自衛隊の災害派遣要請
農林部	農林環境エネルギー課 農業委員会事務局	1 農林業関係機関との連絡調整 2 農林業施設被害情報の収集 3 農作物等被害情報の収集 4 農地農業用施設被害情報の収集 5 家畜等被害情報の収集

		6 農業用ダムの流量調整に係る連絡調整 7 森林等被害情報の収集 8 林道施設被害情報の収集
地域整備部	地域整備課 水道事業所	道路交通規制の情報の収集及び交通規制の実施

第3 実施要領

1 通報連絡体制

防災関係機関における通報連絡は、次により行う。



2 町本部長の措置

(1) 町本部長は、林野火災による被害を軽減するため、次により、林野火災防ぎよ計画を定める。

ア 重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防ぎよする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、住民の生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼阻止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

(2) 町本部長は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認める

ときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。

- (3) 町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。

また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- (4) 町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。

- (5) 町本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第30節「防災ヘリコプター等活動計画」に定める手続により防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。

- (6) 町本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。

特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要となる消火薬剤補給のための要員を配備する。

3 消防機関の長の措置

- (1) 応急活動体制の確立

ア 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制及び有線電話途絶時における通信運用等を定める。

イ 消防機関の長は、町本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。

(ア) 消防職員・団員に対する出動準備命令

(イ) 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令

(ウ) 出動準備終了後における町本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

ウ 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

エ 消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動が必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

- (2) 火災防ぎょ活動

ア 消防機関の長は、住民及び自主防災組織等に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。

イ 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊災害派遣部隊等が統一的指揮の下に円滑な消防活動を実施できるよう、現地指揮本部を設置する。

ウ 現地指揮本部は、付近一帯が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防ぎょ活動の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。

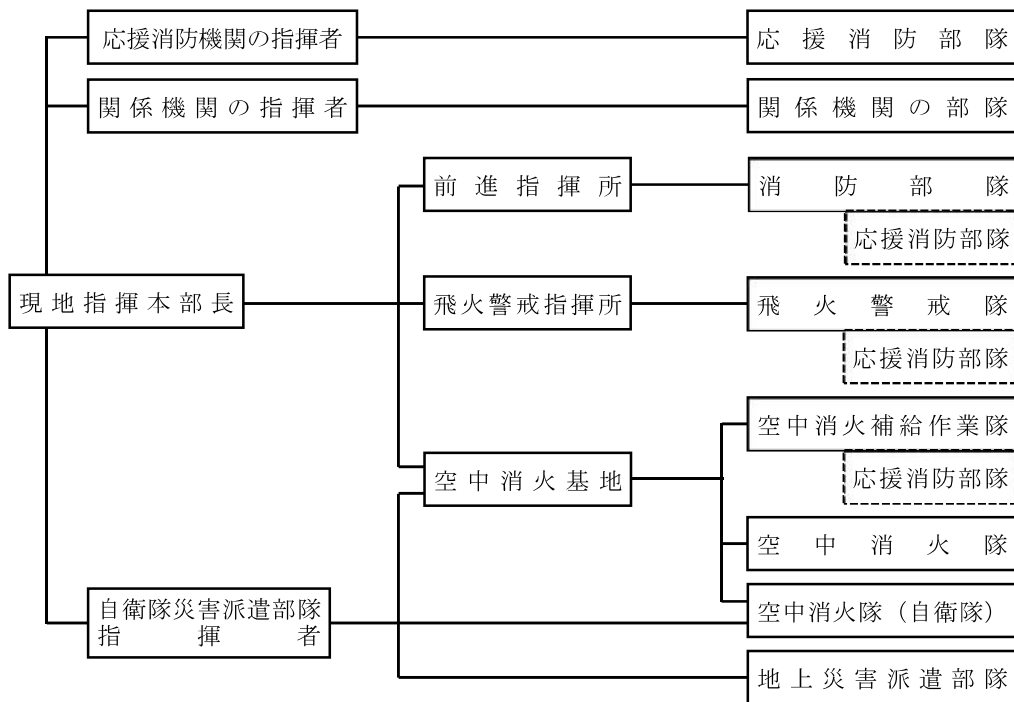
エ 現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。

オ 消防機関の長は、現地最高指揮者として防ぎょ方針を決定し、有機的な火災防ぎょ活動を実施する。

カ 林野火災の区域が二以上の市町村又は広域消防事務組合の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長が協議して決定する。

キ 現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。

ク 現地指揮本部の指揮系統は、おおむね次のとおりとする。



ケ 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。

- (7) 林野火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮圧を図る。
- (イ) 林野火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
- (ウ) 林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょに当たる。
- (エ) 林野火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽

くして、避難者の安全確保に当たる。

(㉔) 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。

(㉕) 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎよを優先する。

(3) 救急・救助活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。

イ 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

(㉖) 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。

(㉗) 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。

(㉘) 大規模林野火災により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所及び避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。

イ 避難指示等の伝達、避難誘導については、消防団及び自主防災組織等との連携を図る。

ウ 避難指示等がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

エ 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。

オ 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、自治会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集・広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集及び伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

消防職員・団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への立入りを禁止し、若しくは制限することができる。

第30節 防災ヘリコプター等活動計画

第1 岩手県防災ヘリコプターの活動

1 基本方針

- (1) 災害時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策を必要と判断した場合は、県本部長に防災ヘリコプターの応援を要請する。
- (2) 町本部長は、防災ヘリコプターの応援要請に当たり、その受入体制を整備する。

2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
総務部	総務課 政策秘書課 いらっしやい葛 巻推進課 議会事務局	防災ヘリコプターの応援要請等

3 実施要領

(1) 活動体制

ア 防災ヘリコプターは、「岩手県防災ヘリコプター応援協定」、「岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、町本部長又は消防の一部事務組合の管理者若しくは広域連合長（以下「町本部長等」という。）の要請に基づき活動する。

イ 防災ヘリコプターは、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、町本部長等の要請にかかわらず、自主的に出動し、情報収集等の括動を行う。

(2) 活動要件

防災ヘリコプターは、原則として、次の要件を満たす場合に、活動する。

公共性	災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊急性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に、重大な支障が生じるおそれがある場合であること。

非代替性	防災ヘリコプターによる活動が有効であること。
------	------------------------

(3) 活動内容

防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりとする。

災害応急対策活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災状況の偵察及び情報収集 2 救援物資、人員等の搬送 3 災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報 4 その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
消火活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 林野火災における空中消火 2 偵察、情報収集 3 消防隊員、資機材等の搬送 4 その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救助活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 中高層建築物等の火災における救助 2 山岳遭難、水難事故等における捜索・救助 3 高速自動車道等の道路上の事故における救助 4 その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救急活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通遠隔地からの傷病者の搬送 2 傷病者の転院搬送 3 交通遠隔地への医師、資機材等の搬送 4 臓器搬送 5 その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(4) 応援要請

ア 町本部長は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、防災ヘリコプターの応援を要請し、文書を提出する。

(7) 災害の種別

- (イ) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (ロ) 災害発生現場の気象状況
- (ハ) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (ニ) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (ホ) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (ヘ) その他必要な事項

イ 応援の要請先は、次のとおりとする。

岩手県復興防災部消防安全課 (岩手県防災航空センター)	電話	0198 (26) 5251
	F A X	0198 (26) 5256

ウ 県本部長は、応援の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、出動の可否を決定し、町本部長等に回答する。

(5) 受入体制

応援を要請した町本部長等は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整える。

ア 離着陸場所の確保及び安全対策

イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

ウ その他必要な事項

第31節 雪害対策計画

第1 基本方針

雪害発生時における救助・救急・医療活動、緊急物資の被災者への供給のほか、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要な交通を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行い、生活路線の確保を図る。

第2 実施機関

実施機関	担 当 業 務
町本部長	町内における住民の生活安定のための降雪時の道路除雪の実施

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
総務部	総務課	1 人的被害及び住家被害情報の収集
	政策秘書課	2 関係機関との連絡調整
	いらっしやい	
	葛巻推進課 議会事務局	
地域整備部	地域整備課	1 気象予報等による降雪量の情報収集
	水道事業所	2 各路線の積雪量の把握 3 除雪機械所有者との連絡調整

第3 実施要領

1 除雪対策の組織

- (1) 町は、別に定める除雪計画により町内の道路除雪を行う。
- (2) 町内の除雪機械所有者に対しては、町が実施する除雪業務への協力を要請する。また、盛岡広域振興局土木部岩手土木センターと連携を図り、効率のよい除雪業務の遂行に努める。

2 配備体制

- (1) 配備体制は、警戒配備、非常配備の2体制とし配備内容及び配備時期の一般的基準は次のとおりとする。

区 分	配 備 内 容	配 備 時 期
警 戒 配 備 体 制	町の組織の一部が配備につき情報連絡及び広報活動を主たる業務とし必要により応急予防措置を実施し、事態の推移に応じ直ちに非常配備体制に移行し得る体制とする。	積雪期において雪についての注意報又は警報が発令され町長が必要と認めたとき、又は降雪40cm以上になる模様するとき。
非 常 配 備 体 制	町の全組織が配備につき全力を挙げて応急対策業務を実施する体制とする。	降雪40cm以上で交通途絶等の状態となり町長が必要と認めたとき。

(2) 町職員の動員方法等については、本章第1節「活動体制計画」を参照のこと。

3 町が行う除雪路線の順位

町が行う除雪路線については資料6-2を参照のこと。

4 除雪機械の配置

除雪機械の配置状況については、本編第1章第17節「雪害予防計画」を参照のこと。

5 消防団の出動と一般住民の除雪協力

(1) 消防団の出動

消防団は町長の指令に基づき、出動するものとし、出動した場合は町長の指揮命令に従って除雪活動に従事する。

(2) 一般住民の除雪協力

住民は、町が実施する除雪活動に積極的に協力する。

第 3 章

災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

- (1) 町は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。
- (2) 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
 - イ 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。
 - ウ 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
 - エ 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
 - オ 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること。
 - カ 事業の実施に当たっては、暴力団排除を徹底すること。この場合において、県警察本部長は、暴力団等の動向把握等を行い、必要に応じ、関係機関・団体等に情報の提供を行うこと。
- (3) 公共施設等の災害復旧事業は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (7) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - (イ) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (ロ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (エ) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - (カ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - (キ) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - (ク) 公園公共土木施設災害復旧事業計画
 - (ケ) 水道公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - ウ 都市施設災害復旧事業計画
 - エ 社会福祉施設災害復旧事業計画

- オ 公立学校施設災害復旧事業計画
- カ 公営住宅災害復旧事業計画
- キ 公立医療施設災害復旧事業計画
- ク その他の災害復旧事業計画

第3 激甚災害の指定

- (1) 町は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講ずる。
- (2) 町は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。
- (3) 町は、県が実施する調査等に協力する。

第4 緊急災害査定 の促進

町は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調製し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

第5 緊急融資等の確保

- (1) 町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講ずる。
- (2) 町において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

1 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業に関係する法令等は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
- (10) 生活保護法

- (11) 児童福祉法
- (12) 身体障害者福祉法
- (13) 知的障害者福祉法
- (14) 障害者総合支援法
- (15) 売春防止法
- (16) 老人福祉法
- (17) 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱
- (18) 水道法
- (19) 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (20) 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (21) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (22) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱
- (23) 社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要

2 地方債

災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 直轄災害復旧事業債
- (3) 一般単独災害復旧事業債
- (4) 公営企業等災害復旧事業債
- (5) 火災復旧事業債
- (6) 小災害復旧事業債
- (7) 歳入欠かん債

3 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰上交付措置
- (3) 特別交付税による措置

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた住民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

1 生活相談

町及び関係機関は、被災者、町民、報道機関、国、県及び他の地方公共団体等から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確・迅速に応えるため、次の措置を講ずる。

(1) 町

ア 被災者のための相談所を庁舎及び避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。

イ 解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。

ウ 県その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。

エ 国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。

(2) 警察署

警察署、駐在所又は現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。

(3) 指定公共機関及び指定地方行政機関等

支店、営業所又は現地等の必要な場所に、臨時相談所、案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

2 被災者台帳の作成

(1) 町は、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

(2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

3 罹災証明の交付

(1) 町は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、発災後遅滞なく、被災者に罹災証明書を交付する。

この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

- (2) 町は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住宅被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (3) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (5) 罹災証明書の申請窓口は、住民会計課及び総務課に窓口を設置して対応する。なお、火災等に関する罹災証明書の申請は、盛岡中央消防署葛巻分署で対応する。
- (6) 町は、災害時における家屋の被害認定の迅速化を図るため、家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等に努める。また、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。
- (7) 町は、発災後に県が実施する住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会へ、担当職員の参加ができるように努める。

4 災害弔慰金等の支給

町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「葛巻町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

金名	支給対象	支給額	
		生計維持者	その他の者
災害弔慰金	政令で定める災害により死亡した住民の遺族	500万円以内	250万円以内
災害障害見舞金	政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民	250万円以内	125万円以内
小災害見舞金	町が、災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害による罹災者に見舞金を支給し、又は罹災住民の救助を行った場合	災害救助法施行細則第6条別表第1の3の(3)に掲げる季別及び世帯数区分による金額に滅失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額 ただし、町が支給した見舞金の総額を超えない金額	

救 助 見舞金	災害救助法適用災害に係る同法 第4条第1項に規定する救助の種 類（同項第3号、第4号及び第7 号に規定する救助を除く。）と同一 の種類救助について、同法第2 条に規定する救助の例によって算 出した額に被災率を乗じて得た金 額
------------	---

5 被災者生活再建支援制度の活用

- (1) 県及び町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。
- (2) 県及び町は、災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。
- (3) 県が実施主体となり、町が申請書類の受け付け窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された公益財団法人都道府県センターに委託し実施する。
- (4) 町は、申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備等を図る。
- (5) 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、支援法の対象となる自然災害の程度は次のとおりである。
 - ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
 - イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
 - ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
 - エ ア又はイの市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
 - オ アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
 - カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る。）又は2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人 未満に限る。）
- (6) 支援金の支給対象
 - 支援金の支給対象は、支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯
 - ア 居住する住宅が「全壊」した世帯

イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により、解体し、又は解体されるに至った世帯（解体世帯）

ウ 災害による危険な状態が継続することその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ イからエまでの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

(7) 支援金の支給

〈複数世帯の場合〉

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊世帯等	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借	—	25	25

〈単数世帯の場合〉

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊世帯等	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借	—	18.75	18.75

【基礎支援金】 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

【加算支援金】 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

(8) 支援金の申請から支給まで

ア 住宅の被害の程度を確認する。

- イ 住民票を取得する。
- ウ 申請書を作成する。
- エ 必要書類を用意する。
- オ 町役場に申請する。
- カ 支給金の支給

(9) 支援金の申請期間

区 分	基 礎 支 援 金	加 算 支 援 金
申請期間	災害のあった日から13ヶ月の間	災害のあった日から37ヶ月の間

6 住宅資金等の貸付

- (1) 町は、災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。
- (2) 住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施する。

7 住宅の再建

- (1) 災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。
- (2) 町は、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して県に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

8 職業のあっせん

町は、罹災者が災害により、収入の道を失い、他に就職する必要が生じた場合には、関係機関と協力して、その実情に応じた、求人のあっせんを行う。

9 租税の徴収猶予及び減免等

被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりとする。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱
町	町が賦課する税目に関して、地方税法及び葛巻町条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講ずる。

第3 中小企業への融資

町は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が図られるよう、必要に応じて、県に対して次の措置を講ずるよう要請する。

- (1) 政府系中小企業金融機関（株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫）の「災害特別融資枠」の設定を促進するための関係機関への要請
- (2) 金融機関に対する中小企業向け融資の特別配慮の要請
- (3) 被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保証増進、保証

枠の確保等の協力の要請

- (4) 金融機関に対する、被害の状況に応じた貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等についての特別取扱の要請
- (5) 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置
- (6) 中小企業関係の被害状況に係る迅速な調査及び再建のための資金需要の把握
- (7) 町及び中小企業関係団体と連携した、災害時の特別措置についての中小企業者への広報、相談窓口の設置

第4 農林業関係者への融資

町は、災害により損失を受けた農林業者（以下「被害農林業者」という。）又は農林業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、次の措置を講ずる。

- (1) 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせん
- (2) 被害農林業者又は被害組合に対する「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- (3) 被害農林業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再建、収入減補てん資金の融資のあつせん。
- (4) 農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

町は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

1 計画作成組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画作成検討組織を設置する。この場合において、女性や要配慮者の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

2 計画策定の目標

被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心で、かつ、環境保全等にも配慮した防災都市・地域づくりによる復興を実現する。

3 復興計画の作成

- (1) 市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- (2) 計画の作成に当たっては、建築物や公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。
- (3) 計画の作成に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- (4) 被災した学校施設の整備については、まちづくりとの連携を推進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。
- (5) ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。
- (6) 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

第3 復興事業の実施

激甚災害に指定された場合の特別な財政措置は、次のとおりである。

項 目	事 業 名
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅等災害復旧事業(5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設等災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 医療施設等災害復旧事業 (14) 堆積土砂排除事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 イ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (15) 湛水排除事業
<p>2 農林水産業に関する特別の助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(天災融資法が発動された場合適用) (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (7) 森林災害復旧事業に対する補助
<p>3 中小企業に関する特別の助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
<p>4 その他の特別の財政援助及び助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特

例

第4 災害記録編纂計画

町は、防災対策の向上のため、災害時の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、とりまとめる。

第4節 心的外傷後ストレス障害（PTSD） のケア計画

第1 基本方針

災害によって深く心が傷ついた心理状態（PTSD）を癒す、あるいは、症状を軽減するための対策を講ずる。

第2 心的外傷後ストレス障害の兆候と症状の理解

下表の症状が、被災後すぐに表れる人から半年以上経って表れる人もある。具体的には、次のような症状が1か月以上も続く状態がある。

- (1) 災害の光景が忘れられない。
- (2) 何事にも無関心でいようとする。
- (3) 過度の生理的緊張状態が持続する。

身 体 的	認 知 的	感 情 的
めまい、吐き気、筋肉の震え、冷や汗、食欲不振、睡眠の中断、悪夢	記憶障害、部分的言語障害、決断に時間がかかる、心理的な混乱状態、思考やフラッシュバックが止まらない	心配、いらいら、悲嘆、恐怖、しびれた感じ、無力感、罪悪感、怒り、落胆・落ち込み

第3 心的外傷後ストレス障害に対する支援

- (1) 被災者個人の対策としては、次のような方法がある。
 - ア 被災者は、誰もが災害を体験したものであり、自分個人だけのものではないということ認識する。
 - イ 誰もが無関心や無感動になることを自覚し、そうした気持ちを否定しない。
 - ウ できるだけ活動的にする。
 - エ 現実から逃げない。
 - オ どういう災害であったか本気になって考える。
 - カ 善意を素直に受け入れる。
 - キ 一人になれる時間を持つ。
- (2) 行政の対応としては、次のような方法がある。
 - ア 各種情報を提供するための住民向け講演会を実施する。
 - イ 専門家による避難所及び家庭訪問による巡回相談を実施する。
 - ウ 専門家による個別の相談を実施する。
 - エ 専門家による相談電話を設置する。

